

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ

令和 7 年 3 月 25 日

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会

## 目次

---

はじめに .....	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項 .....	2
2 検証結果取りまとめ .....	3
(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証 .....	3
(2) 効果検証等に係る検証 .....	7
(3) その他E B P Mの取組に係る検証 .....	9
(4) 今後の取組について .....	10
(5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証 .....	12

## 参考資料

参考 1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱 .....	14
参考 2 検証会の開催状況等 .....	16
参考 3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料 .....	17
参考 4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料 .....	143

## はじめに

---

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者によるE BPMの実践状況の検証等を行い、E BPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された株式会社メトリクスワークコンサルタンツが参集を求めて開催されたものであり、令和6年12月9日から令和7年2月13日まで計2回にわたり、厚生労働省におけるE BPMの推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後のE BPMの推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとにE BPMにかかる政府の方針を作成し、各府省はその方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省におけるE BPMの推進に当たっては、その方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

# 1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項

---

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、次の点を検証事項として検証を行った。

## (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

- ・ 全ての行政事業レビューシートについて、生成AIを活用した簡易チェックの方法等の検証を行った。
- ・ 対象事業（108事業）について、行政事業レビューシートの点検・助言等の検証を行った。

## (2) 効果検証等に係る検証

- ・ 過年度のE B P M実践事業から選定された対象事業について、その取組状況に係るフォローアップの検証を行った。
- ・ 過年度のE B P M実践事業から選定された対象事業について、分析手法や分析結果の解釈等の検証を行った。

## (3) その他E B P Mの取組に係る検証

- ・ その他のE B P Mの取組について、実施方法や取組内容等の検証を行った。

## (4) 今後の取組について

- ・ 令和6年度の取組内容を踏まえ、令和7年度のE B P Mの実践について検証を行った。

## (5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

## 2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

### (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

#### ①厚生労働省の主な取組

全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行うこととしている<sup>1</sup>。

また、概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行った<sup>2</sup>。

#### 【行政事業レビューシートの主な点検項目】

##### 全般

- 専門的な用語を用いる場合、注釈等で説明されているか。

##### 事業の目的

- 事業の最終目的（目指すべき姿）を明確化した上で、その達成に向けて事業がどのように寄与するのか記載されているか。

##### 現状・課題

- 事業の目的に対応する形で具体的な現状（問題）を記載しているか。
- 現状（問題）に対応する形で具体的な課題（原因）を記載しているか。
- データを用いて記載しているか。

##### 事業の概要

- 課題に対応する形で具体的に記載しているか。

##### アクティビティ

- 事業の概要と対応する形で主要な活動を漏れなく記載しているか。
- 国をアクティビティの実施主体として記載しているか。

<sup>1</sup> 第2回厚生労働省のEPM推進に係る有識者検証会（以下、「第2回検証会」という。）の資料2（行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について）（p.165）を参照

<sup>2</sup> 第2回検証会の資料1（行政事業レビューシートの点検（詳細チェック）について）（p.144）を参照

#### アウトプット

- ・ アクティビティをどれだけ実施するか（したか）に関する活動目標を適切に設定しているか。
- ・ 上記活動目標に対する活動指標を記載しているか。

#### 短期アウトカム

- ・ 短期間（原則1～2年以内）で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための成果目標が適切に設定されているか。
- ・ 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。

#### 中期アウトカム

- ・ 短期アウトカムから長期アウトカムに至るまでの中間的な変化に係る成果目標が適切に設定されているか。
- ・ 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。

#### 長期アウトカム

- ・ 事業の目的に対応した形で成果目標が適切に設定されているか。
- ・ 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。

#### 項目間のつながり

- ・ 各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく、ロジカルに記載されているか。
- ・ 複数のアウトカムを設定している場合、短期、（中期）、長期アウトカムは、事業対象者や社会の段階的な行動変容や変化に関する記載となっているか。

### ②検証結果

生成AIを活用した簡易チェック及び多様な観点から記載内容を確認する詳細チェックのいずれについても、政府が実践を推進する「基礎的なEBPM」に向けて、効率化や品質の確保に資するものであり、概ね妥当である。ただし、以下の「今後の課題」に留意しながら、取組を進める必要がある。

### ③今後の課題

#### （ア）事業の必要性・重要性の適切な記載

今年度実施した行政事業レビューsheetの点検（詳細チェック）について、事業の目的や現状・課題欄が適切に記載されておらず、事業を実施する必要性・重要性が確認できない事業が見られた。現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載することを徹

底することが望ましい。また、事業が複数の目的をもっている場合は、その目的を明示的に記載するようフィードバックすることが望ましい<sup>3</sup>。

#### （イ）事業の論理構造の適切な記載

今年度実施した行政事業レビューシートの点検（詳細チェック）について、アウトカム欄にアウトプットに相当するものが記載されていたり、長期アウトカムに至るまでのロジックに飛躍があったり、長期アウトカムが事業の目的と整合していなかったりするなど、事業の論理構造が確認できない事業が見られた。事業の進捗・効果を適切に把握・評価するため、アウトカムを段階的かつ論理的に設定することを徹底することが望ましい<sup>4</sup>。

#### （ウ）行政事業レビューシートに関する知識・姿勢の浸透

行政事業レビューシートが適切に記載されていない要因として、職員が基本的な知識を十分に習得できていないことが考えられる。そのため、内閣官房行政改革推進本部事務局が作成している行政事業レビューシートに関する執務参考資料について、周知・啓発を行ったり、職員研修の場で積極的に活用したりするなど、職員に浸透させることが望ましい。また、行政事業レビューシートはあくまでもツールであり、事業の背景や目的、ロジックを捉えた上で、それらをシートに落とし込むという姿勢が職員に浸透するよう取組を進めることが望ましい<sup>5</sup>。

#### （エ）生成AIの信頼性に係る周知

今年度実施した行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について、職員が生成AIの精度を十分に認識できていないと、生成AIが誤った指摘を行った場合、その指摘に従って行政事業レビューシートを記載するというリスクも考えられる。そのため、担当部局に対して簡易チェックの結果を提供する際には、複数の生成AIの結果を提供する等、生成AIの信頼性を職員が認識できるような工夫を施すことが望ましい<sup>6</sup>。

#### （オ）生成AIを活用した試行的な取組の公開

今年度実施した行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について、生成AIが的確な指摘を行うようにするために、人間によるアシストが必要であり、そのような知見の積み重ねによって、生成AIの有効かつ効率的な活用方法を見出せる。その

---

<sup>3</sup> 第2回検証会の資料1のp.16及びp.19(p.160及びp.163)を踏まえた課題

<sup>4</sup> 第2回検証会の資料1のpp.18-19(pp.162-163)を踏まえた課題

<sup>5</sup> 第2回検証会の資料1のp.19(p.163)を踏まえた課題

<sup>6</sup> 第2回検証会の資料2のp.2(p.167)を踏まえた課題

ため、今年度の生成AIを活用した試行的な取組の内容や経験を公開し、知見等を広めしていくことが望ましい<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> 第2回検証会の資料2のp.2(p.167)を踏まえた課題

## (2) 効果検証等に係る検証

### ①厚生労働省の主な取組

令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業（重点フォローアップ事業）について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントした<sup>8</sup>。

また、そのうち、次年度以降に効果検証を予定している3事業について、データの取得や事業の実施状況等に係る事業担当課室へのヒアリング等を行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、検証範囲の縮小や代替データの提示等の助言・支援を行った<sup>9</sup>。

さらに、効果検証に必要なデータを取得済みの2事業について、効果検証を行い、検証方法や分析結果、政策的示唆等を取りまとめた資料を作成し、事業担当課室へ説明を行った<sup>10</sup>。

### ②検証結果

重点フォローアップ事業への支援・助言について、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行うとともに、効果検証について、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、概ね妥当である。ただし、以下の「今後の課題」に留意しながら、取組を進める必要がある。

### ③今後の課題

#### (ア) 検証に向けた継続的なフォローアップ

来年度以降に効果検証を予定している「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、アウトカムの一部において、効果検証に必要な事前データが取得できていない状況が確認された。効果検証に向けた分析手法や必要なデータ等を事前に設計している以上、その設計に変更が生じた際には、担当部局へ適切な代替案を提示・検討

<sup>8</sup> 第1回厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会（以下、「第1回検証会」という。）の資料2（重点フォローアップ事業への支援・助言について）（p.24）及び第2回検証会の資料3（重点フォローアップ事業への支援・助言について）（p.168）を参照

<sup>9</sup> 第1回検証会の資料3（効果検証対象事業の取組状況・結果について）のpp.6-24（pp.33-51）を参照

<sup>10</sup> 第1回検証会の資料3のpp.2-5（pp.29-32）、参考資料4（若年者の技能検定受検料減免措置の効果検証）（p.58）及び参考資料5（特定健康診査・保健指導の実施率向上に関する取組の効果検証）（p.123）を参照

するなど、効果検証事業の実施状況等を踏まえながら、継続的にフォローアップすることが望ましい<sup>11</sup>。

#### （イ）背景・文脈の把握

今年度実施した「若年者の技能検定受検料減免措置」の効果検証について、その措置を実施する背景や文脈を踏まえないと、分析結果の解釈に当たって、混乱が生じる可能性がある。そのため、政策を評価する上では、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい<sup>12</sup>。

#### （ウ）前向き検証の実践

今年度実施した効果検証については、いずれも事業実施後（後ろ向き）の検証であり、取組の有効性を精緻に検証することは難しい。そのため、実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的に RCT（ランダム化比較試験）等の「前向き検証」を行うことを検討することが望ましい<sup>13</sup>。

#### （エ）コスト観点からの分析

今年度実施した「特定健康診査・保健指導に必要な経費」の効果検証については、各取組と受診率との関係を分析するにとどまっているが、保険者（自治体）における実装を踏まえると、その取組のコストも重要な要素である。そのため、政策の実装に当たり、特にその費用対効果が重視されるような政策の効果検証においては、実施上のコストも考慮しながら分析を行うことが望ましい<sup>14</sup>。

#### （オ）受益者視点の効果検証

来年度以降に効果検証を予定している「地域包括支援センター等におけるＩＣＴ等導入支援事業」について、政策の対象者である自治体の業務効率化をアウトカムとして設定しているが、その業務効率化による効果として、自治体によるサービスの質が維持・向上されることも重要な視点である。そのため、効果検証に当たって、政策の対象者（例：自治体）だけでなく、対象者を通じて政策効果を受ける受益者（例：国民）への効果も検討するなど、広がりのある効果検証を検討することが望ましい<sup>15</sup>。

---

<sup>11</sup> 第1回検証会の資料3のpp.8-11(pp.35-38)を踏まえた課題

<sup>12</sup> 第1回検証会の参考資料4のp.2(p.60)を踏まえた課題

<sup>13</sup> 第1回検証会の資料3のp.2及びp.4(p.29及びp.31)を踏まえた課題

<sup>14</sup> 第1回検証会の参考資料5のp.11(p.134)を踏まえた課題

<sup>15</sup> 第1回検証会の資料3のpp.20-24(pp.47-51)を踏まえた課題

### (3) その他EBPMの取組に係る検証

#### ①厚生労働省の主な取組

EBPMより相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行った<sup>16</sup>。

また、職員を対象としたEBPM研修をeラーニング形式や集合形式で実施し、EBPMに関する基礎的・実践的な知識の習得を促した<sup>17</sup>。

#### ②検証結果

職員からの幅広い相談に対して専門的知見を活用しながら対応するとともに、職員のレベル等に応じて適切な研修機会を提供しており、概ね妥当である。ただし、以下の「今後の課題」に留意しながら、取組を進める必要がある。

#### ③今後の課題

##### (ア) 受講者へのアンケートを踏まえた改善

今年度実施したEBPM研修について、受講者アンケートにおいて、「（問題解決の型に沿った政策立案や政策効果の検証を）あまり実践したいと思わない」と回答した受講者が数名見られた。アンケートの自由記述欄等から、そのように回答した理由等を把握し、研修の改善に役立てることが望ましい<sup>18</sup>。

##### (イ) 研修間での内容のつながり

今年度実施したEBPM研修について、行政事業レビューへの理解度を高めるような内容も取り入れることが必要であり、行政事業レビューに関する基礎的な知識習得を目的とした研修と、EBPMに関する高度な知識習得を目的とした研修において、受講者が両者のつながりを理解できるような工夫を施すことが望ましい<sup>19</sup>。

<sup>16</sup> 第2回検証会の資料4（その他EBPMの取組について）のp.2（p.173）を参照

<sup>17</sup> 第2回検証会の資料4のpp.4-6（pp.175-177）を参照

<sup>18</sup> 第2回検証会の資料4のp.6（p.177）を踏まえた課題

<sup>19</sup> 第2回検証会の資料4のpp.4-5（pp.175-176）を踏まえた課題

## (4) 今後の取組について

### ①厚生労働省の主な取組

政府の方針や令和6年度の取組内容等を踏まえ、令和7年度のEBPMの実践について次のとおりまとめた<sup>20</sup>。

#### 令和7年度のEBPMの実践について

- 予算事業については行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用し「基礎的なEBPM」を実践する。
- 全てのRSを対象とした職員による簡易チェック及び特定のRS<sup>\*1</sup>を対象とした専門家による詳細チェックを実施し、RSの品質管理を進める。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。<sup>\*2</sup>
- 優良事業改善事例の選定など、その他の取組については、政府の方針に沿って対応していく。

※1 既存事業に関しては1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象

※2 重点フォローアップ事業に対する支援については令和7年度まで、効果検証対象事業の効果検証については令和8年度まで取組を継続する予定

また、令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組を、次のとおりまとめた。

#### 令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組について

- EBPMよろず相談所
  - 毎週1回（令和7年10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。（令和7年4月～令和8年2月）
- 行政事業レビューシートの確認
  - 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIの活用も視野に入れて、職員による簡易チェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）
  - 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容に

<sup>20</sup> 第2回検証会の資料6（来年度の取組について）（p.180）を参照

について、専門家による詳細なチェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）

- 過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言
  - 令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について助言を行う。（令和7年6月～7月、令和7年12月～令和8年1月）
- 効果検証
  - 令和4、5年度選定の効果検証対象事業（計3事業）のうち、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、検証作業を行う予定。
  - 残りの2事業については、令和8年度以降に検証作業を行う予定。（令和7年7月～令和8年2月）
- EBPM研修
  - 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」に関する実践的な知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修を実施する。（令和7年5月）
  - EBPMに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修を実施する。（令和7年10月）
  - EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修を実施する。（令和7年11月）

## ②検証結果

政府の方針を踏まえながら、EBPMの更なる推進、普及・浸透を図るものであり、概ね妥当である。

## (5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

---

### ①今後の課題

#### (ア) バランスを意識したE B P Mの推進

これまで厚生労働省では、効果検証を中心に先駆的にE B P Mに取り組んできたが、政府の方針（行政事業レビューにおける「基礎的なE B P M」の実践）を踏まえ、効果検証に向けた取組の比重が低下する懸念がある。そのため、全事業を対象とした行政事業レビューの取組と厳密な効果検証とのバランスを意識し、効果検証がおそらくにならないように、E B P Mの取組を推進することが望ましい<sup>21</sup>。

---

<sup>21</sup> 第2回検証会の資料6（p.180）を踏ました課題

## 参 考 资 料

## 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

### 1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和6年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

### 2 検証事項

- (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証
- (2) 効果検証等に係る検証
- (3) その他E B P Mの取組に係る検証

### 3 構成員

別紙のとおり

### 4 運営等

- (1) 検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。  
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (6) 検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

安藤 道人 立教大学 経済学部 教授

小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

## 参考 2

### 検証会の開催状況等

#### ◆開催状況

第1回：令和6年12月9日（月）15:00～17:00 WEB会議形式  
第2回：令和7年2月13日（木）15:00～17:00 WEB会議形式

#### ◆厚生労働省

参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	三村 国雄
政策立案・評価推進官	菊池 清隆
政策企画官	白木 紀行
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	佐々木 和之
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	山本 剛史

#### ◆事務局 株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

代表取締役	西野 宏
チーフコンサルタント	有本 寛
コンサルタント	徳田 尚也

#### ◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46461.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46461.html)

令和 6 年度厚生労働省委託  
「E B P M推進に関する業務一式」事業

第 1 回 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時 令和 6 年 12 月 9 日 (月) 15:00~17:00

場 所 WEB 会議形式にて開催

議 事 1 開会

- ・はじめに
- ・委員紹介
- ・座長等の選定

2 E B P M実践の取組状況の検証

3 その他

配付資料

資料 1 厚生労働省における E B P Mの実践の取組方針及び取組状況について

資料 2 重点フォローアップ事業への支援・助言について

資料 3 効果検証対象事業の取組状況・結果について

参考資料

参考 1 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

参考 2 令和 5 年度の E B P Mの実践について (取組方針)

参考 3 令和 5 年度の E B P M実践事業の種類

参考 4 若年者の技能検定受検料減免措置の効果検証

参考 5 特定健康診査・保健指導の実施率向上に関する取組の効果検証

参考 6 基礎・応用研修について

参考 7 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ  
(令和 5 年度) における今後の課題への対応

## 厚生労働省におけるEBPMの実践の取組方針 及び取組状況について

令和6年度 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会  
(令和6年12月9日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

# 令和6年度のEBPMの実践について(取組方針)

## 内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和6年1月30日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている行政事業レビューにおいて、「基礎的なEBPM」を実践する。
- 行政事業レビューシートを「過去の事実の説明」のみならず、政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。
- 画一的なやり方をあてはめるのではなく、事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような高度に学術的なものをもとめるものではない。
- 各府省は、自律的に行行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

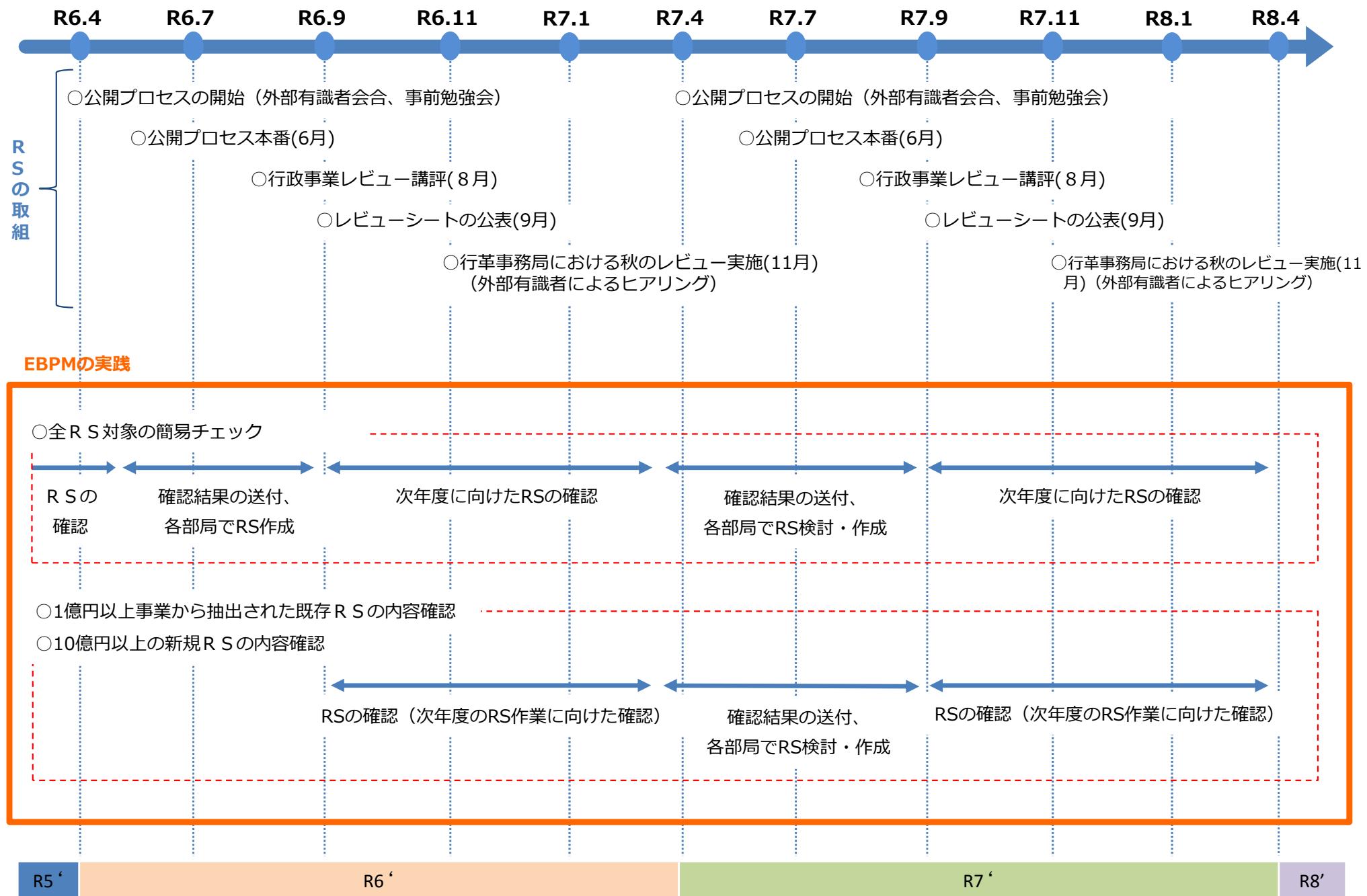
## 厚生労働省における令和6年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1
  - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
    - ・「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
    - ・「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
  - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
  - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※2。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、5月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 令和5年度に実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施

## 参考 E B P Mの実践のスケジュール



# 令和6年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

## EBPMよろず相談所

- 隔週1回、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。11月末までに18件の相談に対応。
- 実施期間は令和6年4月23日（火）から令和7年2月末までの予定。

## 行政事業レビューシートの確認

- 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行う。作業期間は令和6年12月から令和7年2月末。
- 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行う。作業期間は令和6年9月から令和7年2月末。

## 過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言

- 令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントした。
- 実践年度から2年後まで、毎年6月と12月に実施予定(計4回)。

## 効果検証

- 令和6年度は「若年者の技能検定受検料減免措置(人材開発統括官)」及び「特定健康診査・保健指導に必要な経費(保険局)」の2事業について効果検証を行った。
- 残りの令和4、5年度選定の効果検証対象事業(計3事業)については、令和7年度以降の検証作業を予定しており、データの取得や事業の実施状況等について取組状況を引き続き確認していく。

## EBPM研修

- 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修をe-ラーニング形式で実施した。実施時期は5月7日（火）から。
- EBPMに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な素養を習得してもらうための基礎研修（60分程度）をe-ラーニング形式で実施した。実施時期は10月1日（火）～10月31日（木）。
- EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する実践的な知識を習得してもらうための応用研修（3時間程度）を対面で実施した。研修日程は11月6日（水）、11月13日（水）。

## 令和4年度EBPM実践事業（令和6年12月9日現在）

部局名	事業名	区分	重点FU
健康局	慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築・多職種連携モデル事業（仮称）	モデル事業	
健康局	アピアランス支援モデル事業	モデル事業	
健康局	免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	モデル事業	○
職業安定局	外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業	モデル事業	
雇用環境・均等局	フリーランスに対する相談支援及び周知広報事業	その他	
子ども家庭局	困難な問題を抱える女性支援推進事業	その他	○
社会・援護局（社会）	就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	モデル事業	○
社会・援護局（援護）	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業	その他	
老健局	介護報酬改定等に伴うシステム改修経費	その他	
保険局	特定健康診査・保健指導に必要な経費	その他	○
人材開発統括官	新卒者等に対する支援	その他	○

# 令和5年度E BPM実践事業 (令和6年12月9日現在)

## E BPM実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

## E BPM実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
1	重症患者診療体制整備事業
2	A M Rに関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
4	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
5	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
6	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
8	地域包括支援センター等におけるI C T等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業

## 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 重点フォローアップ事業への 支援・助言について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日



令和4・5年度の有識者検証会でそれぞれ5事業(計10事業)を選定しており、今年度は年2回、各事業に対して適切に効果検証等を実施する上で必要な助言を行う

選定年度	事業名	部局名
令和4年度	1. 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	健康・生活衛生局
	2. 特定健康診査・保健指導に必要な経費	保険局
	3. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	社会・援護局
	4. 就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	社会・援護局
	5. 新卒者等に対する支援	人材開発統括官
令和5年度	6. 重症患者診療体制整備事業	医政局
	7. 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	労働基準局
	8. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	職業安定局
	9. 労働者協同組合法の円滑な施行	雇用環境・均等局
	10. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	老健局

## 主に、ロジック/アウトカム、効果検証という観点から、事業の論理構造やアウトカム・指標の妥当性、効果検証に向けたデータ取得・分析手法について助言を行った

項目	主な助言内容
ロジック/ アウトカム	ターゲット設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業が念頭に置いているターゲットの設定根拠を記載してはどうか</li> </ul>
	適切なアウトカム設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>設定しているアウトカムは、アクティビティの直接的な結果であるため、アウトプットとして設定してはどうか</li> <li>意識及び行動の変化を一括りにして1つのアウトカムとして設定しているが、事業効果の適切な把握に向けて両者を切り分けて測定してはどうか</li> </ul>
	適切な指標設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>設定している指標を正確に把握することは困難であると考えられることから、代替的な指標を検討してはどうか</li> </ul>
	段階的なアウトカム設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>短期アウトカムから長期アウトカムへのつながりが弱いため、中期的なアウトカムを設定してはどうか</li> </ul>
効果検証	データ取得 <ul style="list-style-type: none"> <li>客観的な測定手法によりアウトカムを把握できないか検討してはどうか</li> <li>アウトカムに影響を与えるような対象者の属性情報も取得してはどうか</li> <li>各自治体において事業の対象となった時期(年度)も記録することが望ましい</li> <li>モデル地域外のデータ取得も検討してはどうか</li> </ul>
	分析手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的な分析に必要なサンプルサイズが得られない場合を想定し、事業の対象自治体へのヒアリング等を用いた定性的な分析も検討してはどうか</li> </ul>

## 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 効果検証対象事業の取組状況・ 結果について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日

2025年1月17日修正



効果検証を予定している事業は5事業あり、データの取得時期を踏まえ、今年度は2事業について効果検証を実施した

選定年度	事業名	検証年度	リサーチデザイン	事業(効果検証)の実施状況	
令和元年度	1. 若年者の技能検定受検料 減免措置	令和6年度	後述	・ 実施済	今年度実施
令和4年度	2. 特定健康診査・保健指導に 必要な経費	令和6年度	後述	・ 実施済	今年度実施
	3. 困難な問題を抱える女性 支援推進等事業	令和7年度	PSM+DID及び 重回帰分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプットの一部が想定よりも低調</li> <li>アウトカムの一部について、事業実施前のデータが取得不可</li> </ul>	
令和5年度	4. 副業・兼業に関する情報 提供モデル事業	令和8年度	PSM+DID 又は前後比較 (平均の差の検定)*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプットの一部が想定よりも低調</li> <li>令和7年度終了後にアウトカムに係るデータを取得予定</li> </ul>	
	5. 地域包括支援センター等に おけるICT等導入支援事業	令和8年度	PSM+DID 又は前後比較 (平均の差の検定)*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプットが想定よりも低調</li> <li>データの取得方法を検討中</li> </ul>	

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 1.若年者の技能検定受検料減免措置

**本事業は若年者に対し、技能検定の受検料を減免し受検しやすい環境を整備。  
減免により受検率が上がったかを検証**

### ■ 事業概要

- 若年者に対し、**技能検定<sup>\*1</sup>の実技試験の受検料を減免する措置を実施し<sup>\*2</sup>**、若者が受検しやすい環境を整備
- 当該減免措置を2017年(平成29年)10月より実施していたが、2022年度(令和4年度)より**減免措置の対象を縮小<sup>\*3</sup>**。縮小分を補てんするため、**一部府県では独自減免を実施**

### ■ 検証事項と仮説

- 減免措置に受検者数を引き上げる効果があるかを検証**
- 仮説①:減免が除外されたグループは、減免が継続されたグループに比べて、受検者数の伸びが小さい
- 仮説②:県減免がある場合は、その影響は緩和されている

### ■ 検証方法

- データ:**
  - 技能検定受検者データ(受検者レベル)
  - 級×都道府県×年齢×雇用保険被保険者区分×年度レベルの、受検者数のパネルデータを構築
- 方法:**都道府県×年齢×雇用保険被保険者区分×年を観察単位とし、受検者数を国及び県の減免ダミーと、グループ(都道府県×年齢×雇用保険被保険者区分)固定効果、年度固定効果で回帰(固定効果モデルを推定)

### リサーチデザイン(PICODA)

#### Population

誰に対して

若年層の技能検定の受検者

#### Intervention

どんな事業を行い

検定料の減免

#### Comparison

誰と比較して

減免対象外の受検者

#### Outcome

何に対する効果を

受検

#### Data Collection

どういったデータを用いて

受検者データ

#### Analytical Method

どういった手法で分析するか

重回帰分析(固定効果分析)

\*1 「技能検定制度」は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度

\*2 2級と3級の実技試験を受検する35歳未満の者に対し、実技試験の受検料を9,000円減額

\*3 対象は「35歳未満」から「雇用保険被保険者である25歳未満」へ縮小

## 減免措置により、3級では受検を促進できた可能性あり

### ■ 主な結果

- 3級では、国または県減免の実施により、受検者数が18%増加
- 国減免・県減免別では、国減免は6%、県減免は30%の引き上げ効果。国減免より県減免の方が効果が大きい
- ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

推定結果 > 推定値(推定モデル(5)～(6)、2・3級)

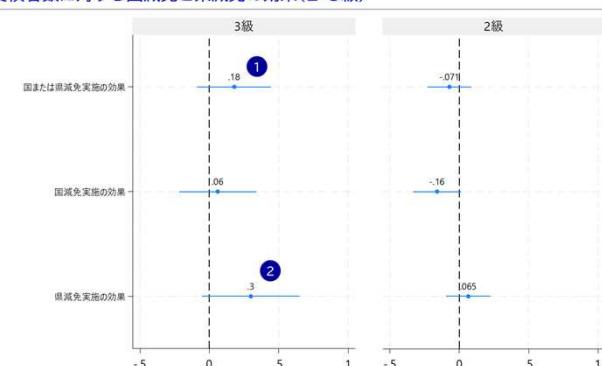
統合的にみると、3級では国または県減免の実施により受検者数を18%引き上げ。  
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

① 3級では、国または県減免の実施により受検者数が18%増加

② 3級では、国減免と県減免の実施は、それぞれ受検者数を6%、30%引き上げる効果あり

・ 2級では、減免の実施によりむしろ受検者数が7%減少

受検者数に対する国減免と県減免の効果(2・3級)



METRICS WORK CONSULTANTS INC.

注)観察単位は、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級。結果変数は受検者数(対数)。説明変数には都道府県×年齢×学生・就業者固定効果と年度固定効果を含む。括弧内は都道府県でクラスターした標準誤差。点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す

| 18

### ■ 示唆

- 減免により受検を促進できている可能性はある。  
ただし、本分析では正確な推定ができていない
- 正確な効果検証のため、雇用保険被保険者か否か等、分析に必要なデータを体系的に収集することが望ましい
- 今後の制度設計に向けた、減免の対象とすべき年齢層や属性の検討にあたって、年齢別や学校種別など深掘り分析を行うことを推奨



詳細は参考資料4参照

# 保険者が実施している特定健診の勧奨に向けた取組が、受診率向上に寄与したのかを検証

## ■ 事業概要

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施
- 国は保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援

## ■ 検証事項

- 保険者(市町村国保)は実施率向上に向け、周知啓発や受診をしやすくするための様々な取組を実施
- これらの取組が受診率向上に寄与したかを統計的に検証

## ■ 検証方法

- データ:**
  - 保険者別の取組の実施状況に関するアンケート
  - 保険者別の特定健診の実施状況(受診率)のデータ
- 方法:**保険者×年を観察単位とし、受診率を取組ダミーと、保険者固定効果、年度固定効果で回帰(固定効果モデルを推定)

## リサーチデザイン(PICODA)

<b>Population</b> 誰に対して	受診勧奨策を実施している保険者
<b>Intervention</b> どんな事業を行い	受診勧奨策
<b>Comparison</b> 誰と比較して	受診勧奨策を実施していない保険者
<b>Outcome</b> 何に対する効果を	特定健康診査実施率
<b>Data Collection</b> どういったデータを用いて	保険者データヘルス全数調査、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)
<b>Analytical Method</b> どういった手法で分析するか	重回帰分析(固定効果モデル)

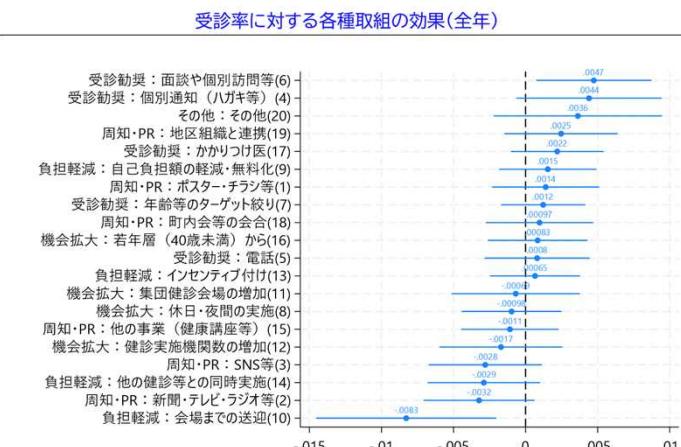
## 効果検証対象事業の取組状況・結果 &gt; 2.特定健康診査・保健指導に必要な経費

取組によって受診率と正/負の相関があるものの、推定精度は低い。  
RCT等の前向き効果検証で有効な取組を特定、強化することを推奨

## ■ 主な結果

- 同一保険者内で、各取組の実施状況と受診率の関係を統計的に検証し、受診率と正/負の関係にある取組を特定
- ただし、いずれの取組も効果量は小さく、推定精度は低い。受診率への影響があることは確認できず
- 取組の実施率が低下するなかで受診率は横ばいを維持しており、取組を実施しなくても受診率は維持できる状況

受診率に対する各種取組の効果  
面談や個別訪問、個別通知など、対象者個別に向けた受診勧奨を行うことで、受診率が向上する傾向



注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。推定モデルの目的変数は受診率、説明変数は、各種取組ダメー、保険者固定効果、年度固定効果。  
推定法は、最小二乗法（固定効果モデル）。推定結果はAppendixを参照。

9

## ■ 示唆

- 現在受診している層は特段の取組がなくても受診すると考えられることから、現在受診していない層の属性を把握し、受診の阻害要因を特定したうえで、取組を強化・改善すべきではないか
- 推定精度が低いため、追加データを収集し説明変数を追加することで、推定精度を向上させることが重要
- 観察データから後ろ向きに各種取組の効果検証を行うには限界があるため、RCT(ランダム化比較試験)による前向き検証を実施し、効果の高い取組を特定したうえで、それらの取組にリソースを集中させることを推奨



詳細は参考資料5参照

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 事業概要

本事業は、困難な問題を抱える女性への適切な支援体制の構築を目的として、自治体に  
対して、各種取組に要する費用の補助を実施するものである

出典：厚生労働省「令和5年度厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会(第2回)」

## 令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について（1）

### I 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

#### ① 事業概要

- 個々の状況に応じた適切な支援が提供される体制が構築されるよう、DV・女性保護対策等支援事業により、以下に要する費用の補助を実施する。

- ① 研修受講の有無や経験年数に応じた婦人相談員手当の支給
- ② 都道府県等の基本計画策定
- ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
- ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
- ⑤ 関係機関における地域協議会の設置・運営

\* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「DV・女性保護対策等支援事業」は「困難な問題を抱える女性支援等推進事業」と、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と、「地域協議会」は「支援調整会議」と読み替える。

【実施主体】都道府県、市区町村

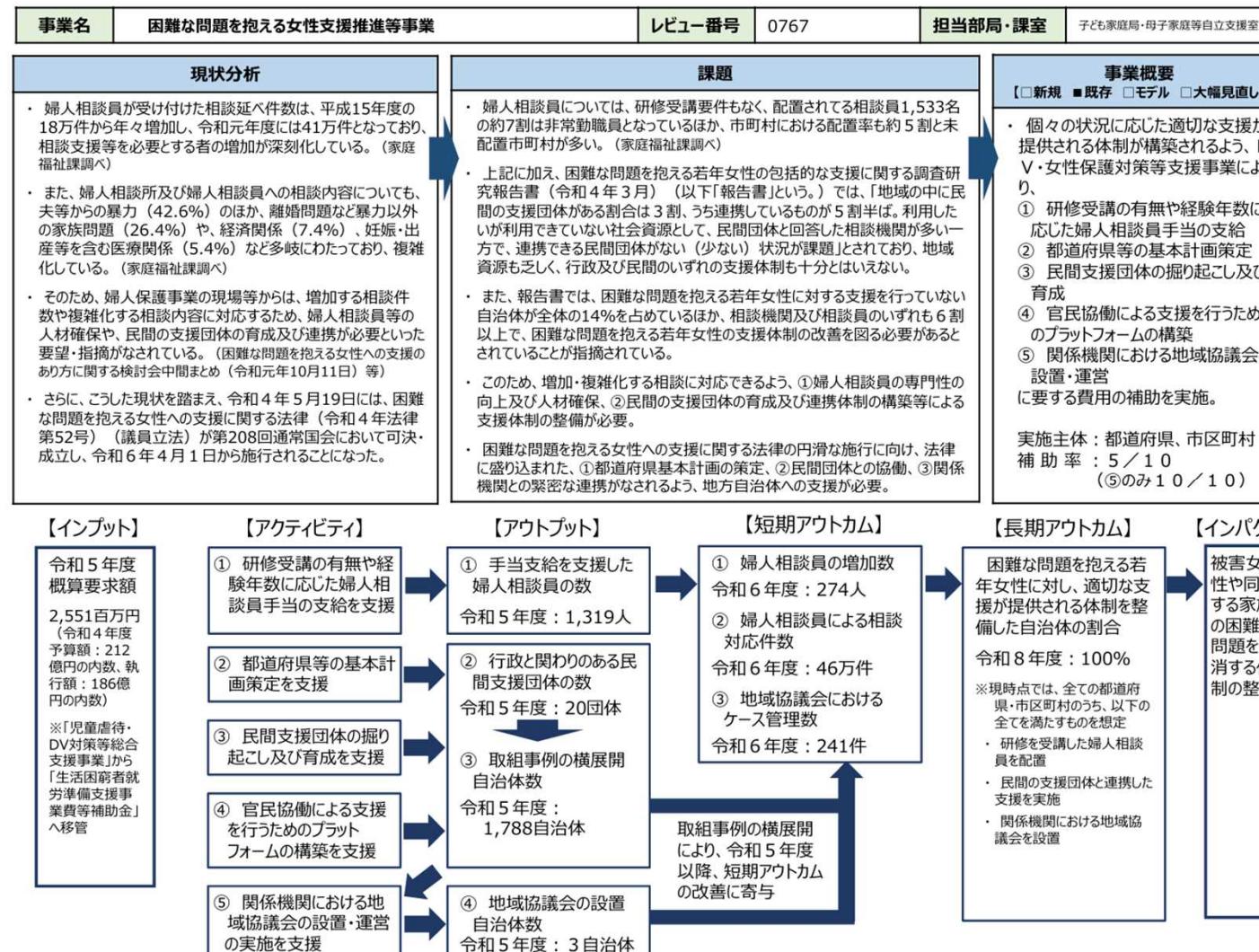
【補助割合】①～④：5／10 ⑤：10／10

#### ② 事業の現状と今後の方向性

- 事業の実施は6自治体程度。都道府県等に対し、事業を活用いただけるよう働きかけを行っている。
- 地域協議会の設置はまだ実績がなく分析は難しい状況にあり、関連する民間支援団体の掘り起こし及び育成については、令和5年度中に自前で手引きを作成し、横展開することを検討しており、これらの取り組みも踏まえつつ定性的な分析を検討する。
- 令和6年度中に令和5年度実績をとりまとめ、令和7年度に効果検証を予定している。効果検証方法としては、補助金を活用している自治体と活用していない自治体間の分析（人口規模別）を検討しており、様々な角度から分析できるよう相談対応件数や層別（年齢別、通報窓口別）等を細かく調査している（調査に対して苦情はあるが協力いただけている）。

## (参考)本事業の概要及びロジックモデルは以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



\* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」と、「婦人保護事業」は「女性支援事業」と、「DV・女性保護対策等支援事業」は「困難な問題を抱える女性支援等推進事業」と、「地域協議会」は「支援調整会議」と読み替える。

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > リサーチデザイン

令和4年度に設計されたリサーチデザインに基づき、事業担当課において、効果検証に必要なデータ取得等を進めている

出典：令和4年度事業資料をもとにMWC作成

	リサーチデザイン①	リサーチデザイン②
<b>Population</b> 	誰に対して 都道府県又は市区町村	同左
<b>Intervention</b> 	どんな事業を行い 本事業による各取組に要する費用の補助	同左
<b>Comparison</b> 	どんな状況・誰と比較して 事業を実施していない都道府県又は市区町村 (Pの対象間での比較)	
<b>Outcome</b> 	何に対する効果を 支援体制(女性相談支援員数、相談対応件数、支援調整会議のケース管理数)の整備の差	同左
<b>Data Collection</b> 	どういったデータを用いて 女性支援事業実施状況報告、公的統計(国勢統計等)	同左
<b>Analytical Method</b> 	どういった手法で分析するか 差の差分析+傾向スコアマッチング	重回帰分析

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 効果検証方法

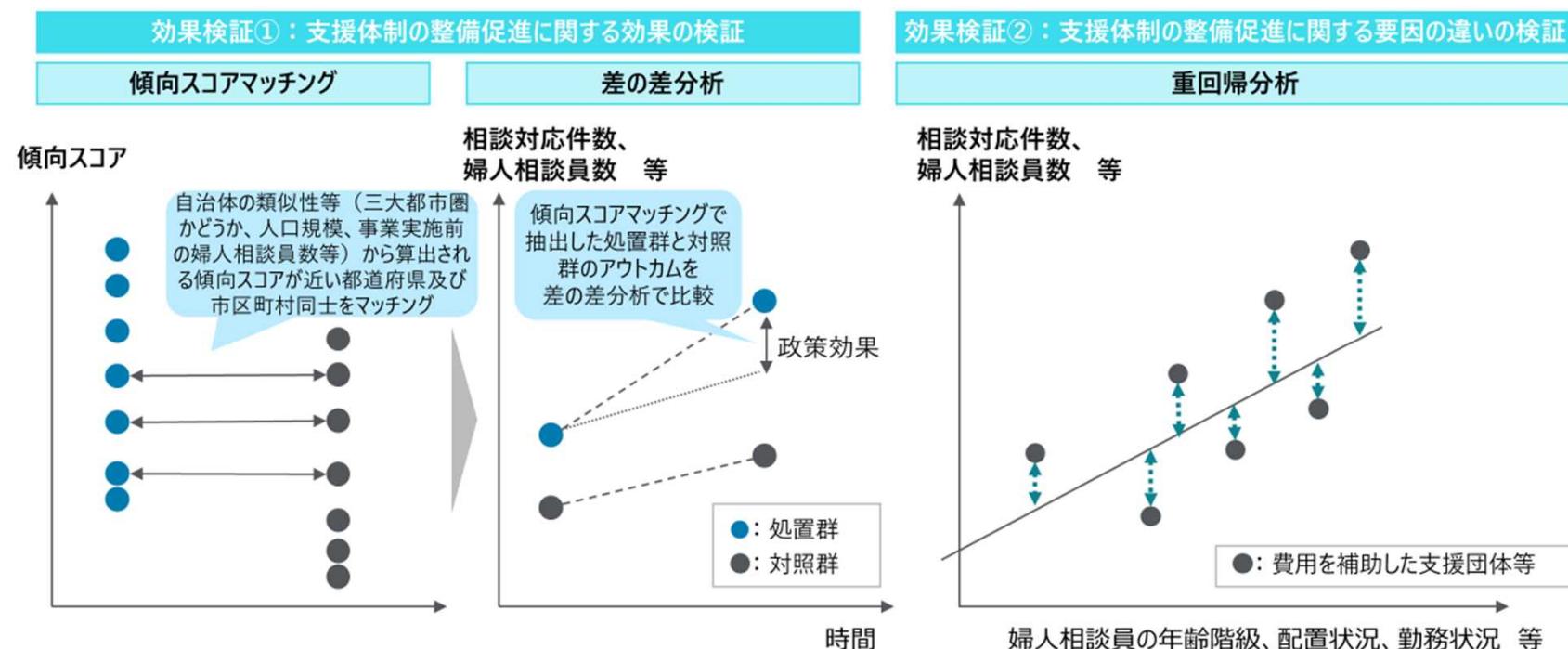
効果検証方法については、①傾向スコアマッチング+差の差分析及び②重回帰分析を想定している

出典：厚生労働省「令和5年度厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会(第2回)」

### ③ 効果検証方法（案）

- 効果検証として、以下の2つを想定。
- 効果検証①：支援体制(婦人相談員数、相談件数、自治体のケース管理数)の整備が促進されるかを、傾向スコアマッチングおよび差の差分析(PSM-DID)により比較する。
- 効果検証②：支援体制(婦人相談員数、相談件数、自治体のケース管理数)の整備促進の要因を重回帰分析によって検証する。
  - ・ 目的変数：相談対応件数、婦人相談員数 等
  - ・ 説明変数：婦人相談員の年齢階級、配置状況(指導員等の人数)、勤務状況(常勤/非常勤等のダミー変数) 等

\* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と読み替える。



出典：厚生労働省「令和5年度厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会(第2回)」 資料3 令和3年度、令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35557.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35557.html)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 事業の実施状況

アクティビティの中には当初想定よりもアウトプットが下回っているものがある。  
また、アウトカムのうち事業実施前のデータが取得できないものがある

## 事業の実施状況



- 令和5年度から事業開始しているが、③及び⑤については当初想定よりもアウトプットが下回っている
  - ① 研修受講の有無や経験年数に応じた女性相談支援員手当の支給
  - ② 都道府県等の基本計画策定
  - ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
  - ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
  - ⑤ 関係機関における支援調整会議の設置・運営
- 令和6年度から①及び⑤の支給・設置対象を拡大
  - ①:都道府県市→都道府県市町村
  - ⑤:市→都道府県市町村
- 令和7年度に効果検証を実施予定であり、データ取得状況等については以下のとおり
  - 「支援調整会議のケース管理数」について、事業実施前(令和4年度)のデータ取得が困難

## データの取得状況



アウトカム	処置群・対照群	実施前 (令和4年度)	実施後 (令和5年度)	実施後 (令和6年度)
		(取得済)	(令和6年度取得予定)	(令和7年度取得予定)
女性相談支援員数、相談対応件数	処置群	○	○	○
	対照群	○ (取得済)	○ (令和6年度取得予定)	○ (令和7年度取得予定)
支援調整会議のケース管理数	処置群	× (取得不可)	× (取得不可)	○ (令和7年度取得予定)
	対照群	× (取得不可)	× (取得不可)	○ (令和7年度取得予定)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 効果検証に向けた課題と対応

アウトプットの実績やデータの取得状況を踏まえ、当初想定していた検証の範囲を一部縮小して効果検証を実施する予定である

## 課題

現状では、**当初想定していた効果検証を令和7年度に実施することは困難**

- 自治体の財源確保上の課題から、アクティビティによっては当初想定よりもアウトプットが下回っている
- アウトカムの一部について、効果検証に必要な事前データが取得できていない

## 対応

令和7年度の効果検証においては、**当初想定していた検証の範囲を一部縮小**して効果検証を実施する

- 当初の想定よりも下回っているアウトプットについては、短期アウトカムに与える影響も踏まえながら、検証の範囲を絞る
- 必要なデータが取得できているアウトカムについて、検証を実施する

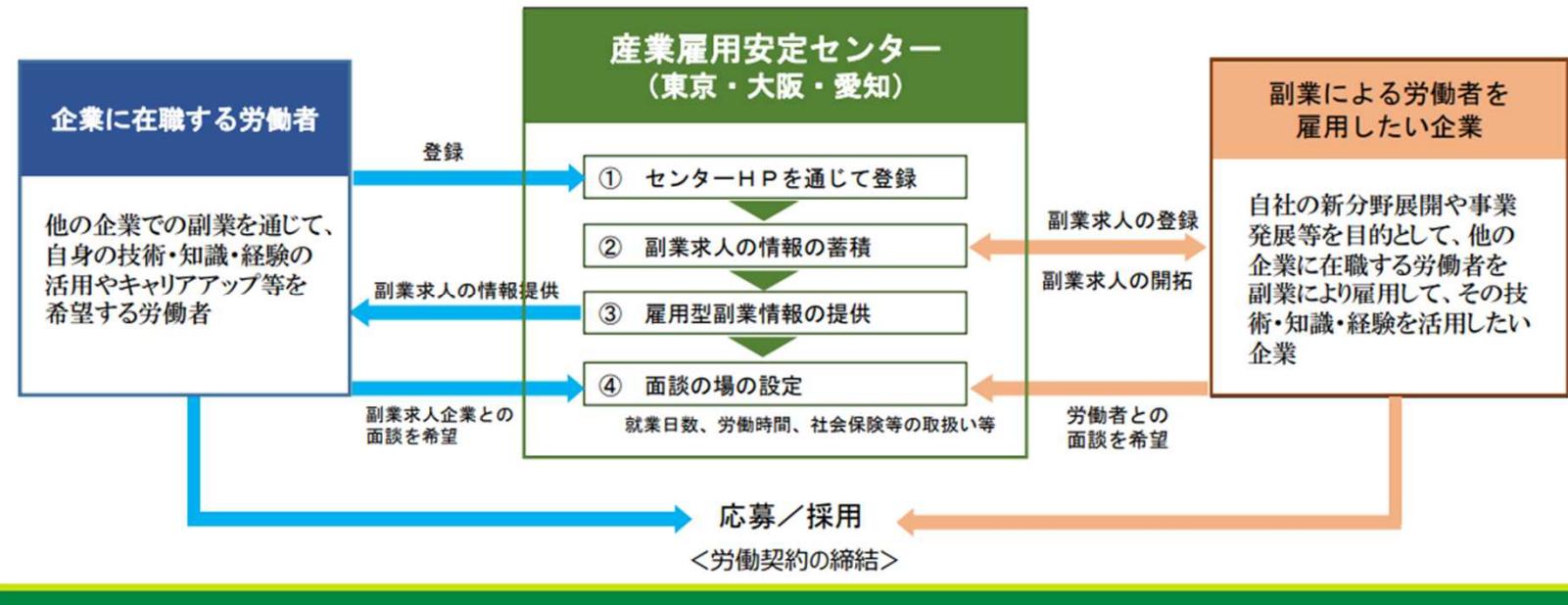
効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > 事業概要

本事業は、副業・兼業の促進を目的として、モデル事務所を設置して、労働者への求人情報の提供及び企業とのマッチングを実施する

## 事業概要

副業・兼業の促進を図るために、以下の取組を実施

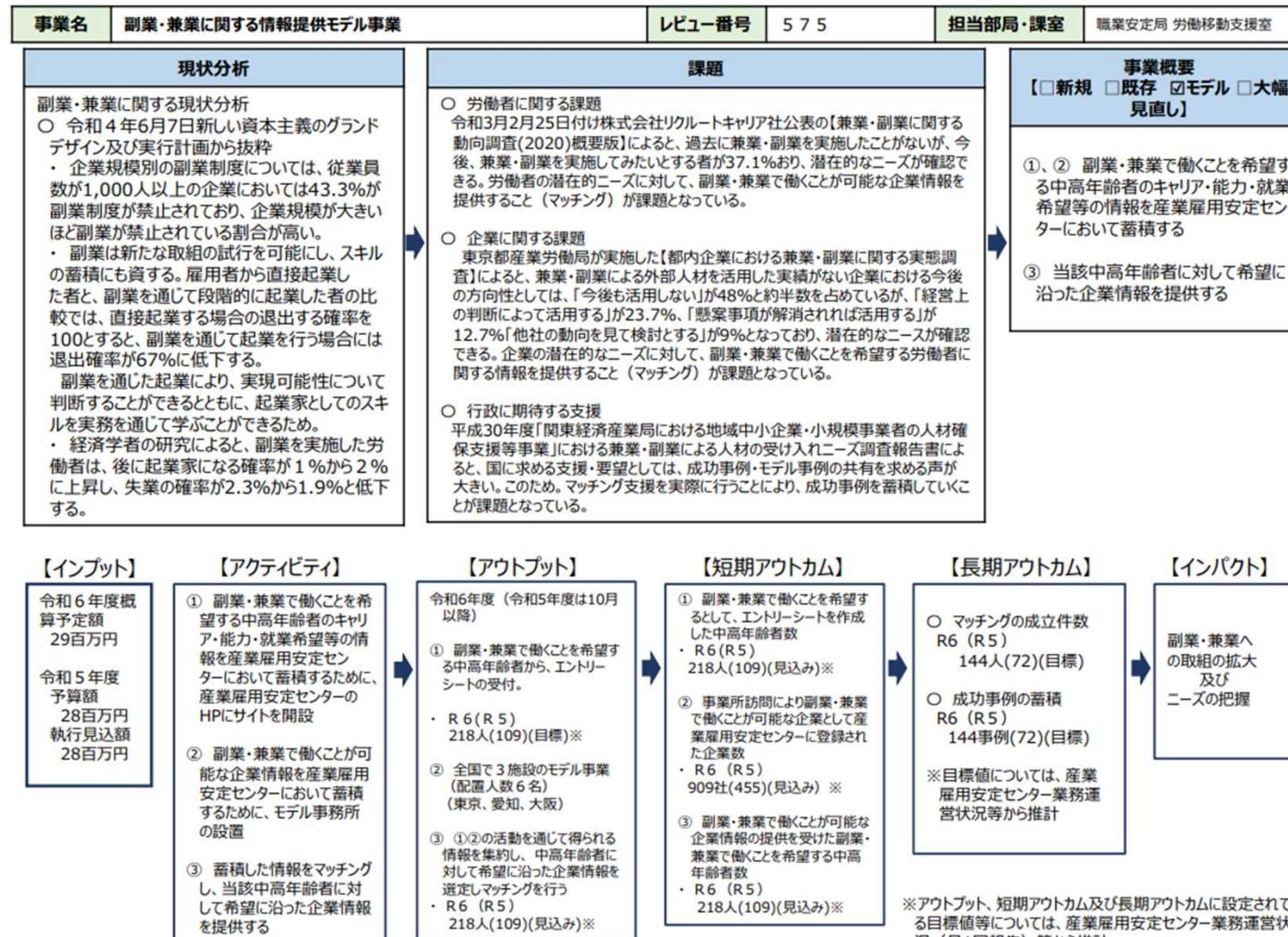
- ① 産業雇用安定センターHPにおけるサイト開設
  - ・ 副業・兼業で働きたい労働者(中高年齢者)がエントリーシートを作成・提出
  - ・ 副業・兼業による労働者を雇用したい企業が副業求人情報を登録
- ② モデル事務所(東京、大阪、愛知)の設置
- ③ モデル事務所において、労働者(中高年齢者)への求人情報の提供及び企業とのマッチングの実施



出典:厚生労働省「副業・兼業に関する情報提供モデル事業の概要について」から抜粋 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35191.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35191.html)

## (参考)本事業の概要及びロジックモデルは以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」 令和5年度 副業・兼業に関する情報提供モデル事業  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001198569.pdf>

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > リサーチデザイン案

事業担当課において、令和5年度に設計されたリサーチデザイン案の中から、データの取得状況等を踏まえて、実施可能なデザインを検討している

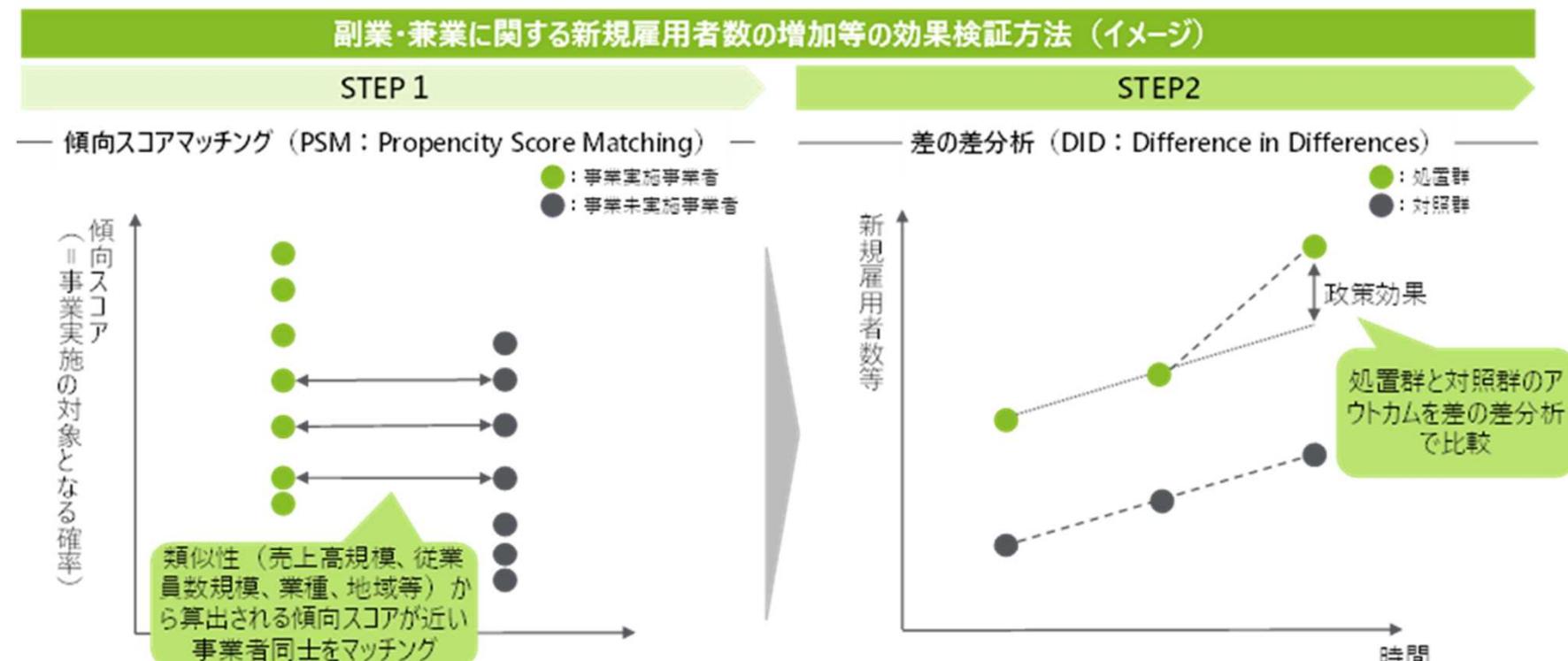
出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

		リサーチデザイン案①	リサーチデザイン案②
<b>Population</b> 	誰に対して	副業・兼業を認める事業者のうち、本事業へ参画する事業者	同左
<b>Intervention</b> 	どんな事業を行い	副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者情報の蓄積や、当該中高年齢者に対して希望に沿った企業情報の提供	同左
<b>Comparison</b> 	どんな状況・誰と比較して	副業・兼業を認める事業者のうち、本事業へ参画しなかった事業者	本事業へ参画する前における事業者
<b>Outcome</b> 	何に対する効果を	副業・兼業の新規雇用者数、副業・兼業の新規雇用のしやすさに関する実感	同左
<b>Data Collection</b> 	どういったデータを用いて	産業雇用安定センターの会員事業者向けアンケート情報	同左
<b>Analytical Method</b> 	どういった手法で分析するか	差の差分析+傾向スコアマッチング	前後比較(平均の差の検定)

## 効果検証方法については、傾向スコアマッチング+差の差分析等を検討している

出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

### 傾向スコアマッチングと差の差分析の組み合わせによる分析イメージ



#### ■ PSM-DIDによる検証

- STEP 1 : 事業者の類似性等（売上高規模、従業員数規模、業種、地域等）の共変量を説明変数、処置変数（処置を受けるか否かのダミー変数）を目的変数としたロジスティック回帰を行い、傾向スコア（=事業実施の対象となる確率）を算出する。さらに、傾向スコアが近い事業者同士をマッチングして、対照群を特定する。
- STEP 2 : STEP1で特定した対照群を用いて、差の差分析を行い、政策効果を検証する。

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > 事業の実施状況

アクティビティについて当初想定よりもアウトプットが下回っているものがある。

アウトカムに関するデータは、振り返り(回顧)の形で令和7年度終了後に取得予定である

## 事業の 実施状況



- 令和5年度から事業開始しているが、①及び③については、当初想定よりもアウトプットが下回っている

### ① 産業雇用安定センターHPにおけるサイト開設

- ・ 副業・兼業で働きたい労働者(中高年齢者)がエントリーシートを作成・提出
- ・ 副業・兼業による労働者を雇用したい企業が副業求人情報を登録

### ② モデル事務所(東京、大阪、愛知)の設置

### ③ モデル事務所において、労働者(中高年齢者)への求人情報の提供及び企業とのマッチングの実施

- 令和8年度に効果検証を実施予定であり、データ取得状況等については以下のとおり

- ・ 令和7年度終了後に、**会員事業者(事業に参画しなかった事業者含む)**を対象としたアンケートを実施予定
- ・ アンケートの実施にあたっては、**振り返り(回顧)**の形で事業実施前のデータも取得予定

## データの 取得状況



アウトカム	処置群・ 対照群	実施前 (令和4年度)	実施後 (令和5年度)	実施後 (令和6年度)	実施後 (令和7年度)
副業・兼業の新規 雇用者数、 副業・兼業の新規 雇用のしやすさに 関する実感	処置群	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)
	対照群	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)

## 事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断する

### 課題

現状では、**事業のアウトプットが想定よりも低調**

- 周知のチャネルを拡充しているものの事業者が本事業を認知しておらず、当初想定よりもアウトプットが下回っている

### 対応

事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断する

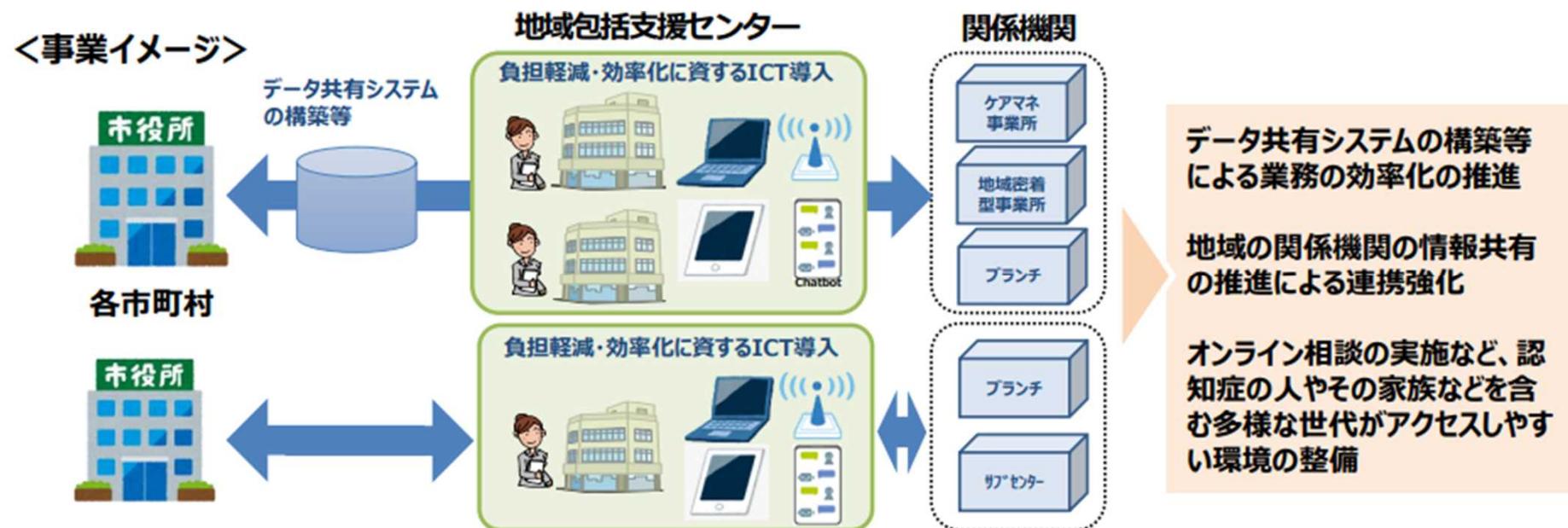
- 令和8年度の効果検証に向けて必要な準備を進めつつ、令和7年度の事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断する

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 事業概要

本事業は、地域包括支援センター等における業務負担軽減・効率化を目的として、システム構築やICT導入に係る経費を助成する

## 事業の実施状況

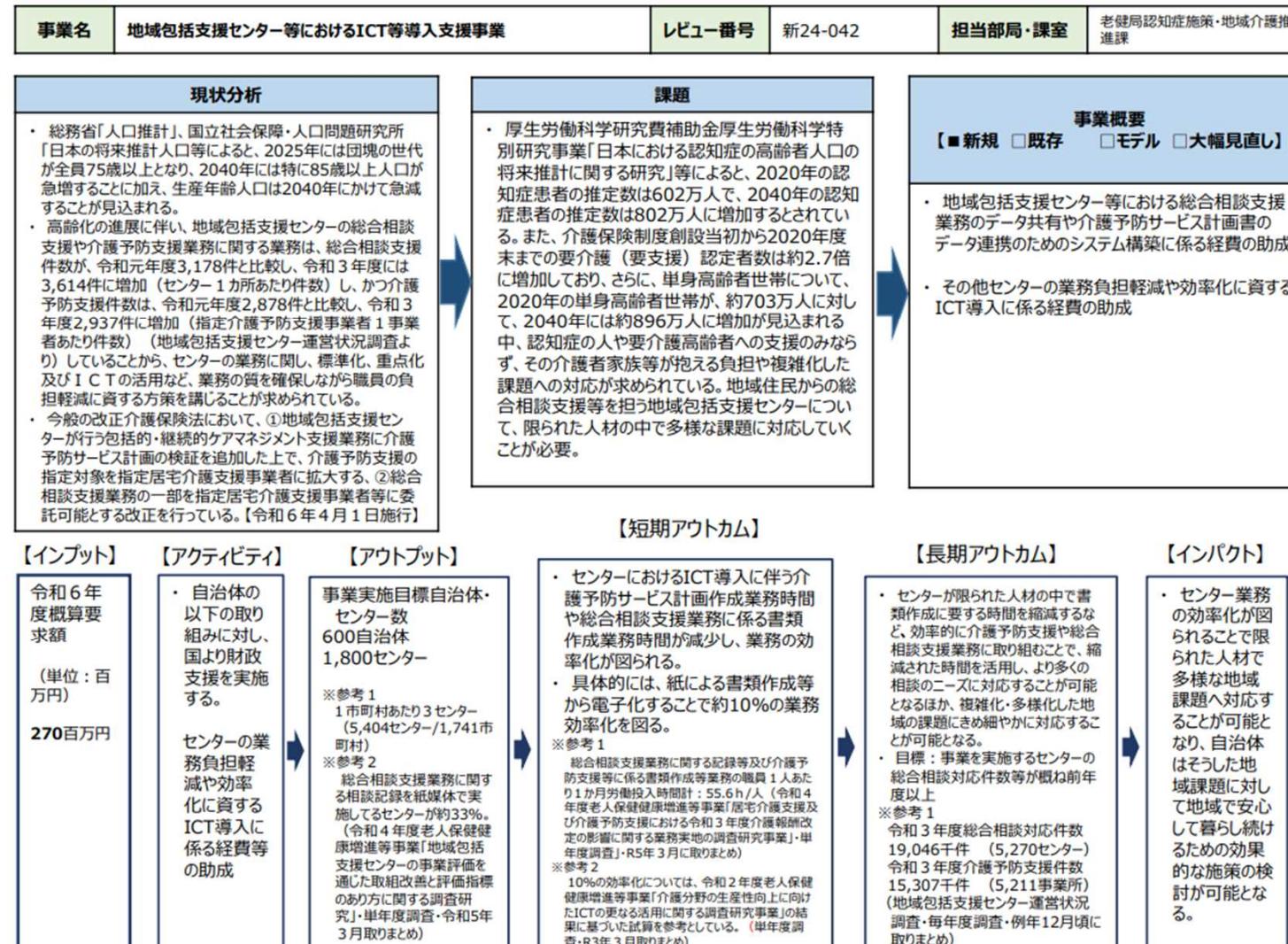
- 地域包括支援センター等における総合相談支援業務のデータ共有や介護予防サービス計画書のデータ連携のためのシステム構築に係る経費の助成
- その他センターの業務負担軽減や効率化に資するICT導入に係る経費の助成



出典)厚生労働省「令和6年度概算要求の概要(老健局)の参考資料」から抜粋(p.50) <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokan/dl/gaiyo-12-2.pdf>

## (参考)本事業の概要及びロジックモデルは以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」 令和5年度 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001198593.pdf>

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > リサーチデザイン案

事業担当課において、令和5年度に設計されたリサーチデザイン案の中から、データの取得状況等を踏まえて、実施可能なデザインを検討している

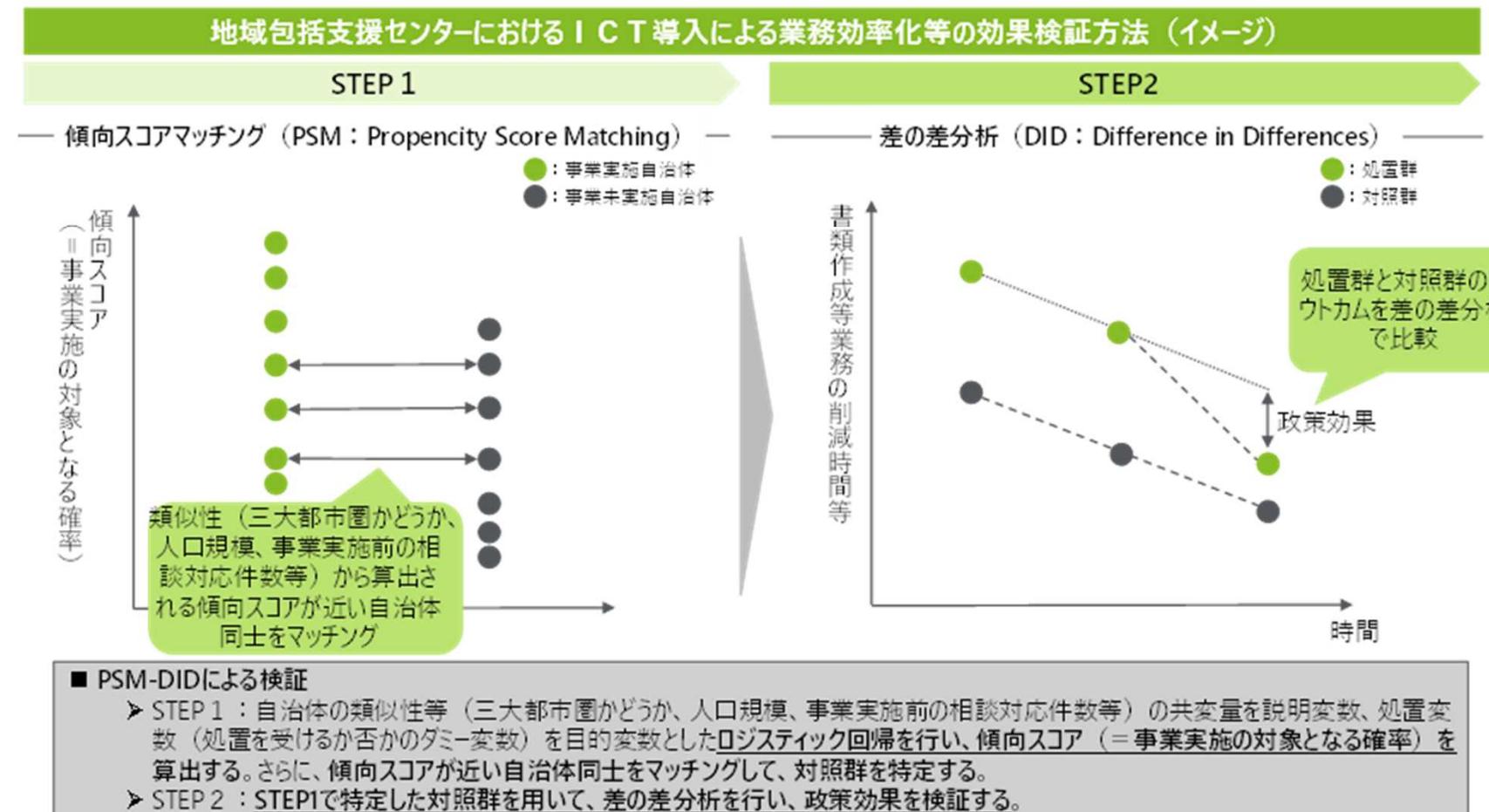
出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

		リサーチデザイン案①	リサーチデザイン案②
<b>Population</b> 	誰に対して	本事業へ参画した自治体(地域包括支援センター)	同左
<b>Intervention</b> 	どんな事業を行い	各取組に係る経費の助成	同左
<b>Comparison</b> 	どんな状況・誰と比較して	本事業へ参画しなかった自治体(地域包括支援センター)	本事業へ参画する前における自治体(地域包括支援センター)
<b>Outcome</b> 	何に対する効果を	総合相談対応件数、ICT導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感	同左
<b>Data Collection</b> 	どういったデータを用いて	本事業における助成記録情報や地域包括支援センターに提出を求める業務実績報告書等	同左
<b>Analytical Method</b> 	どういった手法で分析するか	差の差分析+傾向スコアマッチング	前後比較(平均の差の検定)

## 効果検証方法については、傾向スコアマッチング+差の差分析等を検討している

出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

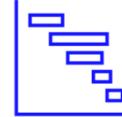
### 傾向スコアマッチングと差の差分析の組み合わせによる分析イメージ



効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 事業の実施状況

アクティビティについて当初想定よりもアウトプットが下回っている。  
事業に参画しない自治体からのデータ取得については、検討中である。

## 事業の実施状況



- 令和5年度から事業開始している<sup>\*1</sup>が、**当初想定よりもアウトプットが下回っている**
- 令和8年度に効果検証を実施予定<sup>\*2</sup>であり、データ取得状況等については以下のとおり
  - ・各年度の実施計画書・実績報告書を通じて、**事業へ参画した自治体からのデータ取得は可能**
  - ・事業に参画しない自治体からのデータ取得については検討中

<sup>\*1</sup> 令和5年度に補正予算として措置されたが、令和6年度に繰り越している

<sup>\*2</sup> 令和6年度に各自治体へのICT導入は完了するが、事業の効果が発現するのは令和7年度と想定

## データの取得状況



	アウトカム	処置群・対照群	実施前 (令和5年度)	実施後 (令和6年度)	実施後 (令和7年度)
	総合相談対応件数、ICT導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感 等	処置群	○ (取得済)	○ (令和7年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)
		対照群	△ (検討中)	△ (検討中)	△ (検討中)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 効果検証に向けた課題と対応  
事業に参画しない自治体からのデータ取得については、全国の市区町村を対象とした既存の悉皆調査の活用を検討している

## 課題

当初想定していた効果検証の実施にあたっては、**事業に参画しない自治体に係るデータが必要となる**

- 実施計画書・実績報告書を通じたデータ取得ができないため、ハードルが高い

## 対応

全国の市区町村を対象とした**既存の悉皆調査を活用し、事業に参画しない自治体に係るデータ取得**を検討する

- 「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究(令和5年3月)」では、センターの相談記録票の管理方法(紙・電子)や業務負担に関する設問がある(後述、p.24参照)
- この調査研究を事業実施前データ(ベースラインデータ)として扱い、事業実施後に同様の設問を含んだ悉皆調査を実施することにより、事業に参画しない自治体からも事業実施前後のデータ取得が可能となる

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 調査における関連設問

(参考)「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究」の中で、本事業に関連する設問は以下のとおり

## 設問

- Q. 相談記録の作成方法についてうかがいます
  - ⇒ 市区町村による相談記録票(電子媒体)に入力している。
  
- Q. 総合相談支援業務を行うにあたり、どのようなところに負担を感じていますか
  - ⇒ 個々の相談記録の作成

2. 相談記録の作成や管理方法についてうかがいます	
Q26. 相談の記録の作成方法についてうかがいます。 (いくつでも選択) ※相談時は紙媒体に記載し、その後、電子媒体に入力する場合は、両者を選択してください。	1. 市区町村による相談記録票（紙媒体）にて作成している <b>2. 市区町村による相談記録票（電子媒体）に入力している。</b> 3. 貴地域包括支援センターによる相談記録票（紙媒体）にて作成している 4. 貴地域包括支援センターによる相談記録票（電子媒体）に入力している 5. その他（ ） 6. 特に定型の相談記録票は設けていない
(Q26で1~5に回答した方のみ) Q26-1. 対応した相談のうち、記録作成の対象とならない場合がありますか。（1つ選択）	1. 全ての相談が記録対象となっている 2. 制度に関する質問や確認など、一般的な情報提供については、記録対象としていない 3. その他（ ）
Q27. 相談の記録・管理用に、相談分類を定めて分類していますか。（いくつでも選択）	1. 市区町村で定めている相談分類で分類している 2. 貴地域包括支援センターで定めている相談分類で分類している 3. その他（ ） 4. 特に相談分類は定めていない

4. ブランチの担当業務等、および市区町村、基幹型センター、機能強化型センター、サブセンター、ブランチとの情報共有の状況についてうかがいます		
Q33. 総合相談支援業務を行うにあたり、どのようなところに負担を感じていますか。（3つまで選択）	1. 相談者の主訴の把握 2. 緊急性の判断 3. 利用者との関係構築 4. 利用者の家族等との関係構築 5. 利用者の生活課題の把握 6. 利用者の意思決定支援 7. 利用者や家族等からの連絡や要望への対応 8. 利用者と地域住民との調整 9. 関係機関へのつなぎ 10. 地域包括支援センター内のチームアプローチ	11. 関係機関や専門職との連携 12. 市区町村との連携 13. 地域住民との連携 14. 地域ケア会議の開催 15. 社会資源の開発 <b>16. 個々のケースの終結の判断</b> <b>17. 個々の相談記録の作成</b> 18. 高齢者の実態把握 19. 事務作業 20. その他（ ） 21. 特にない

出典:三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究(令和5(2023)年3月)」  
[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai\\_230420\\_03.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230420_03.pdf)

## 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

### 1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和6年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

### 2 検証事項

- (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証
- (2) 効果検証等に係る検証
- (3) その他E B P Mの取組に係る検証

### 3 構成員

別紙のとおり

### 4 運営等

- (1) 検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。  
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができます。
- (6) 検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

安藤 道人 立教大学 経済学部 教授

小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授

田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

## 内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
  - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
  - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
  - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
  - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

## 厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
  - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る（※参考）。
  - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
  - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※1）に該当する事業（ただし、除外基準（※2）に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

**※1 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)**

事 業		概 要
①	<b>新規事業</b>	新規に予算要求する事業であり、要求額が <b>1億円以上</b> の事業
②	<b>モデル事業</b>	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	<b>大幅見直し事業</b>	対前年度予算額 <b>50%以上</b> 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が <b>1億円以上</b> の事業
④	<b>①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業</b>	<b>※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合</b> <b>①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位)</b> なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

## 厚生労働省における令和5年度の取組方針

## ※2 除外基準(ロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

事業	
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和7年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i ~ v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

※参考 令和4年秋の年次公開検証から得られた示唆に基づく改善に向けた視点（令和4年12月21日行政改革推進会議（第51回）資料3  
「行政事業レビューにおけるE B P Mの実践について」より

＜総論＞

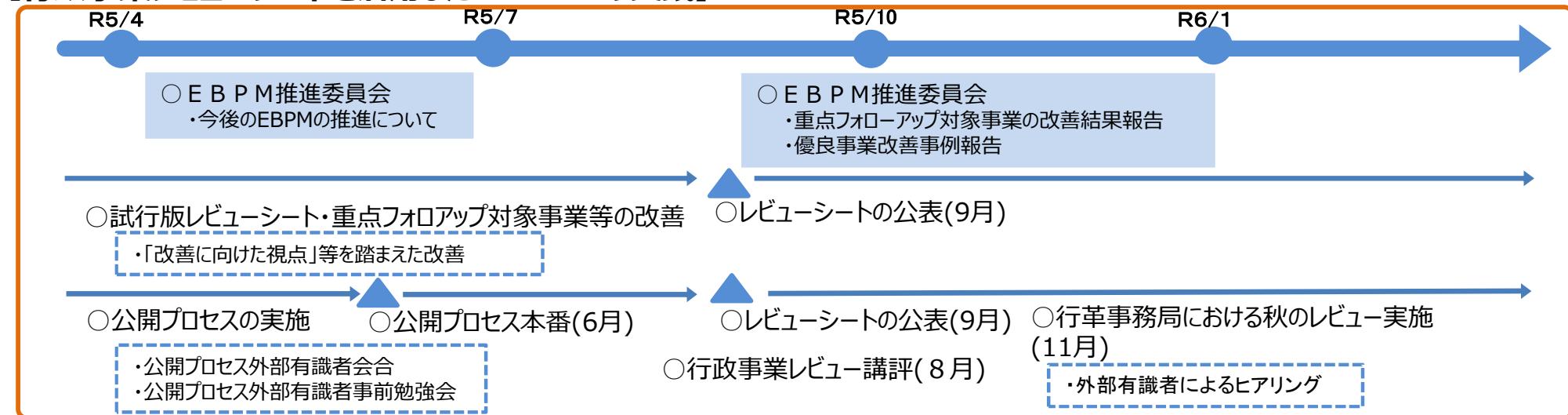
- ① 主要な**アクティビティ**を漏れなく記載するとともに、各アクティビティの効果の発現経路を踏まえ、それぞれの内容に応じた効果検証ができるような活動/成果目標・指標を設定することができないか。
- ② 事業の**目的**が複数ある場合について、各目的に応じた効果検証を行うための指標を設定することができないか。
- ③ **初期アウトカム**や**最終アウトカム**が設定されていない箇所について、これらを設定することができないか。
- ④ **初期アウトカム**には、事業が順調に狙った効果に向かって進んでいるか、異変が生じていないかを初期の段階で発見する「炭鉱のカナリア」としての役割が期待されることから、比較的初期の段階における事業の効果を把握・検証し、その後の改善に繋げるために有効な指標を設定することができないか（初期アウトカムの効果発現までに時間がかかりすぎると、「炭鉱のカナリア」として機能せず、事業の改善に活用できない）。
- ⑤ **最終アウトカム**について、抽象的・一般的に過ぎる成果指標ではなく、当該事業からもたらされる効果に対応した成果指標を設定することができないか。
- ⑥ **初期アウトカム**や**最終アウトカム**について、事業の進捗に伴い当然に達成される成果指標ではなく、④・⑤の観点を踏まえた成果指標を設定することができないか。
- ⑦ **初期アウトカム**と**最終アウトカム**について、より因果関係を確保したものに改善することができないか。
- ⑧ **定量的な成果指標**が設定されていない箇所について、目的・手法が類似する事業等も参考にして、定量的な指標を設定することができないか。設定が困難な場合は、その理由を客観的な観点から分かりやすく丁寧に説明することができないか。

＜事業の多様性等に応じた問題意識＞

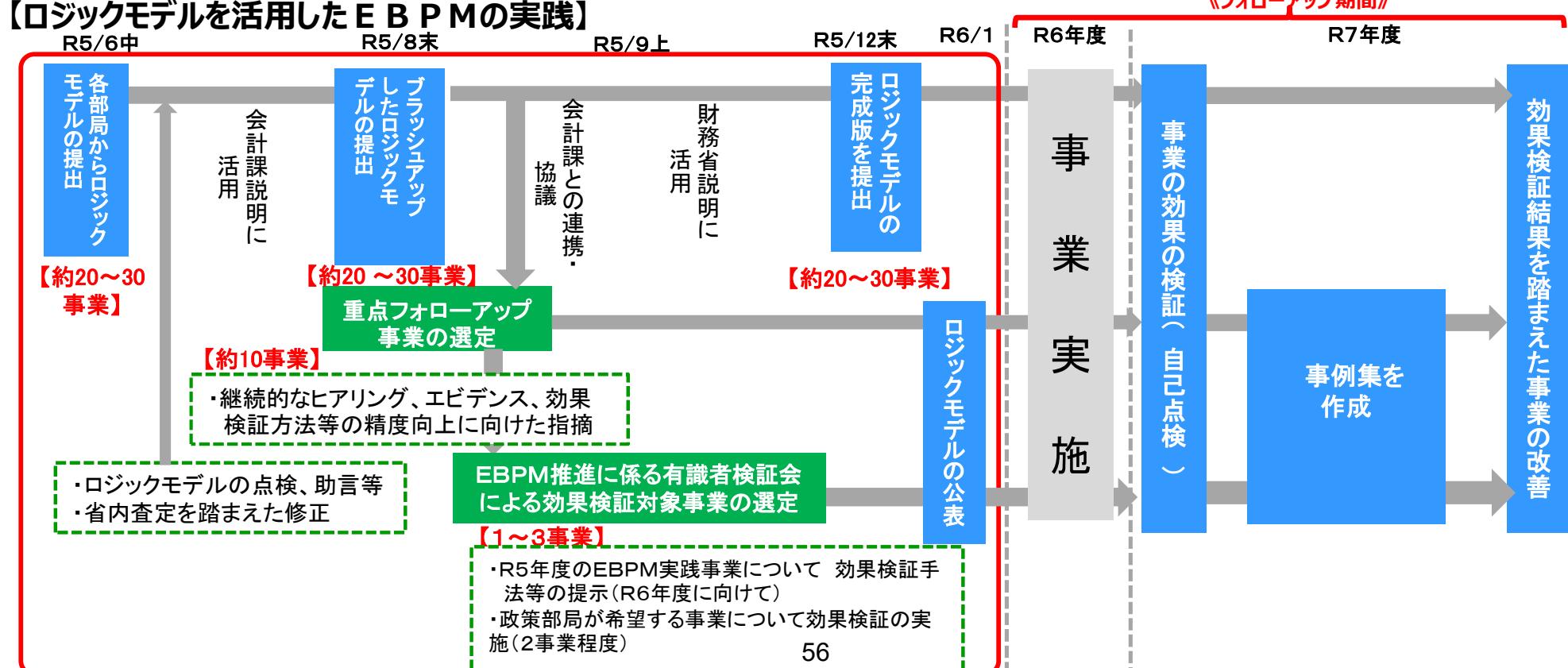
- ⑨ **閣議決定等の政府における各種文書で決められた目標**を成果指標・目標として設定している場合について、事業のアクティビティによる効果を把握・検証することができる成果指標を設定することができないか。
- ⑩ **補助金や交付金等**について、要綱等に効果検証を行うために必要な情報の収集等の枠組みが盛り込まれていない場合は、これを盛り込むことができないか。
- ⑪ 同一の内容で長期間実施されている事業（既定経費）について、事業の最終的な目的に向かっているかどうかや、目的を達成し続けているかを検証するための最終アウトカムを設定できないか。

# 令和5年度EBPMの実践のスケジュール

## 【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】

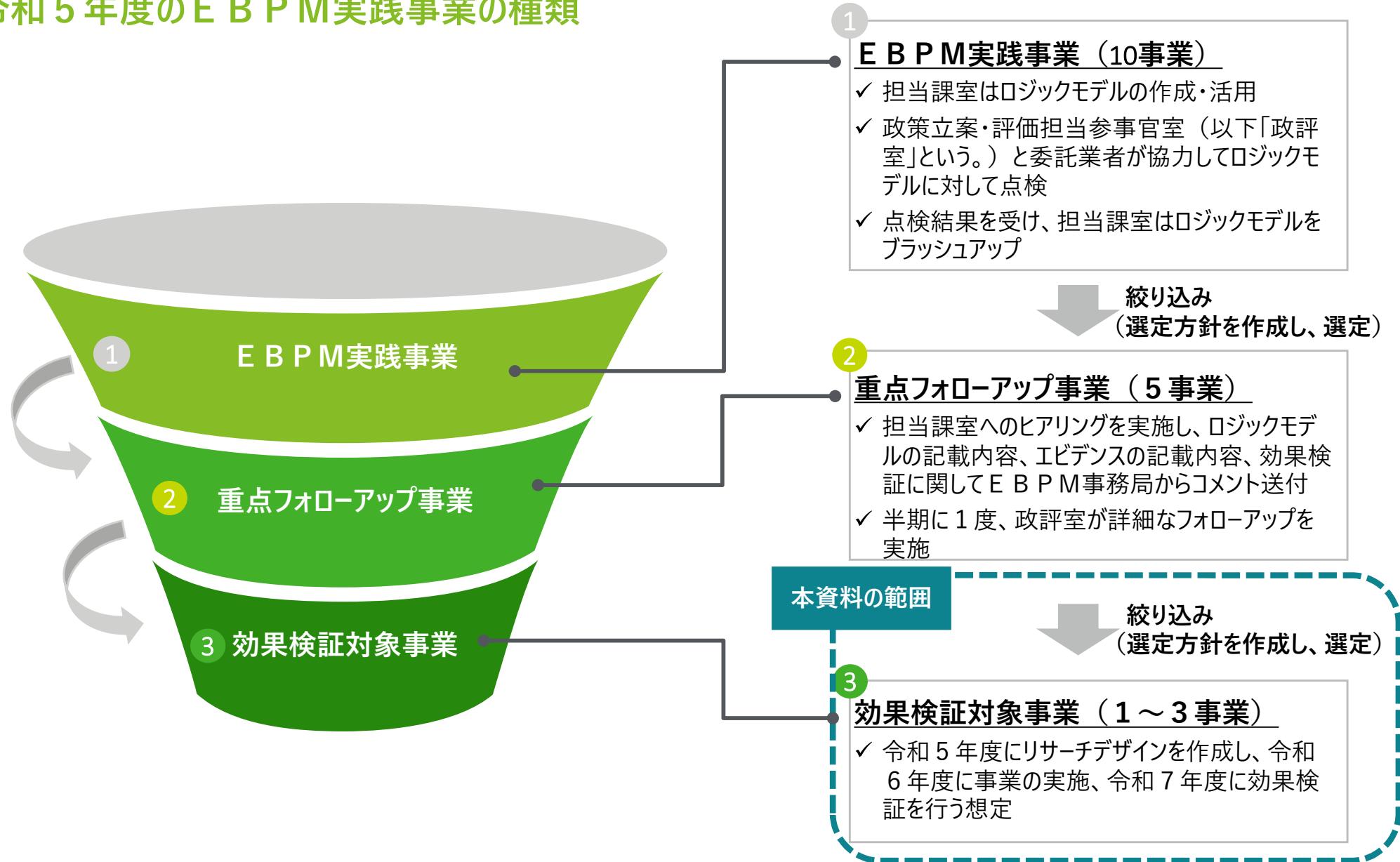


## 【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 E B P M推進に係る有識者検証会を開催し、E B P Mの実践状況の検証を行う。

## 令和5年度のE B P M実践事業の種類



第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 若年者の技能検定受検料 減免措置の効果検証

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

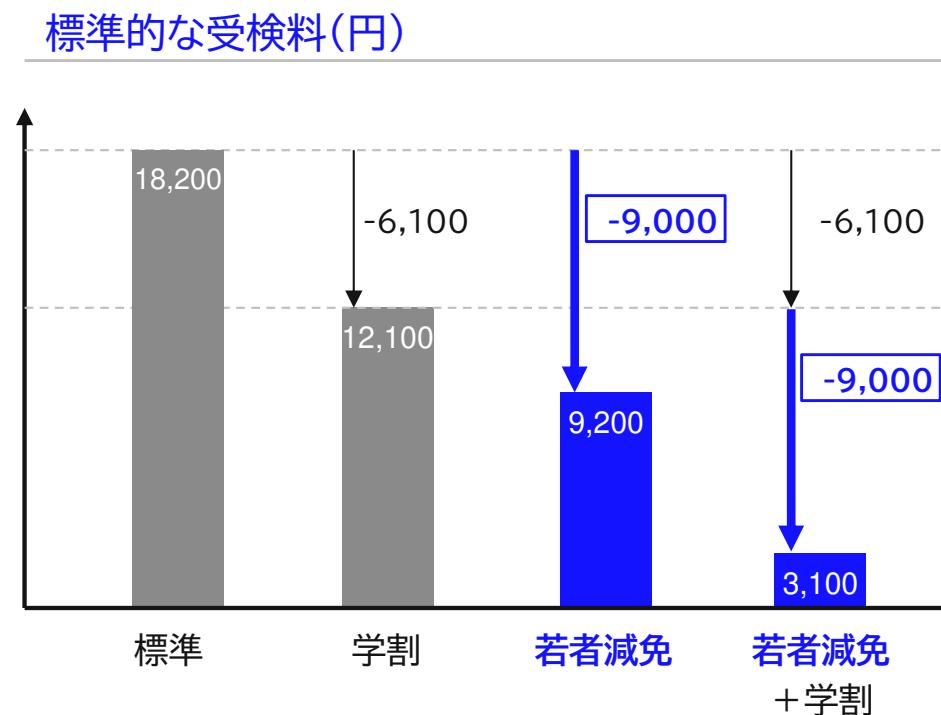
2024年12月9日



## 事業の概要と背景[1/2]

# 若年者の技能検定受検料減免措置は、若者の受検を促進するため、 実技試験の受検料を9,000円減額

- 若者が技能検定<sup>\*1</sup>を受検しやすい環境を整備するため、2017年(平成29年)10月より、2級と3級の実技試験を受検する35歳未満の者に対し、実技試験の受検料を9,000円減額する措置を実施
- 学割と合わせると計15,100円の減額となり、3,100円で受検可能

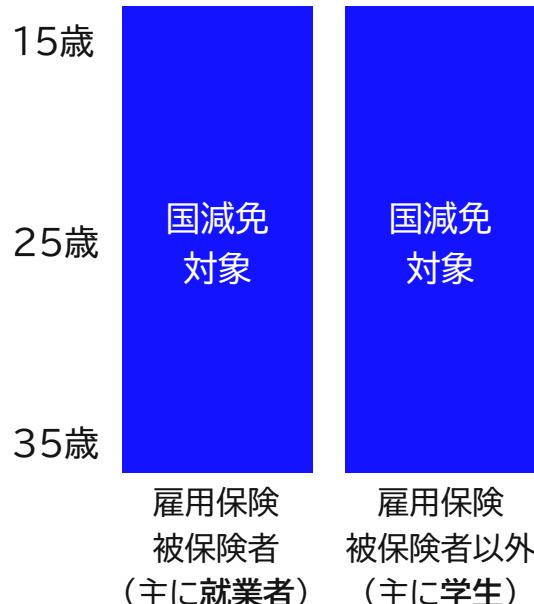


## 事業の概要と背景[2/2]

# 2022年度より減免の対象を縮小。 一部の都道府県はこれを補填するため、独自減免を実施

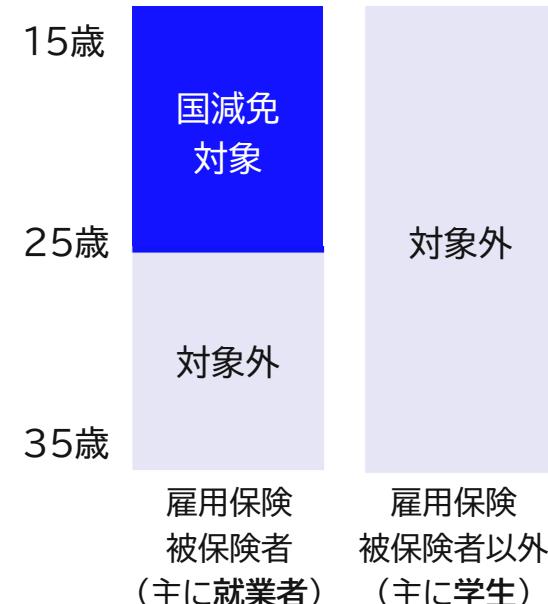
- しかし、[2022年度\(令和4年度\)より減免措置の対象を縮小](#)。対象は「35歳未満」から「雇用保険被保険者である25歳未満」へ。つまり、①雇用保険の非被保険者(主に学生)、および②雇用保険被保険者の25～35歳、が対象外に
- 減免対象から外れた層(以下「減除外層」、多くは学生と想定される)を支援するため、[一部の都道府県は県独自減免を実施](#)

2021 (R3)年度まで

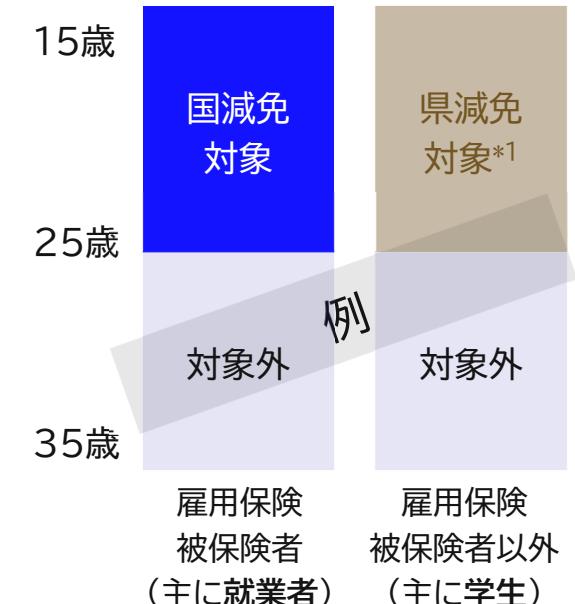


2022 (R4)年度以降

国減免の対象範囲が縮小



一部都道府県では県独自減免を実施



## 検証事項と仮説[1/3]

# 減免措置の縮小に伴い受検者数が減少したかを推定することで、減免措置の受検促進効果を検証

### 検証事項

- 2・3級の若年者の技能検定受検料減免措置は、受検者数を引き上げる効果があるか
  - ⇒ 2022(R4)年度改正における減免措置対象の変更(対象者縮小)は、受検者数を減らしたか
  - ⇒ 2022年度改正で減免措置対象から外れた層は、令和3年度以前から引き続き減免措置対象となっている層と比較して、受検者数は減ったか

### 仮説

#### 1. 減免除外による受検者数の減少

- 2022年度改正で減免が除外されたグループ(以下、「処置群」)は、減免が継続されたグループ(以下、「対照群」)と比べて、受検者数が減少している
  - 処置群** 減免が除外されたグループ:①雇用保険の非被保険者、②雇用保険被保険者の25~35歳
  - 対照群** 減免が継続されたグループ:雇用保険被保険者である25歳未満
- 平行トレンド** 処置(国減免除外)前の2018~2021(H30~R3)年度において、対照群と処置群の受検者数の推移は平行である

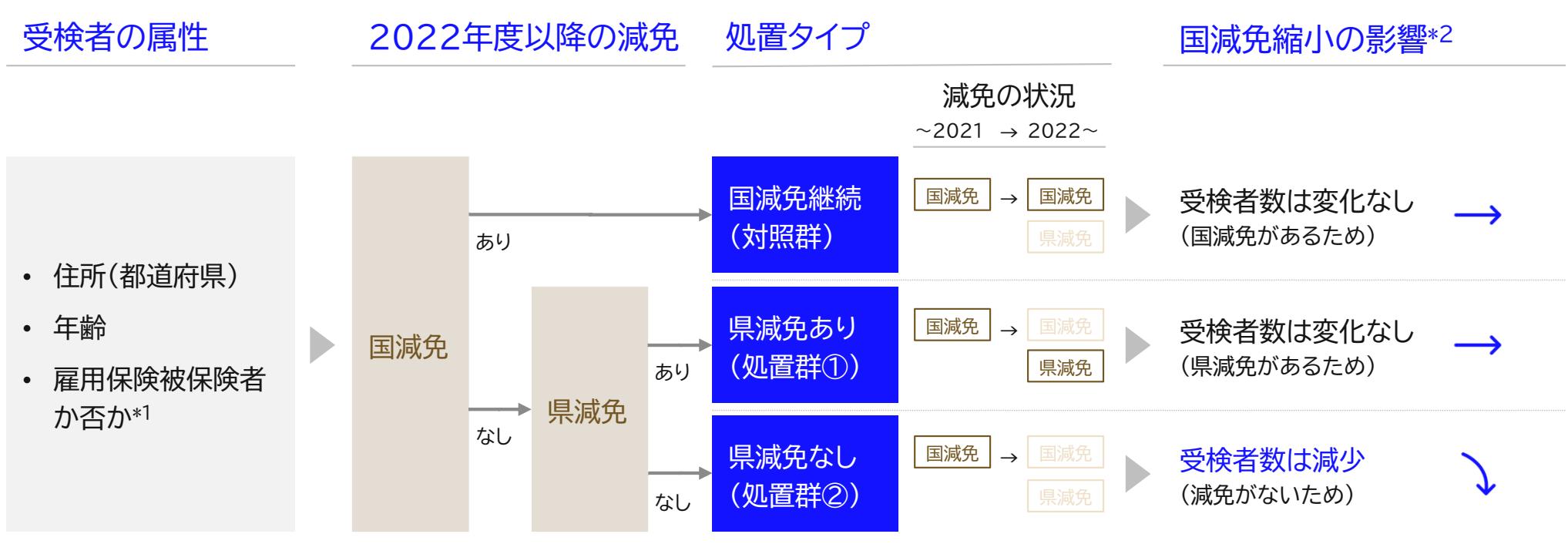
#### 2. 県減免による緩和 1で検証する減免除外による受検者数の減少は、県独自の減免によって緩和されている

#### 3. 年齢別による効果差 1の効果は、年齢が若いほど大きい(若いほど所得が低く、受検料の影響が大きいため)

#### 4. 級による効果差 1の結果は、より減免の効果が高い若年層が受検する3級の方が、2級よりも顕著にみられる

## 検証事項と仮説[2/3]

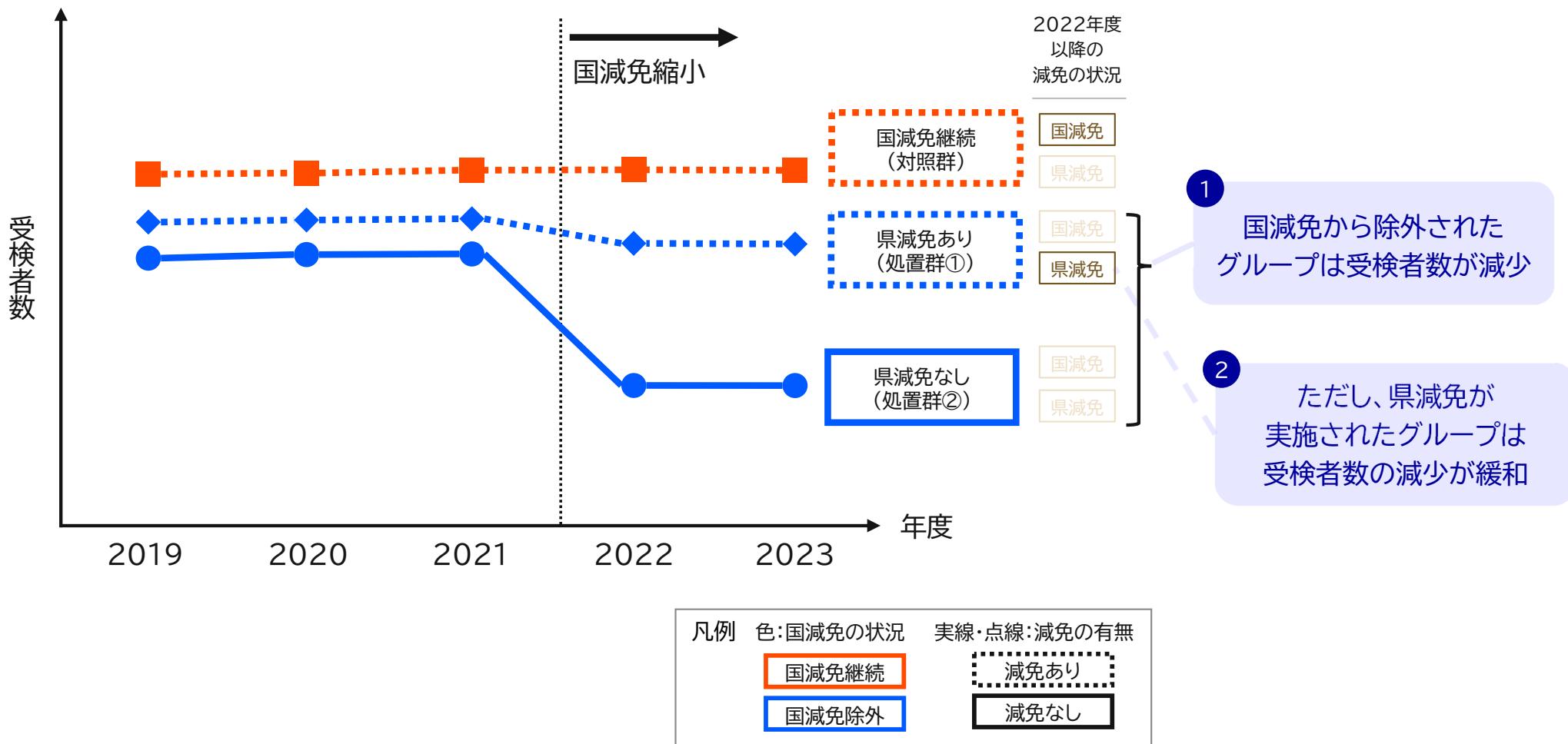
2022年度の国減免縮小の影響は、受検者の属性に基づく処置グループによって異なると考えられる



### 検証事項と仮説[3/3]

国減免から除外されたグループは、国減免が継続されたグループに比べて、受検者数が減少するが、県減免が実施されたグループはその影響が緩和されていると予想

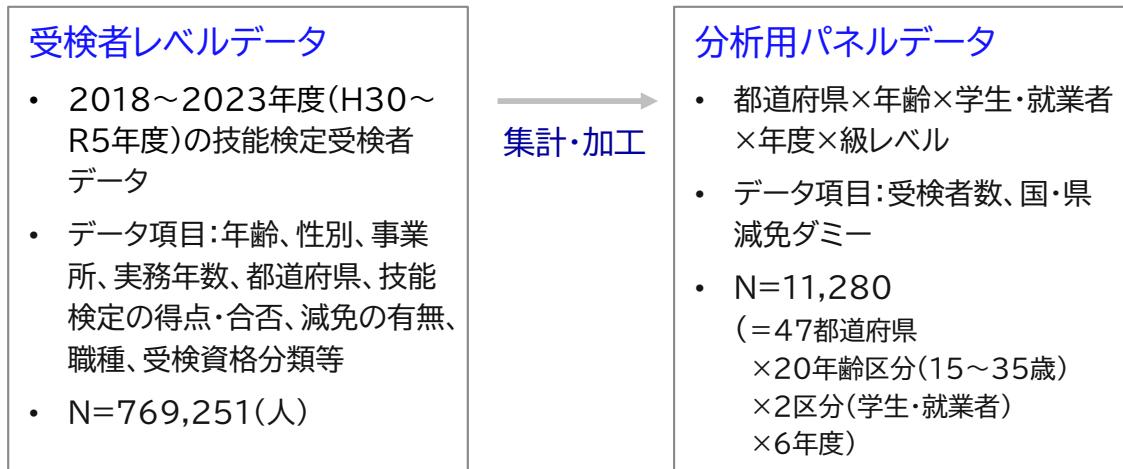
#### 処置タイプごとの受検者数の推移(仮説)



## データ(概要)

2018～2023年度(H30～R5年度)の全受検者データ(約77万人)から、  
都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとの受検者数を集計

### データセットの構築手順(概要)\*1



### 留意点

#### ■ 大都市圏は欠損

- 年齢、級、雇用保険被保険者区分の少なくともひとつ以上の変数が欠損している都道府県×年は、分析から除外
- 埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は、一部またはすべての年度で事業所名の情報が完全に欠損し、学生か否かの判定ができないため、分析からは一律に除外(2・3級の全受検者数の約25%)

#### ■ 雇用保険者被保険者は「就業者」で代理

- 国減免の対象は指定年齢の雇用保険被保険者だが、データからは判別が不可能
- 事業所名から学校かそれ以外かを判断し、「学生」か「就業者」に分け、「就業者」を雇用保険被保険者とみなす
- 例えば、労働時間の短いパート・アルバイトやいわゆる「一人親方」は雇用保険被保険者ではないため実際は減免の対象外となるが、分析では「就業者」≡雇用保険被保険者とみなされている

### 集計・加工の手順

- 受検者ごとに、分析に必要な3変数(年齢、級、雇用保険被保険者区分(学生か就業者かで代理))を特定。学生か就業者かは、受検者の事業所名から推定(後述)
- 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級ごとに受検者数を集計し、パネルデータを作成
- 各グループ(都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級)ごとに国及び県減免の実施ダミーを付与

\*1 詳細はAppendixを参照

## 検証方法(概要)

都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級を観察単位としたパネルデータ分析に基づき、減免の有無が受検者数に与える影響を推定<sup>\*1</sup>

---

### ■ 分析方法

- 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級を観察単位とした**固定効果モデルの推定**により、仮説を検証
- ※推定モデルは後述

### ■ 結果変数(被説明変数)

- 受検者数の自然対数。対数をとることで、基準年(=2021年度)からの変化率を推定

### ■ 処置変数(説明変数)

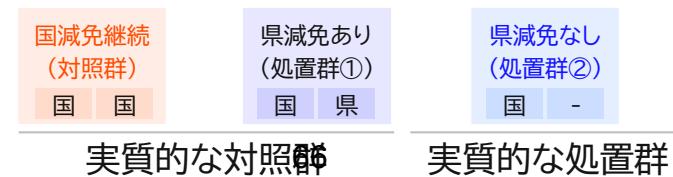
- 国減免適用除外ダミー(または国減免実施ダミー)及び県減免実施ダミー
- 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級ごとに、国および県独自の減免ダミーを付与
- 県独自減免の実施状況については、担当部局より提供された整理(R4年度)を使用

## 5つの県減免パターンごとの、年齢及び学生・就業者別の減免の実施状況は下図の通り

- ・ 県減免の実施状況を、対象年齢及び属性(学生・就業者別)に基づき、5つの県減免パターン(A、B1a、B1b、B2、B3)に整理
- ・ 国減免及び県減免の状況から、都道府県×年齢×学生・就業者グループを対照群、処置群①②を色分け

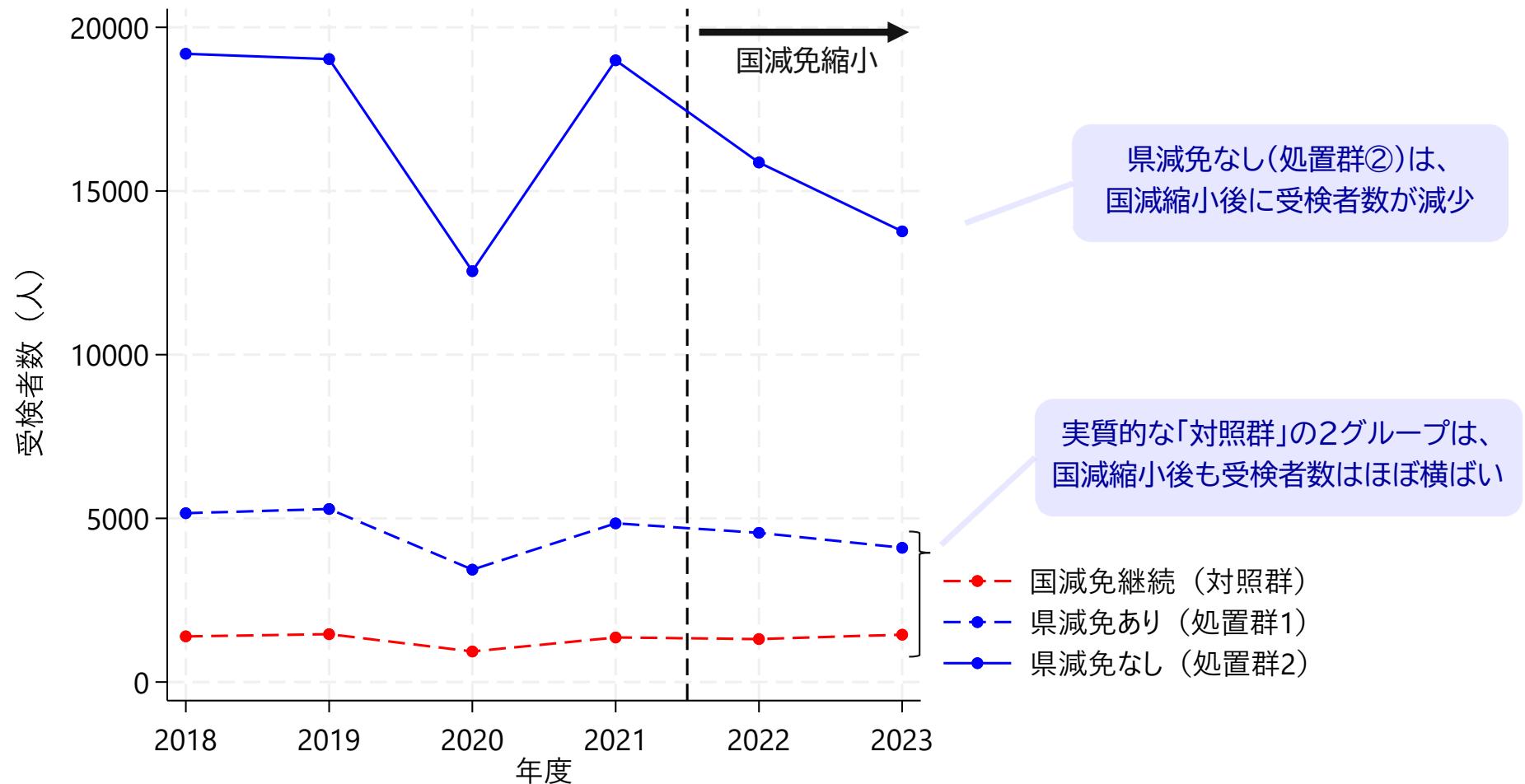
【凡例】国:国減免あり、県:県減免あり、-:減免なし

年齢	県減免なし										県減免あり									
	A(県減免なし:32道府県)					B1a(35歳未満:4都県)					B1b(35歳未満、学生のみ:1県)					B2(25歳未満:9県)				
	就業者		学生			就業者		学生			就業者		学生			就業者		学生		
	~2021	2022~	~2021	2022~		~2021	2022~	~2021	2022~		~2021	2022~	~2021	2022~		~2021	2022~	~2021	2022~	
15	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
16	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
17	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
18	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
19	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
20	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
21	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
22	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
23	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
24	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
25	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
26	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
27	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
28	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
29	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
30	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
31	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
32	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
33	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
34	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県	-	県
36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県	-	県
:	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県	-	県



処置グループ別でみると、国減免縮小の影響がない対照群および処置群①の総受検者数はほぼ横ばいだが、国減免縮小の影響を受けた処置群②の総受検者数は減少傾向

受検者数の推移(処置グループ別、3級)

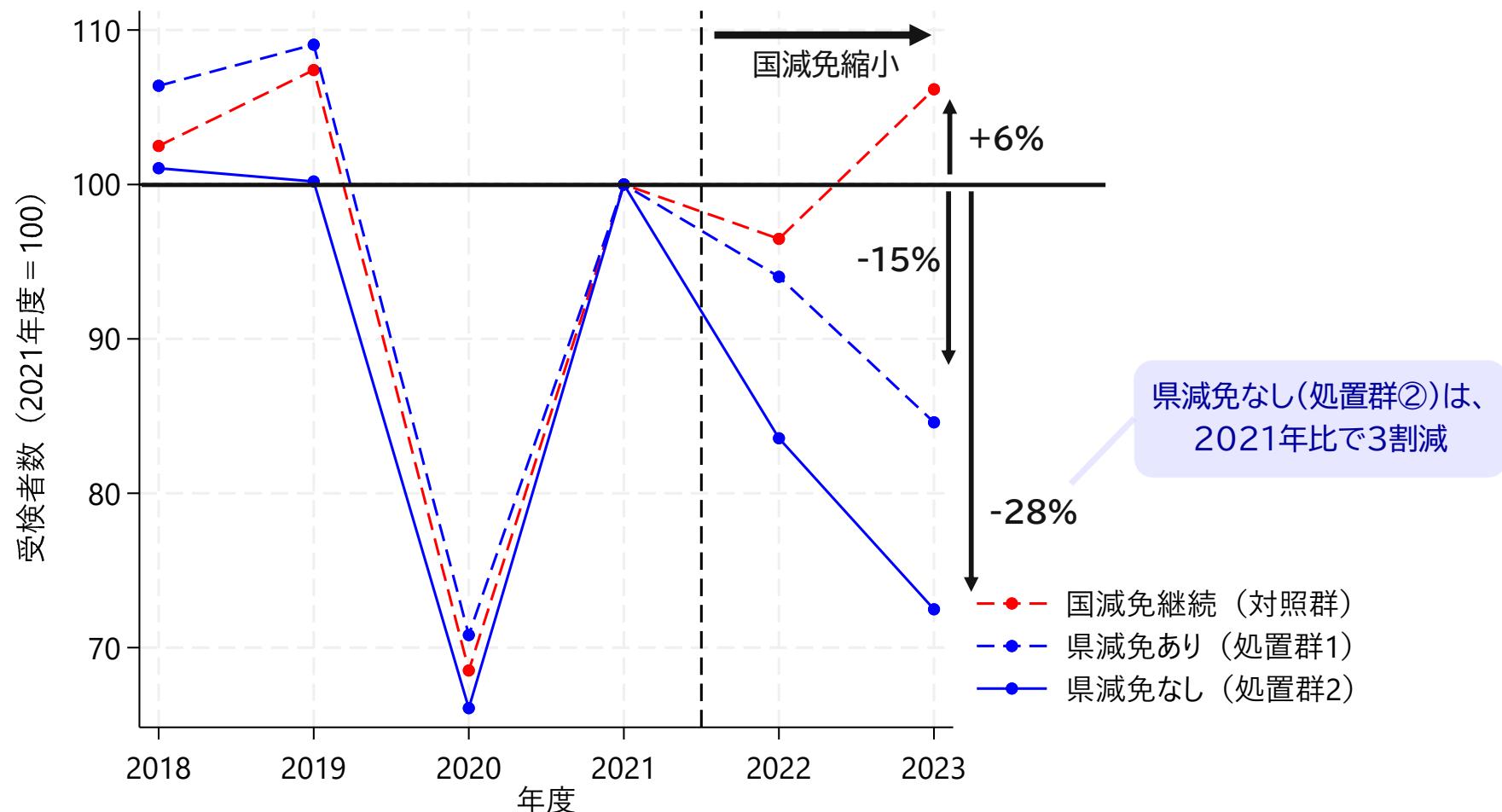


注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。  
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す

記述的分析 > 受検者数(2021年度を100とした指数)の推移(処置グループ別、3級)

2021年度を100とした指数でみると、国減免継続の対照群は増加(+6%)。処置群は減少。ただし、県減免が実施された処置群①の減少幅は限定的(-15%)

受検者数(2021年度を100とした指数)の推移(処置グループ別、3級)



## 検証方法 > 推定モデル

比較対象とするグループを変えることで、国減免除外の効果と、県減免の効果をそれぞれ推定。さらに、全グループのデータを使い、国・県減免の効果を統合的に推定

推定モデル	比較グループ	2022年度以降の処置		推定式
		対照群	処置群	
(1)	国減免継続 (対照群) vs. 国減免除外 (処置群①②)	国減免	vs.	受検者数(対数) $i_{jt} = \beta_1$ 国減免除外 $i_{jt}$ + $\delta_{ij}$ + $\delta_t$ + $\varepsilon_{ijt}$
(2)	国減免継続 (対照群) vs. 県減免あり (処置群①)	国減免 県減免	vs.	受検者数(対数) $i_{jt} = \beta_2$ 国減免除外 $i_{jt}$ + $\delta_{ij}$ + $\delta_t$ + $\varepsilon_{ijt}$
(3)	国減免継続 (対照群) vs. 県減免なし (処置群②)	国減免 県減免	vs.	受検者数(対数) $i_{jt} = \beta_3$ 国減免除外 $i_{jt}$ + $\delta_{ij}$ + $\delta_t$ + $\varepsilon_{ijt}$
(4)	県減免なし (処置群②) vs. 県減免あり (処置群①)	国減免 県減免	vs.	受検者数(対数) $i_{jt} = \beta_4$ 県減免あり $i_{jt}$ + $\delta_{ij}$ + $\delta_t$ + $\varepsilon_{ijt}$
(5)				受検者数(対数) $i_{jt} = \gamma_1$ 国または県減免あり $i_{jt}$ + $\delta_{ij}$ + $\delta_t$ + $\varepsilon_{ijt}$
(6)				受検者数(対数) $i_{jt} = \gamma_2$ 国減免あり $i_{jt}$ + $\gamma_3$ 県減免あり $i_{jt}$ + $\delta_{ij}$ + $\delta_t$ + $\varepsilon_{ijt}$

注)  $i$  :都道府県×学生・就業者、 $j$ :年齢、 $t$ :年度、 $\delta_{ij}$ :グループ固定効果、 $\delta_t$ :年度固定効果、 $\varepsilon_{ijt}$ :年度固定効果

- 推定モデル(1)～(4)は、比較対象とするグループを変えることで、国減免除外の効果と、県減免の効果を推定
- 推定モデル(5)～(6)は、全データを使い、国減免と県減免の効果を統合的に推定
- 赤字の係数は、同一グループ(都道府県×学生・就業者×年齢)の時系列変動をみたときに、国減免の除外や県減免の実施などによって、何%受検者数が変化するかを表す
- 少子化や景気変動、災害等、全グループに共通するショックの影響は年度固定効果により統計的に除去

## 推定結果 > 推定結果表(推定モデル(1)~(4)、2・3級)

国減免の縮小により受検者数は減少。県独自減免によって、その影響が緩和された傾向を確認。ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 3級では、国減免の除外により、受検者数が13%減少(国減免継続 vs. 国減免除外 & 県減免なし)
- ② 3級では、国減免が除外されたグループ内では、県減免ありのグループは、県減免なしに比べて受検者数は27%増加

	(1) 国減免継続 vs. 国減免除外	(2) 国減免継続 vs. 県減免あり	(3) 国減免継続 vs. 県減免なし	(4) 県減免なし vs. 県減免あり
	3級 国減免 vs. 県減免	2級 国減免 vs. 県減免	3級 国減免 vs. 県減免	2級 国減免 vs. 県減免
国減免除外	-0.0884 (0.135)	0.154 (0.084)	0.138 (0.253)	0.212 (0.133)
国減免あり				
県減免あり				
観察数	10080	10080	3780	3780
決定係数(全体)	0.603	0.806	0.645	0.866
決定係数(グループ内)	0.0000542	0.000290	0.000175	0.000917
	0.000134	0.000282	0.000363	0.0000378

処置群に県減免の効果が混入

処置群は県減免なしもっともクリアな比較

国減免除外グループ内での県減免の効果

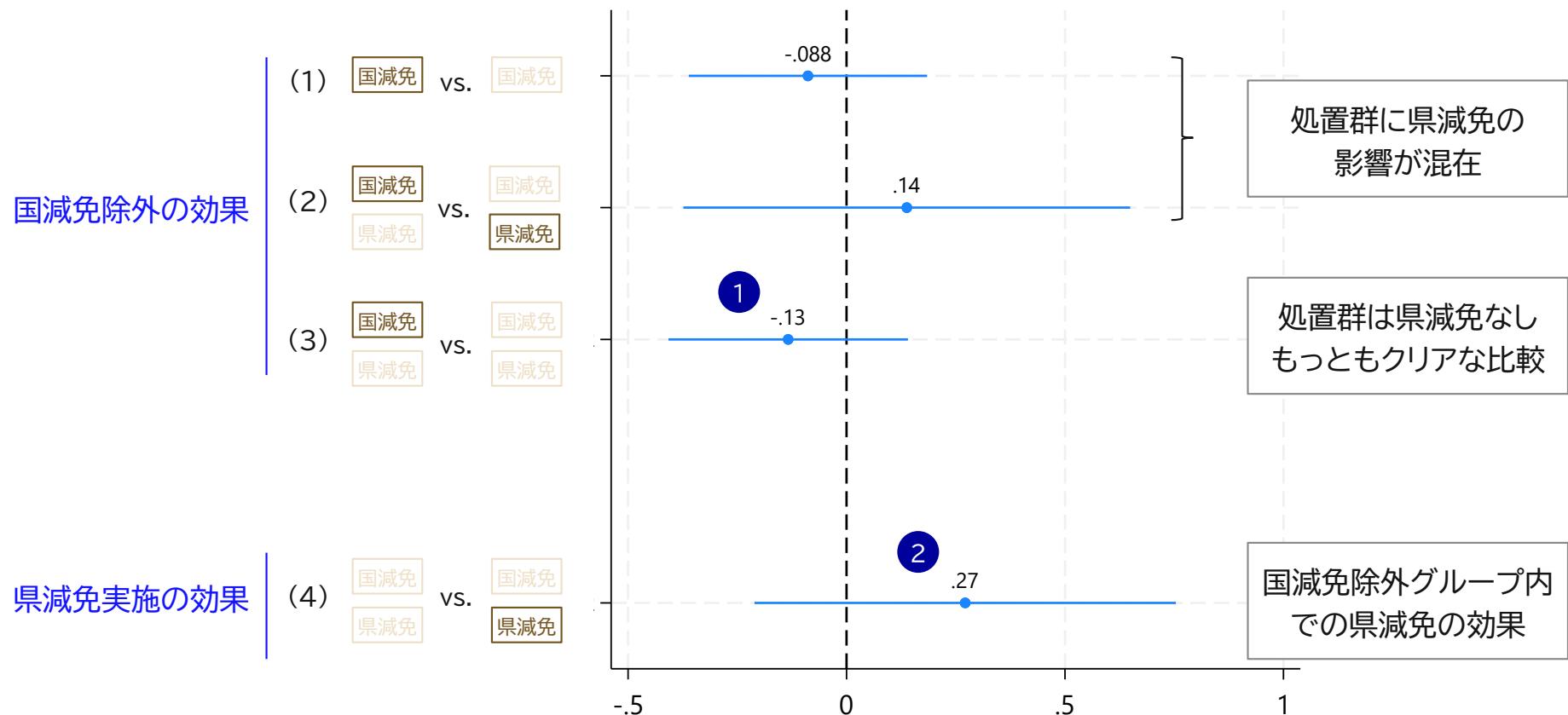
2  
0.272  
(0.239) 0.071  
(0.123)

推定結果 > 推定値(推定モデル(1)~(4)、3級)

3級では、国減免の縮小により受検者数は減少。県独自減免がその影響を緩和した傾向。  
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 国減免の除外により、受検者数が13%減少(国減免継続 vs. 国減免除外&県減免なし)
- ② 国減免が除外されたグループ内では、県減免ありのグループはなしのグループに比べて受検者数が27%増加

### 受検者数に対する国減免除外と県減免実施の効果(3級)

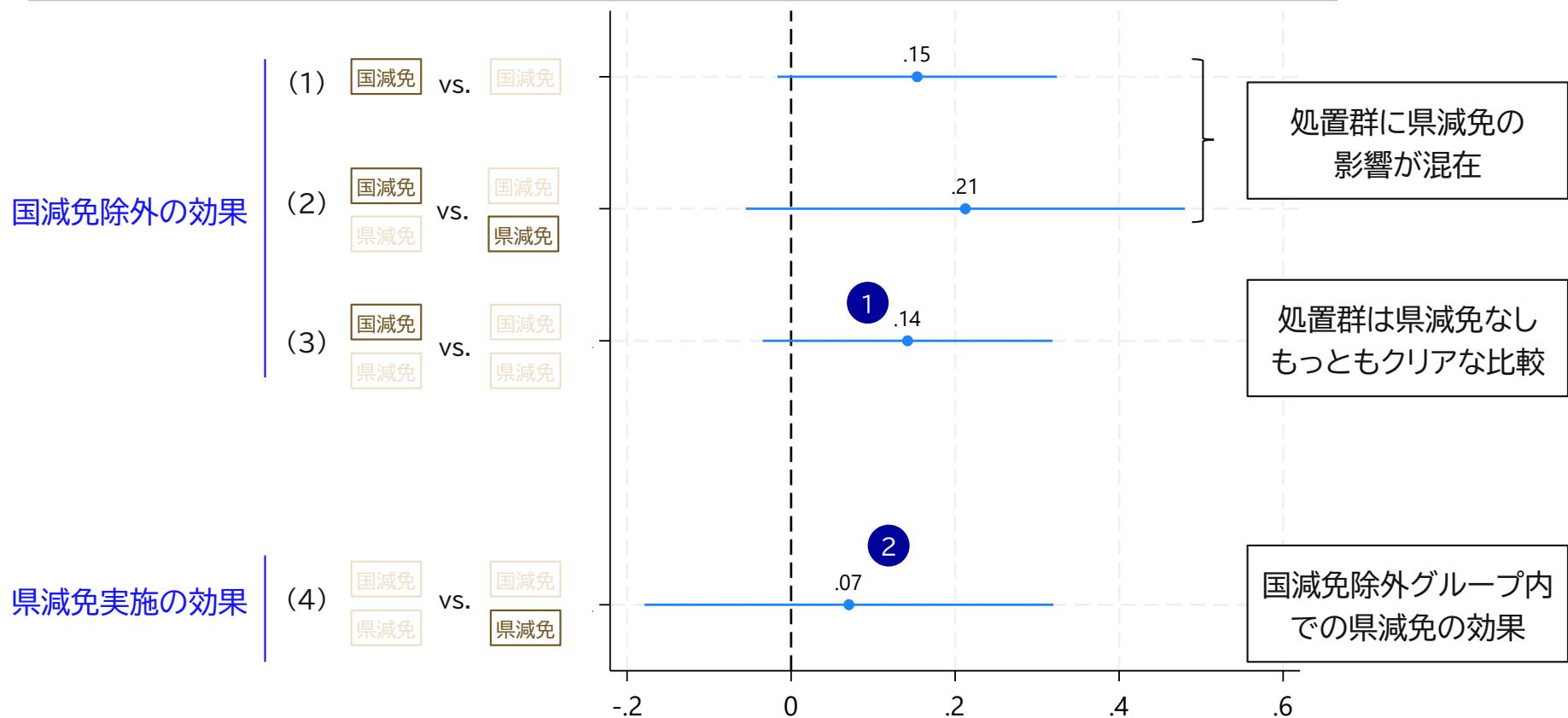


推定結果 > 推定値(推定モデル(1)~(4)、2級)

2級では、国減免の縮小により受検者数がむしろ増加。県減免は受検者数を増やす傾向。  
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 国減免の除外により、受検者数が14%増加(国減免継続 vs. 国減免除外&県減免なし)
- ② 国減免が除外されたグループ内では、県減免ありのグループはなしと比べて受検者数が7%増加

### 受検者数に対する国減免除外と県減免実施の効果(2級)



注)観察単位は、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級。結果変数は受検者数(対数)。説明変数には都道府県×年齢×学生・就業者固定効果と年度固定効果を含む。点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

3級では、減免の実施により受検者数が増加。ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 3級では、国または県減免の実施により受検者数が18%増加
- ② 3級では、国減免と県減免の実施は、それぞれ受検者数を6%、30%引き上げる効果あり
- ③ 2級では、国または県減免の実施により受検者数が7%減少

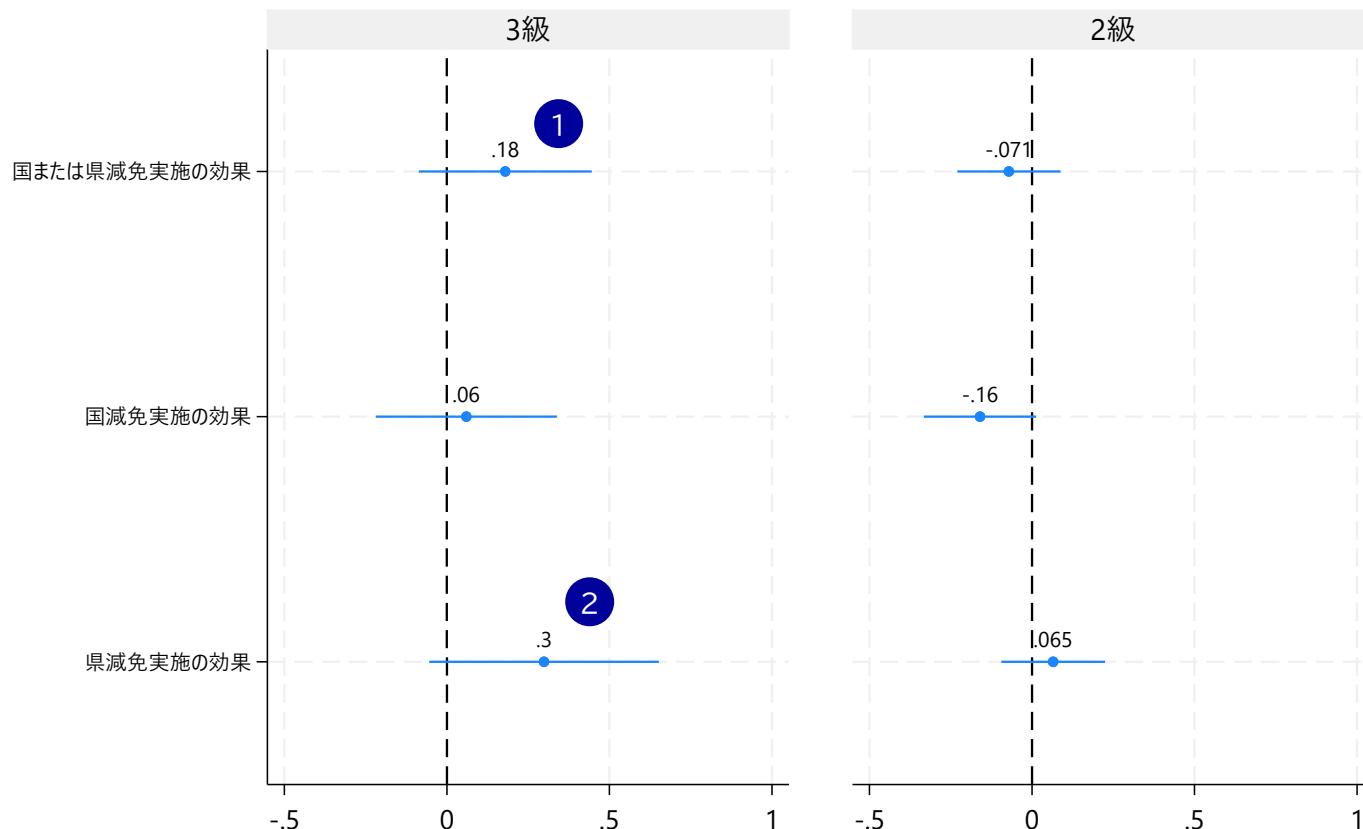
	(5)		(6)	
	3級	2級	3級	2級
国または県減免あり	1 0.180 (0.132)	3 -0.0712 (0.0786)		
国減免あり		2 0.0599 (0.138)	-0.160 (0.0856)	
県減免あり			0.299 (0.175)	0.0651 (0.0790)
観察数	10080	10080	10080	10080
決定係数(全体)	0.603	0.806	0.603	0.806
決定係数(グループ内)	0.000280	0.0000777	0.000557	0.000332

推定結果 > 推定値(推定モデル(5)~(6)、2・3級)

統合的にみると、3級では国または県減免の実施により受検者数を18%引き上げ。  
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 3級では、国または県減免の実施により受検者数が18%増加
- ② 3級では、国減免と県減免の実施は、それぞれ受検者数を6%、30%引き上げる効果あり
  - 2級では、減免の実施によりむしろ受検者数が7%減少

受検者数に対する国減免と県減免の効果(2・3級)



(注)観察単位は、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級。結果変数は受検者数(対数)。説明変数には都道府県×年齢×学生・就業者固定効果と年度固定効果を含む。点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す

## 2級では、国減免の縮小によって受検者数が増えるという結果だが、その理由は不明

---

- 2級では国減免の廃止によって、受検者数がむしろ増えるという分析結果
- 2級は就業者の受検者が多く、就業先などから受検料の助成、一時金や資格手当が出ることも多いと考えられるため、受検料が受検の意思決定の阻害要因となりづらく、3級と比べ減免に対する感応度は低い可能性がある
- ただし、減免に対する感応度が低い場合も、減免廃止の効果がゼロに近づくものの、正にはならない

現時点で、国減免の廃止の効果が正になっている理由は不明

## 推定モデル > 年齢別の効果

推定モデル(6)の国減免及び県減免ダミーに年齢ダミーとの交差項を加えることで、年齢別の効果を推定

### 推定モデル

- 推定モデル(6)を拡張し、国減免除外や県減免ダミーと年齢ダミーの交差項を説明変数として、年齢別の効果を検証

$$\text{受検者数(対数)}_{ijt} = \beta_{10} \text{国減免}_{ijt} + \beta_{11} \text{国減免}_{ijt} \times \text{年齢}_j + \gamma_{10} \text{県減免}_{ijt} + \gamma_{11} \text{県減免}_{ijt} \times \text{年齢}_j + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$$

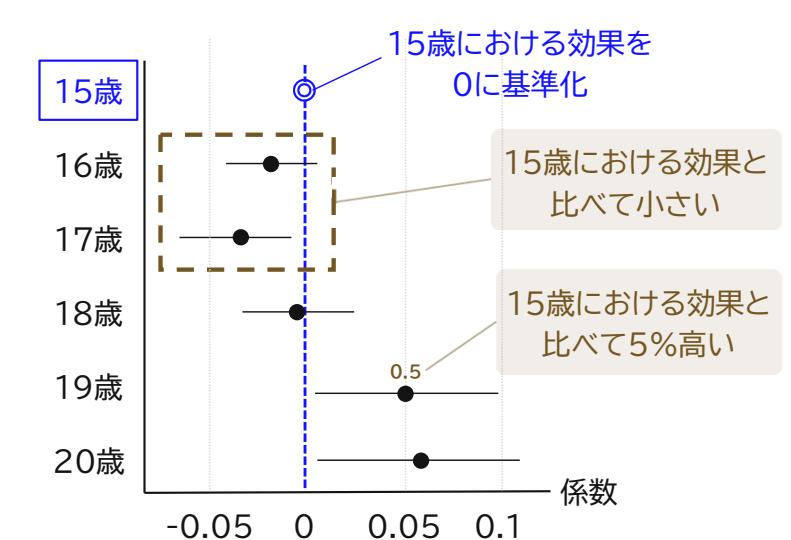
- $i$  : 都道府県×学生・就業者、 $j$  : 年齢、 $t$  : 年度
- 国減免 $_{ijt}$  : 国減免実施ダミー、県減免 $_{ijt}$  : 県減免実施ダミー、年齢 $_j$  : 年齢ダミー
- $\delta_{ij}$  : グループ固定効果、 $\delta_t$  : 年度固定効果、 $\varepsilon_{ijt}$  : 誤差項

### 係数の解釈(右図)

- 交差項の係数 $\beta_{11}$ 及び $\gamma_{11}$ は、参照カテゴリとして設定する「年齢15歳」における、減免実施が受検者数に与える効果( $\beta_{10}$ 及び $\gamma_{10}$ )との差分を表す。例えば、国減免 $\times$ 年齢19歳ダミーの係数が0.05であれば、年齢15歳に対する効果に比べて、19歳では国減免の効果が5%高いことを表す

### 分析の限定

- 前段の分析では2級は効果が確認できなかったことから、本分析では分析対象を3級のみに絞る



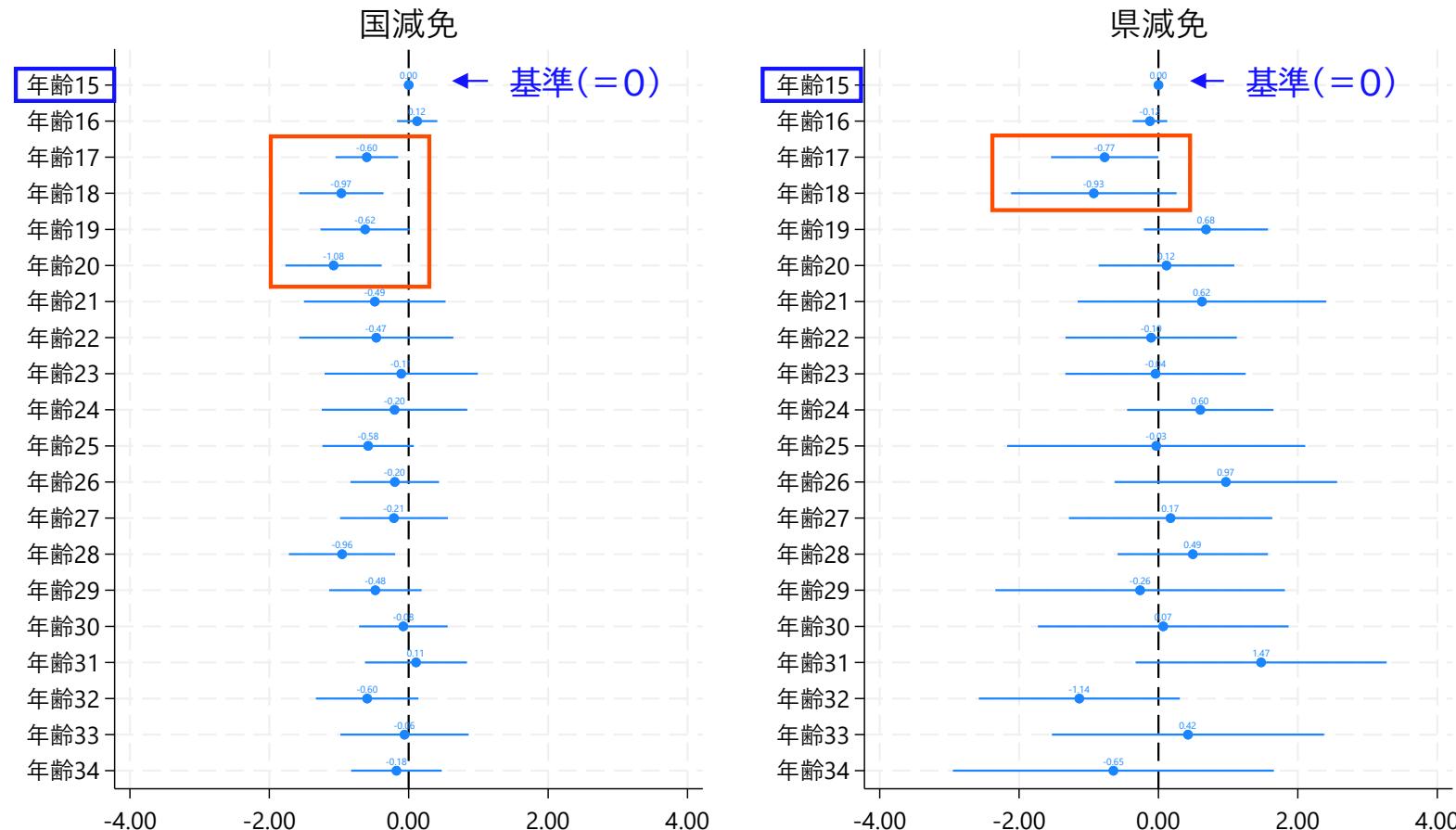
推定結果 > 推定結果表(年齢別の効果、推定モデル(6)、3級のみ)

推定モデル(6)を拡張し、国減免および県減免ダミーに年齢との交差項を加えた推定結果は下記の通り

	推定値	標準誤差	(続き)	推定値	標準誤差
国減免ダミー	0.439	(0.223)	県減免ダミー	0.227	(0.220)
×年齢16	0.121	(0.143)	×年齢16	-0.121	(0.124)
×年齢17	-0.602**	(0.223)	×年齢17	-0.772*	(0.381)
×年齢18	-0.967**	(0.300)	×年齢18	-0.928	(0.588)
×年齢19	-0.625	(0.317)	×年齢19	0.682	(0.440)
×年齢20	-1.078**	(0.342)	×年齢20	0.116	(0.482)
×年齢21	-0.487	(0.503)	×年齢21	0.624	(0.883)
×年齢22	-0.466	(0.547)	×年齢22	-0.105	(0.609)
×年齢23	-0.107	(0.544)	×年齢23	-0.0410	(0.640)
×年齢24	-0.203	(0.517)	×年齢24	0.601	(0.520)
×年齢25	-0.583	(0.325)	×年齢25	-0.0325	(1.058)
×年齢26	-0.200	(0.315)	×年齢26	0.968	(0.791)
×年齢27	-0.212	(0.383)	×年齢27	0.174	(0.722)
×年齢28	-0.956*	(0.378)	×年齢28	0.493	(0.534)
×年齢29	-0.480	(0.329)	×年齢29	-0.264	(1.028)
×年齢30	-0.0765	(0.315)	×年齢30	0.0687	(0.890)
×年齢31	0.105	(0.362)	×年齢31	1.473	(0.892)
×年齢32	-0.596	(0.364)	×年齢32	-1.135	(0.714)
×年齢33	-0.0599	(0.455)	×年齢33	0.424	(0.967)
×年齢34	-0.176	(0.322)	×年齢34	-0.646	(1.140)
			定数項	-1.760***	(0.102)
			観察数	10080	
			決定係数(全体)	0.603	
			決定係数(グループ内)	0.00548	

## 減免の効果は、基準となる15歳と比べて、17~18歳で相対的に小さい傾向

- 17~18歳は、基準となる15歳と比べて相対的に効果が小さい傾向。減免にかかわらず、高校卒業前に受検するためか
- 15~16歳は17~18歳と比べて、減免除外により受検者数が大きく減少(p.56参照)。  
2022年度の減免除外以降は高い受検料をきらい、卒業年まで受検を控え、在学中の合計受検回数が減った可能性あり



注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

推定値は、15歳の効果を基準(=0)としたときの、各年齢における減免の実施による受検者数(対数)への相対的な効果の大きさを表す

## まとめ

受検料減免は、3級においては受検を促す可能性あり。  
ただし、推定精度は低く、確定的なことは言えない

主な結果は次の通り

3級

- 国減免の除外により、受検者数が13%減少(国減免継続グループと国減免除外＆県減免なしグループの比較)
- 国減免が除外されたグループ内では、県減免により受検者数は27%増加
- 統合的には、国または県減免は受検者数を18%引き上げる効果がある

2級

- 国減免の除外により、受検者数が14%増加(国減免継続グループと国減免除外＆県減免なしグループの比較)
  - 国減免が除外されたグループ内では、県減免により受検者数が7%増加
  - 統合的には、国または県減免は受検者数を7%引き下げる効果
- 
- ただし、いずれもノイズが大きく、精度は高くない



### Point

- 受検料減免による受検促進効果が「ある」と確定的には言えないが、3級では(推定値としては)受検者数を増やすという結果が得られた
- 以上の結果のみを踏まえると、3級を優先的に減免対象とすることが考えられる

## 減免対象者の正確な把握や、今後の制度設計を見据えた分析が今後の検討事項

- 今後に向けて、以下のような改善が考えられる

### 追加データによる 効果検証精度の向上

- 本分析では、雇用保険被保険者かどうかの情報がないため、事業所名から学生/就業者を推測し、就業者を雇用保険被保険者であるとみなした
- しかし、「就業者」には労働時間の短いパート・アルバイトやいわゆる一人親方など、雇用保険被保険者ではない減免対象外の受検者も含まれてしまっている
- 雇用保険被保険者か否か等、減免対象の特定に係る情報を収集し、効果検証の正確性を改善

### 今後の制度設計を 見据えた検証

- 今後の制度設計に向けた、減免の対象とすべき年齢層や属性の検討にあたって、次のような切り口での分析を実施
  - 年齢別**の分析(15～23歳未満、23～25歳未満、25～35歳未満、35歳以上などの年齢階層別での効果を検証し、減免対象とする年齢層を特定)
  - 学校種別**での分析(工業高校、専修学校、大学等で効果に違いがあるかを検証)

# Appendix

## 実技試験には、都道府県や年度、年齢、学生か否かにより、若者減免と学割の2種類の減額が適用される

- 受検料は、学科試験は一律3,100円、実技試験の受検料は標準18,200円
- 実技試験の受検料減額制度として、次の2つがある
  - ①若者減免:一定年齢以下の若者に対して適用され、9,000円減額
    - 国による若者減免(国減免):国の制度であり、R4年以降対象者を縮小
      - R3年以前:35歳未満の在職者及び学生
      - R4年以降:25歳未満の在職者
    - 県独自の若者減免(県減免):都道府県の制度であり、R4年度以降の国減免の対象者縮小の影響緩和のため設定
      - R3年以前:なし(国減免があるため)
      - R4年以降:一部の都道府県で実施。対象者(年齢や学生・在職者の別)は都道府県により異なる
  - ②学割:都道府県の制度であり、学生に対して適用され、6,100円減額
    - 3級は、すべての府県で学割制度あり(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定
    - 2級は、4県で学割制度あり(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定
  - 学生による、若者減免(国)と学割は、都道府県や年度に関わらず併用可能と想定
  - 就業者(雇用保険被保険者で兼学生)が、若者減免(国・県)と学割を併用できるかは、都道府県や年度により異なる
    - 3級は、37府県で若年減免との併用可能(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定
    - 2級は、2県で若年減免との併用可能(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定

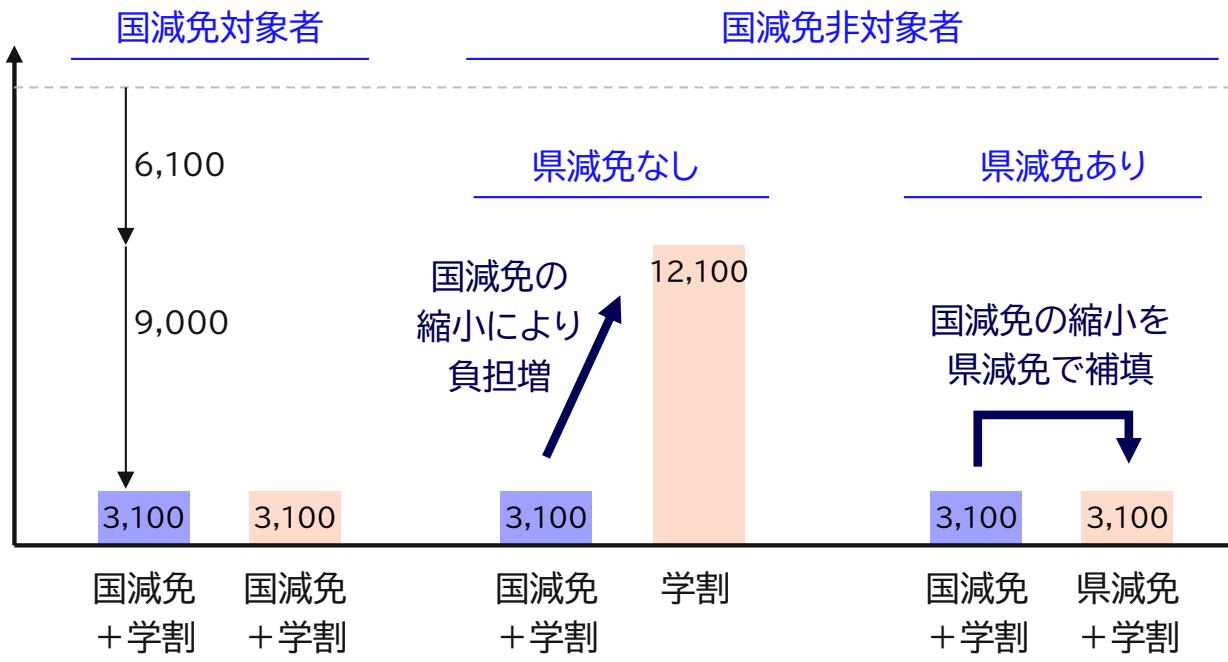
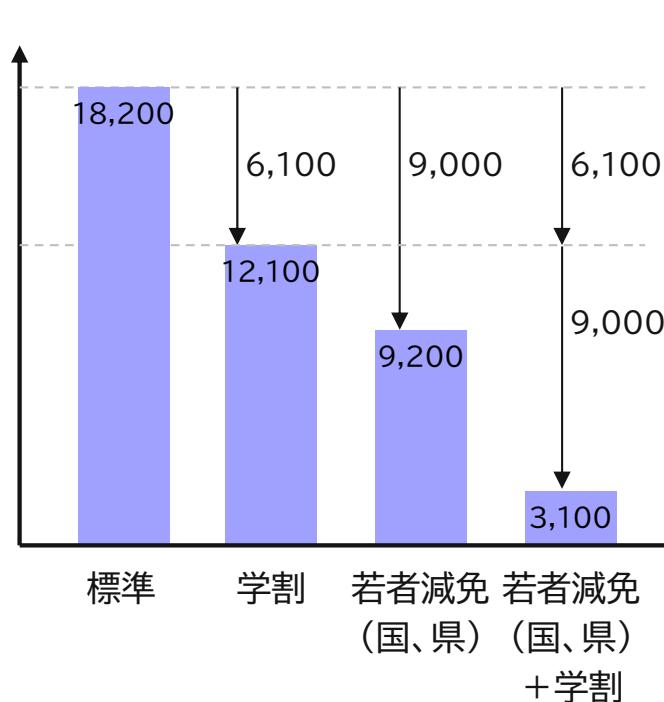
国減免の対象縮小により、25歳未満の学生の受検料負担は3,100円から12,100円まで増加。ただし、県減免がある場合は変化なし

- 2021(R3)年度までは、若者兼学生は、学割と国減免によって、受検料が標準の18,200円から3,100円まで減額
- 2022(R4)年度以降、国減免の対象除外となった若者兼学生は、受検料負担が3,100円から12,100円に9,000円増額
- ただし、県減免を実施している都道府県では、引き続き受検料を3,100円に抑制

標準的な受検料(円)

2021(R3)年度から2022(R4)年度の変化

【凡例】 2021 2022



## R5年度から5つの変更を加え、より正確な検証を実施

R5年度事業	今年度
データ	<ul style="list-style-type: none"><li>2021～2022(R3～4)年度</li></ul>
結果変数	<ul style="list-style-type: none"><li>受検者数</li></ul>
観察単位	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県×年ごとの年齢の「サブグループ区分」 （「25歳未満」、「25～35歳」など）</li></ul>
処置変数	<ul style="list-style-type: none"><li>国減免(対象除外)</li></ul>
サンプルの分割	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県グループ別(A、B1、B2など)</li></ul>
	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>受検者数の対数値 受検者数を使うと、受検者数が多い府県に結果が引きずられてしまう。受検者数の対数をとることで、変化率を推定</li></ul>
	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>都道府県×年ごとの1歳刻みの年齢別 観察数を増やし、より正確な推定を実施</li></ul>
	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>国減免(対象除外)及び県減免 ①国減免が廃止された効果、②国減免が廃止されたがそれを県減免で補完した効果、の2つに分けて効果を検出</li></ul>
	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>全都道府県をプール 国減免と県減免を同時に扱う分析枠組みとすることで、サブグループ別に分析する必要がなくなり、観察数も増加</li></ul>

## 2018～2023年度(H30～R5年度)の全受検者データ(約77万人)から、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとの受検者数を集計

### ■ 人開局より提供された、技能検定の受検者データ(受検者レベル)を利用

- ・期間:2018～2023年度(H30～R5年度)(6年分<sup>\*1</sup>)
- ・観察数
  - ・47都道府県×6年=282都道府県×年。総受検者数は769,251人
- ・データ項目
  - ・年齢、性別、事業所、実務年数、都道府県
  - ・技能検定の得点・合否、
  - ・減免の有無、職種、受検資格分類、等
- ・データフォーマット
  - ・基本は共通のDB形式でデータあり。ただし、一部都道府県では独自形式のDBを採用

### ■ 受検者レベルデータから、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとの受検者数を集計

- ・受検者ごとに、分析に必要な3変数(年齢、級、雇用保険被保険者区分(学生か就業者かで代理))を特定。  
学生か就業者かの判定は、受検者の事業所名から推定(後述)
- ・受検者レベルのデータから、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとに受検者数を集計し、パネルデータを作成

<sup>\*1</sup> 技能検定は通常年2回、前期と後期で実施。しかし、2020年度(R2年度)は新型コロナウィルス感染症の影響により、前期試験の実施はない

分析に必要な3変数(年齢、級、雇用保険被保険者区分(学生か就業者か))を特定。  
3変数が特定できない都道府県×年は分析から除外

## データクリーニングの概要

以下の要領で分析に必要な情報を特定

### ■ 年齢

- 生年月日から、受検年度の4月1日現在の年齢を算出
- 全体の約13.4%が欠損値

### ■ 級

- 文字列で級情報がある場合は、その級を採用  
文字列による級情報がない場合は、級コードに基づき判定
- 欠損値は全体の0.1%以下

### ■ 雇用保険被保険者区分(学生か就業者か)

- 受検者の事業所名が学校と推測される場合は「学生」、  
それ以外は「就業者」と判断

### ■ 減免ダミー

- R4年度の都道府県別動向の整理に基づき付与

## 留意点

### ■ 大都市圏は欠損

- 年齢、級、雇用保険被保険者区分の少なくともひとつの変数が欠損している都道府県×年は、分析から除外
- 埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は、一部またはすべての年度で事業所名の情報が完全に欠損し、学生か否かの判定ができないため、分析からは一律に除外(2・3級の全受検者数の25%)

### ■ 雇用保険者被保険者は「就業者」で代理

- 国減免の対象は指定年齢の雇用保険被保険者だが、データからは判別が不可能
- 事業所名から学校かそれ以外かを判断し、「学生」か「就業者」に分け、「就業者」を雇用保険被保険者とみなす
- 例えば、いわゆる「一人親方」や労働時間の短いパート・アルバイト、は雇用保険被保険者ではないため実際は減免の対象外となるが、分析では「就業者」≡雇用保険被保険者と判断している

## 級の判定にあたっては、文字列の級名情報がある場合はそれを採用し、数値の級コードのみの場合は、標準コード分類に基づいて判定

### ■ 提供データから以下の変数を作成

- 級名(文字列) 例:「1級」、「単一級」など
- 級コード(数値) 例:「1」、「3」、「6」など

### ■ 以下のルールで、級を特定

1. 級名(文字列)の情報がある場合は、その級を採用
2. 級名(文字列)がない場合は、以下のルールを適用
  1. 級コードが「1」 ⇒ 1級
  2. 級コードが「2」 ⇒ 2級
  3. 級コードが「6」 ⇒ 3級
  4. 級コードが「3」 ⇒ 単一等級
  5. 級コードが「4」 ⇒ 特級
  6. 級コードが「5」、「55」 ⇒ 五輪のみ
  7. 級コードが「7」、「8」、「9」 ⇒ その他
3. 文字列データがある府県と文字列が欠損値で数値データのみの府県は、基本的に相互に排反しており、上記ルールの適用により、整合的な級の特定が可能(右表参照)。なお、埼玉県と千葉県のデータは独自コードが採用されているが、文字列情報を優先する上記ルールを適用することで矛盾なく捕捉可能。

### 級コード(標準)

級	標準コード	備考
1級	01	—
2級	02	—
3級	06	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県と千葉県(ただし、2019年除く)は、文字列=“3級”かつ数値=3</li> </ul>
単一級	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部職種のみ級種なし</li> <li>・ 埼玉県と千葉県(2019年除く)は、文字列=“单一等級”かつ数値=4</li> <li>・ 埼玉県と千葉県(2019年除く)以外の都道府県は、文字列=欠損値かつ数値=3</li> </ul>
特級	04	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者または監督者</li> <li>・ 埼玉県と千葉県(2019年除く)以外の都道府県は、文字列=欠損値かつ数値=4</li> <li>・ 各年とも前期は“特級”的受検者データなし</li> </ul>
五輪のみ	05、35、45、55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能五輪</li> <li>・ 数値=35または45のデータなし</li> </ul>
随時2級	07	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人技能実習生向け</li> <li>・ 文字列=“随時”的データなし</li> </ul>
随時3級	08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人技能実習生向け</li> </ul>
基礎級	09	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人技能実習生向け</li> <li>・ 文字列=“基礎級”的データなし</li> </ul>

## 学生・就業者の判定にあたっては、都道府県×年・期に偏りなく情報がとれる、事業所名を使用

### ■ 背景

- 学生・就業者の判定にあたっては、次の変数が利用可能
  - 事業所名、年齢、学割、県独自減免、若者減免
- R5年度は、これらの変数を総合的に利用し、独自のルールに基づき、学生・就業者を判定

### ■ 課題

- データを詳細に検討したところ、上記変数が得られるセル（都道府県×年・期）は偏っていることが判明（次頁）。偏りがなくデータが取得できるのは、事業所名と年齢のみ
- R5年度の方式で判定できなくはないが、セルによって使える変数が限られており、都道府県×年・期によって異なる判定ルールを適用することになる。例えば、ある都道府県×年・期では学割ベースで、別の都道府県×年・期は県独自減免ベースで、と異なるルールが適用される。
- このように判定ルールの違いによるノイズが混ざる可能性があるため、推奨しない

### ■ 対応

- データポイントに偏りがなくデータが取得できる、事業所名に基づいて、学生・就業者を判定
- 事業所名に基づく学生・就業者の判定結果の整合性を、学割、県独自減免、若者減免の情報で確認

## 学生・就業者の判定に使える変数が、都道府県×年・期に渡って偏りなく取得できるかを確認したところ、有効データが一定数あるのは事業所名及び年齢のみと判明

- セル(都道府県×年・期)単位で、定義や入力状況が異なる可能性があり、セル単位で有効データがある受検者の割合を算出
- 有効データの定義は、非欠損値であること。学割・県独自減免・若者減免では、さらに「1」であることも要件に追加。学割や減免を得ていれば「1」のフラグが立ち、有効データの受検者が一定割合いるはず。セル内で有効データの受検者割合がゼロ(「1」の受検者が皆無)の場合は、そのセルでは当該変数が有効に入力されていないと判断

### 学生・就業者の判定に利用可能な変数

変数	有効データの定義	総セル数 (都道府県×年・期)*1	有効データ があるセル の割合	備考(データあり)	備考(データなし)
事業所名	非欠損値	517	90.1%	・ 41府県で全期間で有効データあり	・ 埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府はデータなし
年齢	非欠損値	517	98.5%	・ 45府県で全期間で有効データあり	・ 大阪府は介入前後の期間のデータなし
学割	非欠損値、かつ「1」	517	37.1%	・ 8府県のみ、全期間で有効データあり	
県独自減免	非欠損値、かつ「1」	188 (R4年~)*2	5.9%	・ 一期間でも有効データがあるのは、宮城県、滋賀県、鳥取県、愛媛県、宮崎県の4県のみ ・ 宮城県、鳥取県、愛媛県は2021年に也有効データあり	
若者減免	非欠損値、かつ「1」	517	36.6%	・ 4府県のみ、全期間で有効データあり	

\*1 47都道府県×6年×2(前・後)期=517。ただし2020年は新型コロナウィルス感染症の影響により、前期の実施がない

\*2 47都道府県×2年×2(前・後)期=188

学生・就業者の判定にあたって、事業所名に教育機関を示唆する文字列が含まれるかを確認。含まれる場合は学生、含まれない場合は就業者と判定

- 雇用保険被保険者区分は、学生・就業者の判定によって近似
- 学生・就業者を、事業所名から以下の手順で判定

### 学生判定のフローチャート

#### 1. 事業所名に「明確に教育機関を示唆する」次の文字列が含まれる

- 「高校」「学校」「学院」「大学」「専門校」

いいえ  
↓

#### 2. 事業所名に「教育機関を示唆する」次の文字列が含まれる

- 「スクール」「アカデミー」「能力開発センター」「能力訓練センター」「高専」「能力開発校」「人材育成センター」「技術校」「訓練校」「職業訓練協会」「教室」「カレッジ」「ポリテクセンター」「職業能力開発促進センター」「キャンパス」「学園」「学舎」

はい

全サンプル(約26%の欠損値を含む)の約19%

はい

#### 3. 事業所名に「学生ではない職種」を示す次の文字列が含まれる

- 「講師」「職員」「総務」「教務」  
(例:○○高等学校(職員)、など)

いいえ

学生

はい

就業者

いいえ  
かつ非欠損値

判定の精度確保のため、事業所名に教育機関以外を示唆する文字列が含まれるか確認。  
含まれる場合は個別に確認した結果、修正が必要なケースは極めて稀

- R5年度にならい、学生と判定されたサンプルについて、事業所名に教育機関以外を示唆する以下の場合に、個別に確認

### 1. 事業所名に次の文字列を含む

- 「有限会社」「(有)」「株式会社」「(株)」「会社」「JA」「一社」「一財」
- 1895件該当。うち1件は明らかに教育機関ではないと推測

### 2. 事業所名に次の文字列を含む

- 「商会」「組合」「(営)」「営業所」「営業部」「協議会」「協会」「(協)」「営繕部」「(同)」「(合)」「事務所」「財団」「支所」「支店」「支部」「(資)」「役所」「役場」「公益社団法人」「協力隊」「農協」「分室」「商会分店」「本店」「本部」「本舗」「刑務所」「工務所」「工務店」
- 244件該当。大半が「職業訓練協会」であり、学生と判定

### 3. 事業所名の末尾に次の文字列を含む

- 「印刷」「化学」「化成」「会館」「開発」「建具店」「空調」「劇場」「建装」「建設」「建具」「建材」「建材店」「工業」「工芸」「工事」「工場」「工房」「工務店」「興業」「左官」「工作所」「住建」「住設」「住宅」「重機」「商工」「商事」「商店」「水道」「精工」「精密」「石工」「石材」「整備」「総建」「裝飾」「裝備」「造園」「鉄筋」「鉄工」「鉄道」「電器」「電機」「電気」「電工」「電子」「塗工」「土木」「内装」「農園」「農機」「農業」「農場」「運搬機」「防水」「板金」「病院」「保温」「宝飾」「醸造」「製麵所」「木工」「木材」「冷設」「靈園」「和裁」「塗装」
- 3件該当。うち1件は明らかに教育機関ではないと推測

#### Point

- 事業所名に教育機関以外を示唆する文字列が含まれ、判定が必要なケースは極少数
- よって、事業所名に教育機関を示唆する文字列が含まれているかのみで、学生・就業者を判定

## R5年度事業の学生判定結果や、級、年齢、実務年数などの諸変数との整合性を確認。 事業所名に基づく学生判定に大きな問題はないと判断

---

### ■ R5年度事業の学生判定との整合性の確認

- 本年度の事業所名ベースの学生判定と、R5年度事業の学生判定の結果の整合性を確認
- 96.7%で判定が一致。よって、事業所名ベースの学生判定でも、R5年度事業とほぼ相違ない

### ■ その他の変数との整合性の確認

- 級別 学生は3級の受検者の割合が突出する一方で、就業者は1、2級の受検者が多い
- 年齢 学生の受検者は19歳以下が多い
- 実務年数 学生は実務年数0年の受検者が8割以上に対して、就業者はどの実務年数の受検者もまんべんなくいる
- 若者減免 若者減免ありの受検者の半数は学生(若者減免なしは77%が就業者)
- 学割 学割ありの受検者の9割が学生(学割なしは79%が就業者)
- 県独自減免 県独自減免ありの受検者の37%が学生(県独自減免なしは72%が就業者)



Point

学生判定と大きな矛盾はない

## R5年度事業の学生判定結果との整合性を確認したところ、96.7%で一致

### ■ 概要

- 本年度の事業所名ベースの学生判定と、R5年度事業の学生判定の結果の整合性を確認
- 96.7%で判定が一致。よって、事業所名ベースの学生判定でも、R5年度事業とほぼ相違ない

### ■ 手順

- R5年度事業データには受検者の固有IDがないため、以下の変数を使って、今年度事業のデータを結合(名寄せ)
  - (結合に使った変数)年度、前後期別、都道府県、職種コード、生年月日、性別、級コード、事業所名称、総合合否
- 結合できた182,415人のうち、事業所名が欠損しているサンプルを除去した153,455人について、R5年度と今年度の学生判定結果が存在。R5年度と今年度の学生判定結果を比較(下表)

### R5年度及び今年度の学生判定結果の比較

A. 実数(人)

		(今年度判定)		
		就業者	学生	計
(R5年度 判定)	就業者	114,134	4,976	119,110
	学生	160	34,185	34,345
	計	114,294	39,161	153,455

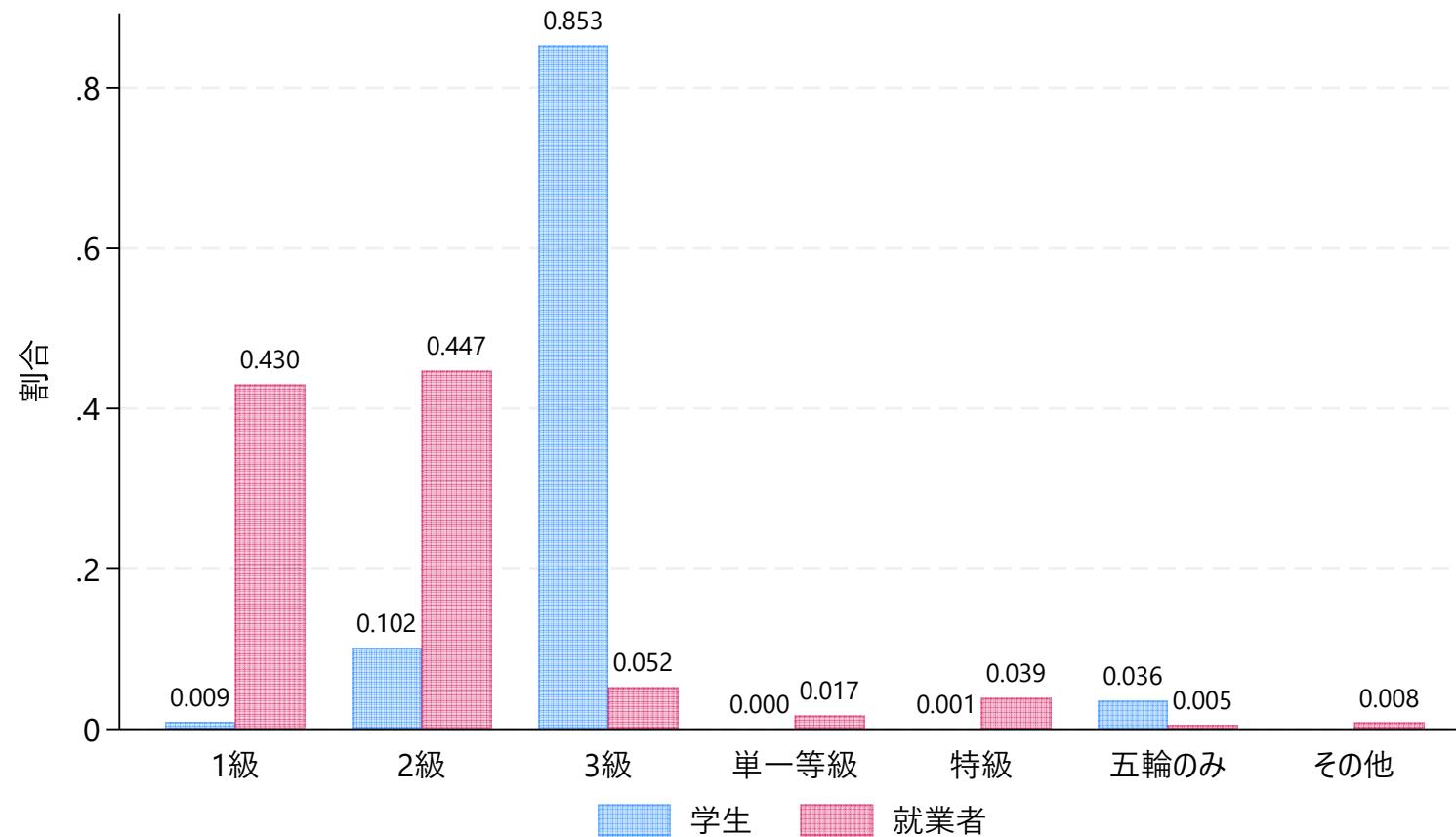
B. 割合(%)

		(今年度判定)		
		就業者	学生	計
(R5年度 判定)	就業者	74.4	3.2	77.6
	学生	0.1	22.3	22.4
	計	74.5	25.5	100.0

## 学生は3級の受検者の割合が突出する一方で、就業者は1、2級の受検者が多い

- 学生の総受検者数に占める3級受検者の割合は85%を占める
- 就業者の総受検者数に占める1級、2級の受検者に割合が合わせて9割近くにのぼる

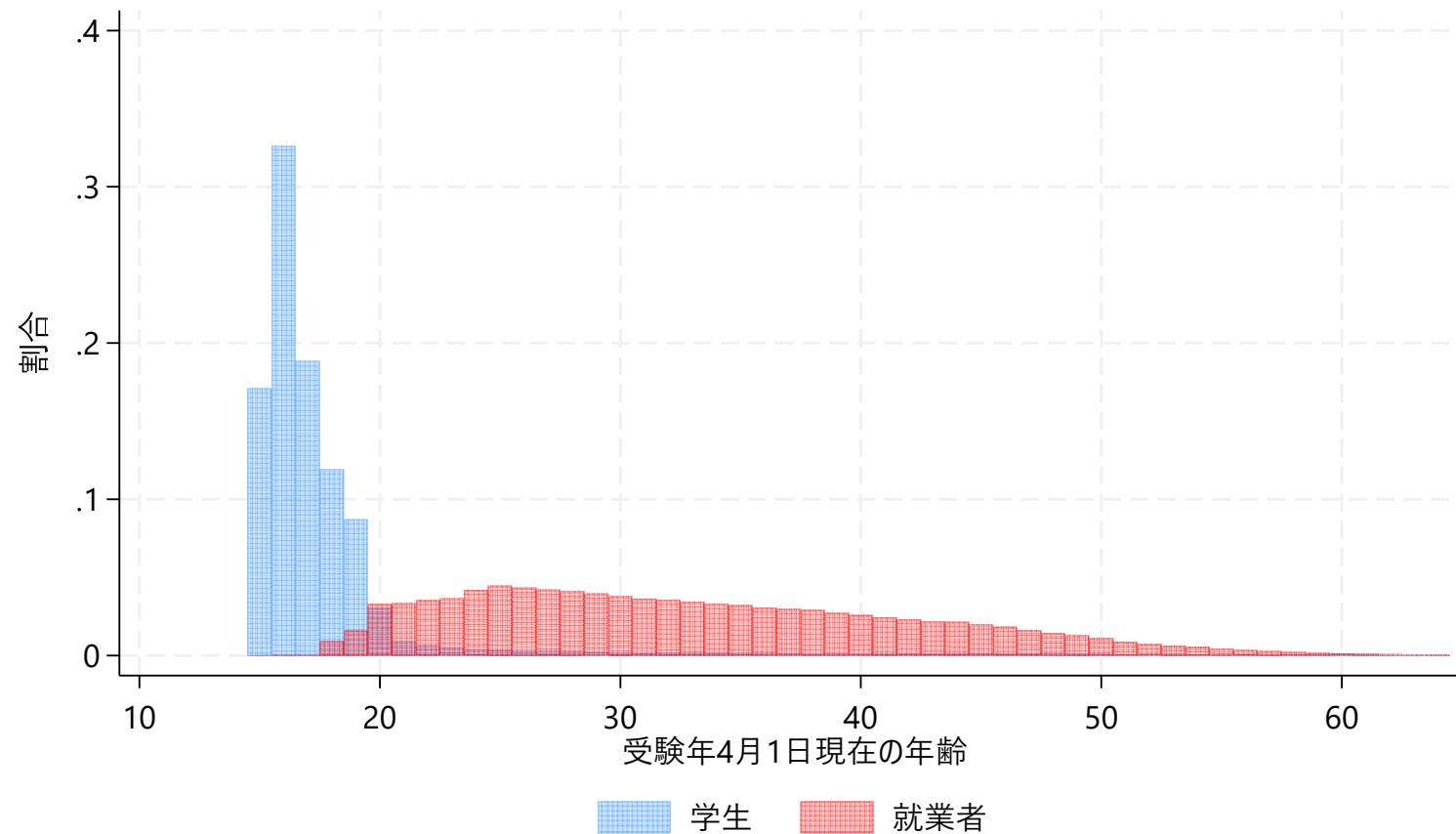
学生及び就業者の受検者総数に占める別級コード別受検者の割合



## 学生の受検者は19歳以下が多い

- 学生の総受検者数に占める、受検年年齢18歳までの受検者数の割合は80.5%、20歳までの受検者数の割合は92.3%

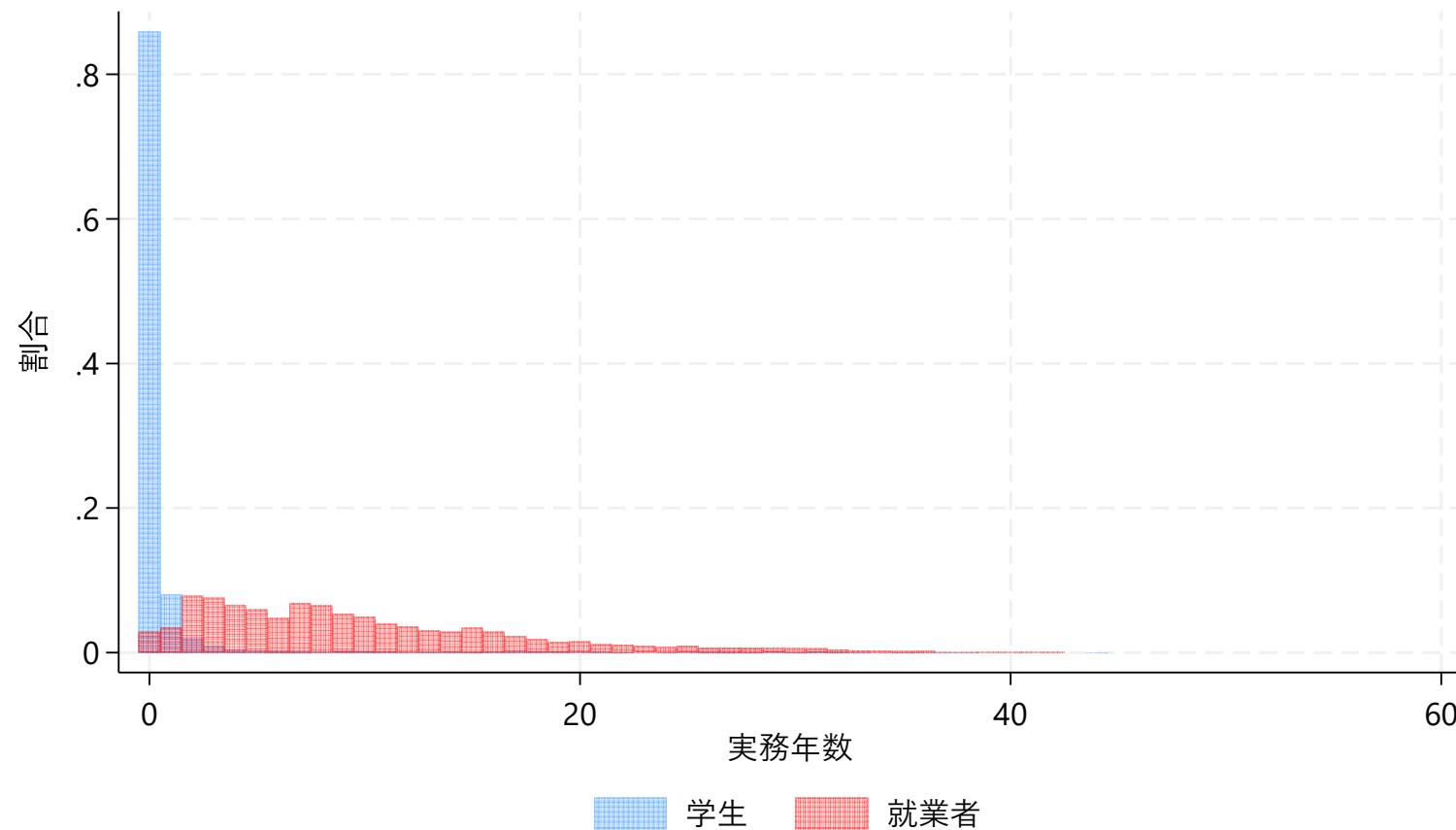
学生及び就業者の受検者総数に占める年齢別受検者の割合



データセットの構築 > データクリーニング > 事業所名による学生・就業者の判定の整合性確認 > 実務年数別の受検者割合  
学生は実務年数0年の受検者が8割以上に対して、就業者はどの実務年数の受検者も  
まんべんなくいる

- 学生の総受検者数に占める実務年数0年の受検者の割合86%。対して、就業者は3%。

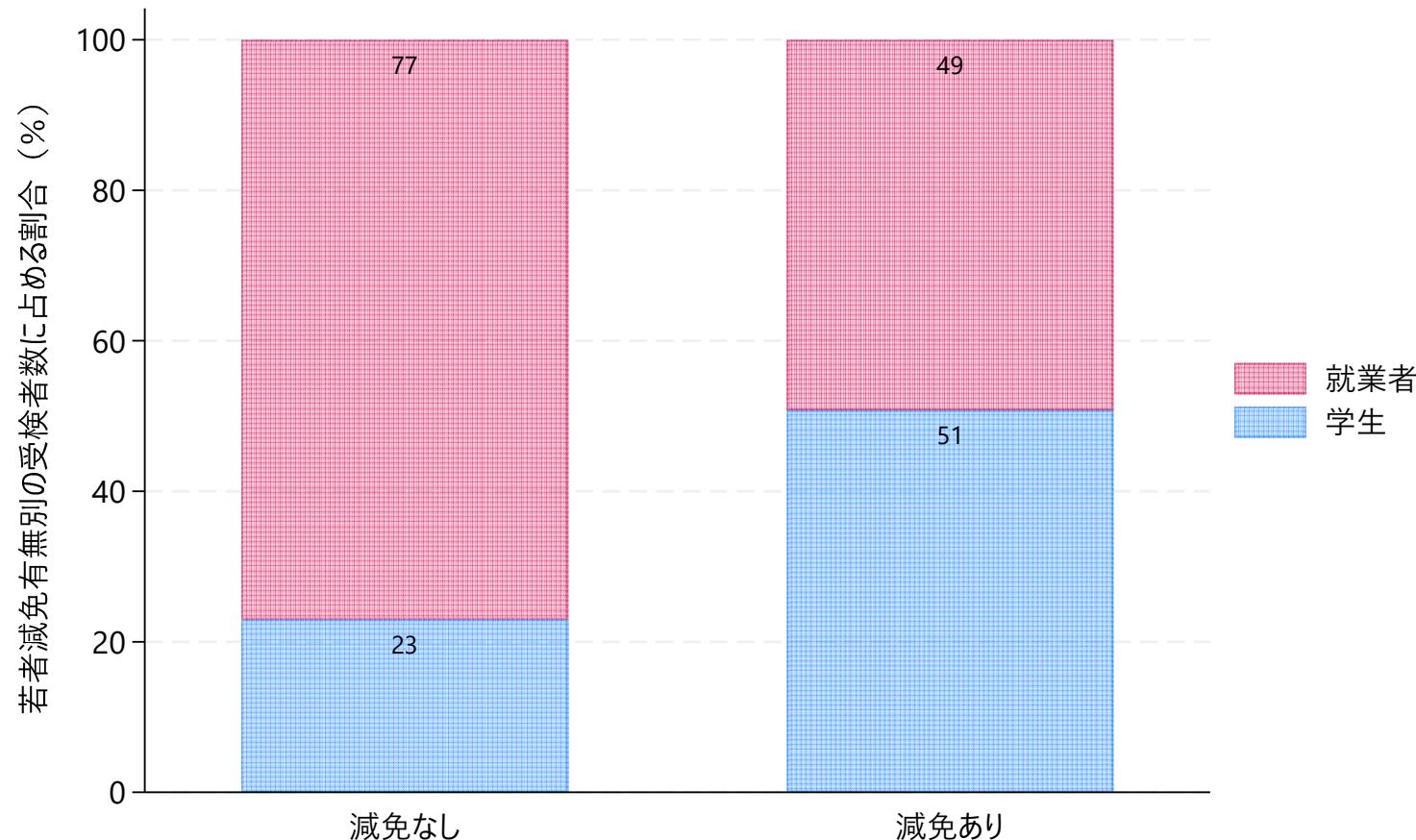
学生及び就業者の受検者総数に占める実務年数別受検者の割合



## 若者減免ありの受検者の半数は学生

- 若者減免ありでは、学生が51%を占める
- 若者減免なしでは、就業者が77%を占める

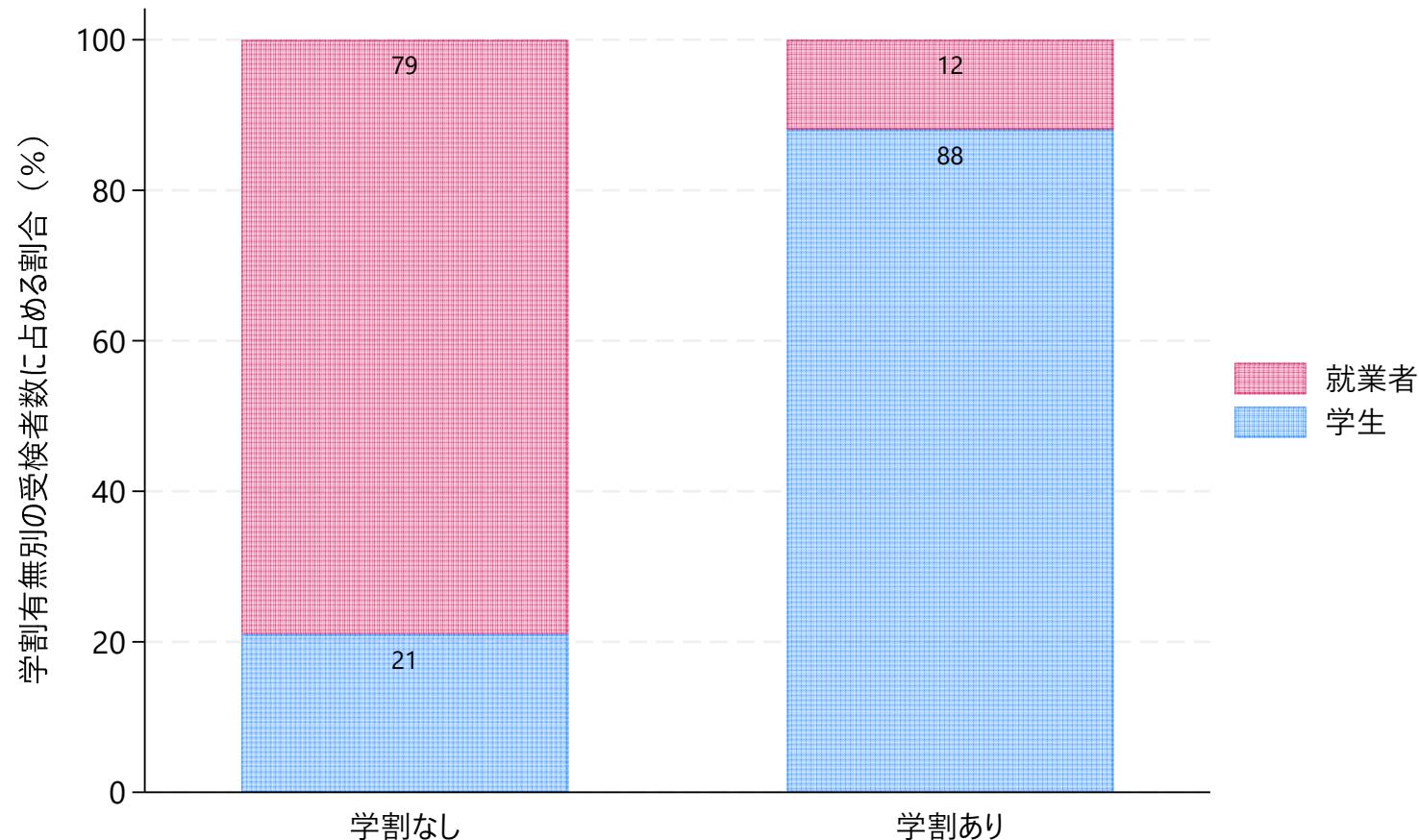
若者減免の有無別の総受検者数に占める学生・就業者の割合



## 学割ありの9割が学生

- 学割ありでは、学生が88%を占める
- 学割なしでは、就業者が79%を占める

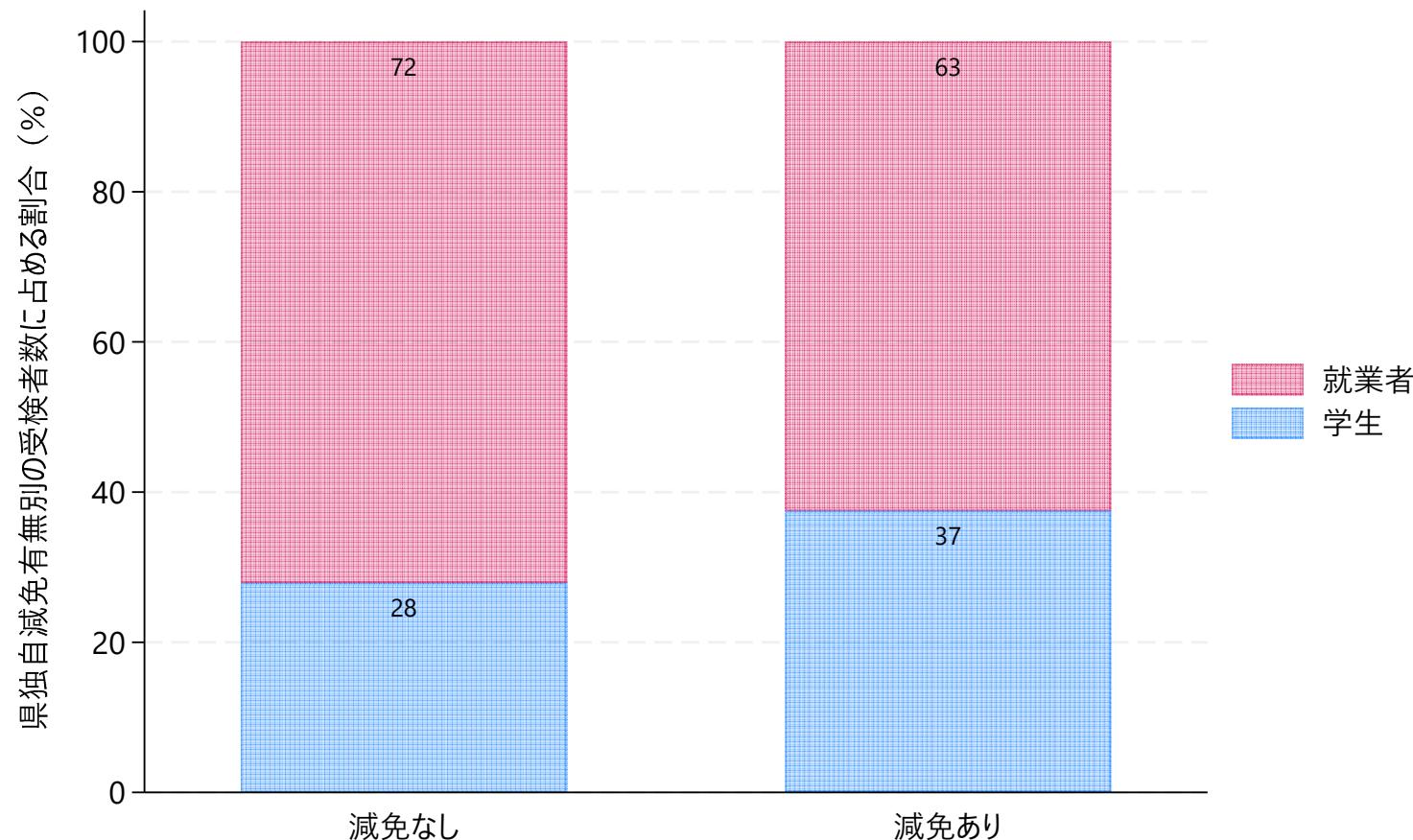
学割の有無別の総受検者数に占める学生・就業者の割合



## 県独自減免ありの受検者の37%が学生

- ・ 県減免ありでは、学生が37%を占める
- ・ 県減免なしでは、就業者が72%を占める

学割の有無別の総受検者数に占める学生・就業者の割合



## 学生ダミーの欠損率

埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は一部またはすべての年度で学生か否かの判定ができないため、分析から除外

### ■ 学生ダミーの欠損状況を整理(右図)

- 学生ダミーの欠損率が高い都道府県×年度を赤で強調
- 学生ダミーが欠損するのは事業所名の情報がないため

### Point

- 埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は、一部またはすべての年度で事業所名の情報が完全に欠損。学生か否かの判定ができないため、分析からは一律に除外
- 福井県及び岐阜県も欠損率が高い年度が存在。分析には利用する

学生ダミーの欠損率(都道府県×年度別)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	すべて
北海道	0.006	0.009	0.000	0.011	0.013	0.009	0.009
青森県	0.004	0.009	0.000	0.011	0.012	0.017	0.009
岩手県	0.037	0.048	0.003	0.030	0.036	0.028	0.033
宮城県	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
秋田県	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001
山形県	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
福島県	0.000	0.006	0.002	0.002	0.001	0.000	0.002
茨城県	0.007	0.021	0.006	0.002	0.002	0.000	0.007
栃木県	0.000	0.000	0.005	0.000	0.000	0.001	0.001
群馬県	0.011	0.031	0.000	0.017	0.018	0.021	0.018
埼玉県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
千葉県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
東京都	1.000	1.000	0.005	0.006	0.005	0.008	0.414
神奈川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0.025	0.007	0.000	0.003	0.001	0.021	0.010
富山県	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.009	0.001	0.006	0.004	0.004	0.002	0.004
福井県	0.000	0.531	0.000	0.000	0.004	0.459	0.236
山梨県	0.000	0.002	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001
長野県	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002	0.001
岐阜県	0.497	0.484	0.550	0.463	0.476	0.493	0.489
静岡県	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
愛知県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
三重県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.002	0.004	0.000	0.003	0.001	0.001	0.002
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	1.000	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000
兵庫県	0.088	0.069	0.113	0.035	0.101	0.145	0.087
奈良県	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和歌山県	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鳥取県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
島根県	0.000	0.008	0.007	0.000	0.000	0.003	0.003
岡山県	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
広島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
徳島県	0.000	0.000	0.007	0.000	0.000	0.000	0.001
香川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000
高知県	0.013	0.018	0.000	0.013	0.014	0.012	0.012
福岡県	0.005	0.006	0.002	0.001	0.002	0.000	0.003
佐賀県	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000	0.006	0.002
長崎県	0.065	0.051	0.000	0.051	0.056	0.068	0.051
熊本県	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.033	0.000	0.000	0.002	0.003	0.030	0.012
鹿児島県	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.000	0.001
沖縄県	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
すべて	0.284	0.281	0.153	0.177	0.186	0.31	0.241

## 学割から減免除外の受検者数への影響は考慮せずに推定

### ■ 学割は府県独自の制度

- ・ 3級については、R4年度において全都道府県で学割制度を導入。R3年度以前は、R4年度以降と同様であったと推測
- ・ 2級については、R4年度において宮城県、新潟県、山梨県、鳥取県の4県でのみ実施

### ■ 就業者に対して、学割と若年減免の併用を認めている府県と認めていない府県がある

- ・ 3級では、全都道府県で学割が導入
- ・ そのうち、就業者(雇用保険被保険者で兼学生)に学割を認めている(つまり、学割と若年減免の併用を認めている)のは、37府県
- ・ 2級では、学割制度を導入している4県のうち、就業者に学割と若年減免の併用を認めているのは2県

### ■ 減免除外の受検者数への効果は、学割制度の影響を考慮せずに推定

- ・ 学割の影響を考慮するため、都道府県、学生・就業者に応じて、若年減免・学割併用ダミーを付与することが考えられる。しかし、減免ダミーも都道府県×学生・就業者に応じて付与することから、完全な多重共線性が生じるため、共変量として使用不可。よって、減免除外の受検者数への効果を分析する際、学割制度の影響を考慮せずに推定
- ・ 学割制度の影響を無視することにより、学割の効果が減免ダミーに混入し、効果を過大に推定するバイアスが生じる可能性あり。ただし、就業者でありながら学割も受けている者の比率は、3級で2.0%、2級で1.9%程度(学割ダミーは欠損が多いことに留意)。したがって、学割の影響を無視して、減免除外の効果を分析することへの影響は無視して差し障りないと思料
- ・ 学割制度に年度間で変更はない想定しているが、全国一律の変更であれば、その影響は年度ダミーで吸収される

## 対照群と処置群の特定の手順[1/2]

# 都道府県ごとの県減免タイプを特定したうえで、2022(R4)年度前後の制度変化に応じて処置群と対照群を特定

- 都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級のパネルデータに、  
処置群・対照群カテゴリー(減免なし(処置群②)、県独自減免(処置群①)、国減免継続(対照群))を、以下のステップに基づいて付与

### 【ステップ1】県減免タイプの特定

- 2022(R4)年度に国減免の対象が縮小された際の都道府県の対応によって、府県を以下の5タイプに分類

### 【ステップ2】処置群・対照群の分類

- 県減免のタイプ、級、年齢、学生・就業者ごとに、2022(R4)年度の制度変化に応じて、処置群と対照群を特定

#### 県減免タイプ

県減免 タイプ	県減免	~25歳		25~35歳		35歳~		該当 県数
		学生	就業者	学生	就業者	学生	就業者	
A	なし	-	国減免	-	-	-	-	32
B1a	あり	✓	国減免	✓	✓	-	-	4
B1b	あり	✓	国減免	✓	-	-	-	1
B2	あり	✓	国減免	-	-	-	-	9
B3	あり	✓	国減免	✓	✓	✓	✓	1

【凡例】-: 非対象 ✓: 対象

## 対照群と処置群の特定の手順[2/2]

グループ(都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級)ごとに、国減免ダミーと県減免ダミーを付与し、2022(R4)年度の制度変化の状況から処置群を特定

### データ構造

- ステップ1で特定した県減免タイプに基づき、グループ(都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級)ごとに、  
①国減免ダミーと②県減免ダミーを付与

例

都道府県	年齢	学生・就業者	年度	国減免	県減免
A県	24	学生	2021	1	0
A県	24	学生	2022	0	0
A県	24	就業者	2021	1	0
A県	24	就業者	2022	1	0
A県	25	学生	2021	1	0
A県	25	学生	2022	0	0
A県	25	就業者	2021	1	0
A県	25	就業者	2022	0	0

103

### 対照群・処置群の特定

- グループごとに、2022(R4)年度前後の国減免と県減免の状態に基づき、処置群を特定

分類	2021年度以前		2022年度以降		
	国減免	県減免	国減免	県減免	
対照群	1	0	1	0	
処置群①	1	0	0	1	
処置群②	1	0	0	0	
(分析対象外)	0	0	0	0	

45

## 都道府県別の県減免タイプ

# 都道府県ごとの県減免タイプは下記の通り

### 県減免タイプ

県減免 タイプ	県減免	~25歳		25~35歳		35歳~		該当 県数
		在校生	在職者	在校生	在職者	在校生	在職者	
A	なし	-		-	-	-	-	32
B1a	あり	✓		✓	✓	-	-	4
B1b	あり	✓	国 減 免	✓	-	-	-	1
B2	あり	✓		-	-	-	-	9
B3	あり	✓		✓	✓	✓	✓	1

【凡例】-: 非対象 ✓: 対象

### 都道府県ごとの県減免タイプ

順位	都道府県	2級				3級				県減免タイプ
		在校生 若年減免	学割	在職者 若年減免	学割	在校生 若年減免	学割	在職者 若年減免	学割	
1	北海道	--	--	--	--	--	あり	--	--	A
2	青森県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
3	岩手県	--	--	--	--	--	あり	--	--	A
4	宮城県	--	あり	--	あり	--	あり	--	あり	A
5	秋田県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
6	山形県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
7	福島県	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	あり	B1a
8	茨城県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
9	栃木県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
10	群馬県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
11	埼玉県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
12	千葉県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
13	東京都	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	あり	B1a
14	神奈川県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
15	新潟県	--	あり	--	--	--	あり	--	--	A
16	富山県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
17	石川県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
18	福井県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
19	山梨県	25歳未満	あり	--	あり	25歳未満	あり	--	あり	B2
20	長野県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
21	岐阜県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	--	B2
22	静岡県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	--	B2
23	愛知県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
24	三重県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
25	滋賀県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
26	京都府	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
27	大阪府	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
28	兵庫県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
29	奈良県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
30	和歌山県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	--	B2
31	鳥取県	35歳未満	あり	--	--	35歳未満	あり	--	--	B1b
32	島根県	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	--	B1a
33	岡山県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
34	広島県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
35	山口県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
36	徳島県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
37	香川県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
38	愛媛県	--	--	--	--	--	あり	--	--	A
39	高知県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
40	福岡県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
41	佐賀県	制限なし	--	制限なし	--	制限なし	あり	制限なし	あり	B3
42	長崎県	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	--	B1a
43	熊本県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
44	大分県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
45	宮崎県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
46	鹿児島県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
47	沖縄県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A

## 事業所名については、一部府県で完全欠損している年・期がある

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:**総受検者数
- 分子:**事業所名に有効データ(非欠損値)がある受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.994	0.997	0.994	0.998	0.999	0.988	0.999	0.988	0.999	0.991	1.000
青森県	0.991	0.999	0.987	0.999	0.995	0.987	0.999	0.987	1.000	0.972	0.998
岩手県	0.953	1.000	0.943	0.998	0.997	0.964	0.997	0.964	0.999	0.967	0.999
宮城県	1.000	0.999	0.993	1.000	1.000	0.998	1.000	0.998	1.000	0.999	1.000
秋田県	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	0.999	0.999	1.000	1.000	0.998
山形県	1.000	0.998	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	0.998
福島県	1.000	1.000	0.994	1.000	0.999	0.999	0.999	0.999	1.000	1.000	1.000
茨城県	0.992	0.999	0.984	0.995	0.994	0.997	0.998	0.997	1.000	1.000	1.000
栃木県	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000
群馬県	0.989	0.999	0.968	0.999	1.000	0.985	0.998	0.985	1.000	0.977	1.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.990	0.982	0.991	0.982	0.995	0.977	0.993
神奈川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
新潟県	0.974	1.000	0.994	0.998	1.000	0.997	0.998	0.997	0.998	0.975	0.998
富山県	0.996	0.998	0.999	0.993	1.000	0.997	1.000	0.997	0.999	0.997	1.000
石川県	0.992	0.996	0.998	0.998	0.990	0.998	0.996	0.998	0.995	0.997	0.999
福井県	1.000	0.998	1.000	0.000	1.000	0.998	1.000	0.000	0.992	0.000	0.998
山梨県	0.998	1.000	0.995	0.995	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	0.997	1.000
長野県	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999
岐阜県	0.694	0.667	0.704	0.694	0.634	0.758	0.686	0.758	0.652	0.724	0.684
静岡県	0.999	0.999	0.998	1.000	1.000	0.999	0.999	0.999	1.000	0.998	0.999
愛知県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
三重県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
滋賀県	0.995	1.000	0.992	0.999	0.999	0.996	0.996	0.996	0.999	0.990	1.000
京都府	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
兵庫県	0.878	0.858	1.000	0.827	0.859	0.891	1.000	0.891	0.822	0.819	0.834
奈良県	0.997	0.995	0.998	1.000	1.000	0.998	1.000	0.998	0.998	0.998	0.997
和歌山県	0.996	0.995	0.996	0.997	1.000	0.996	0.997	0.996	0.997	1.000	0.996
鳥取県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
島根県	0.998	0.996	0.990	1.000	0.996	0.998	1.000	0.998	1.000	0.997	1.000
岡山県	0.999	1.000	0.996	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	0.996	1.000
広島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
山口県	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	0.996
徳島県	0.993	1.000	0.990	1.000	0.992	0.996	0.995	0.996	1.000	0.997	1.000
香川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
愛媛県	1.000	1.000	0.991	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	0.998
高知県	0.987	0.997	0.981	1.000	0.997	0.989	0.992	0.989	0.995	0.986	1.000
福岡県	0.980	0.994	0.985	0.998	0.996	0.990	0.998	0.990	0.994	0.995	0.995
佐賀県	0.995	0.997	0.999	0.996	0.998	0.999	1.000	0.999	1.000	0.993	1.000
長崎県	0.919	0.979	0.926	0.999	0.999	0.932	0.999	0.932	0.999	0.916	1.000
熊本県	0.996	0.999	0.996	0.999	0.999	1.000	0.999	1.000	0.999	0.992	0.999
大分県	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000
宮崎県	0.966	0.997	0.999	0.999	0.999	0.998	0.996	0.998	0.995	0.964	0.995
鹿児島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	0.998	0.999	1.000	1.000	1.000
沖縄県	0.997	0.998	0.995	1.000	0.999	0.995	0.998	0.995	0.997	0.990	0.997

# 年齢については、ほぼすべての都道府県×年・期でデータがあるが、大阪府と福井県に一部欠損がある

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:**総受検者数
- 分子:**年齢に有効データ(非欠損値)がある受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	1.000	0.999	1.000	0.998	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000
青森県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
岩手県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
宮城県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
秋田県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	1.000
山形県	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
福島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
茨城県	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	0.999	0.999	1.000
栃木県	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
群馬県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000
埼玉県	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
千葉県	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000
東京都	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
神奈川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
新潟県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
富山県	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000
石川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
福井県	1.000	0.998	1.000	1.000	1.000	0.000	1.000	0.000	0.998	1.000	1.000
山梨県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	1.000	1.000
長野県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
岐阜県	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
静岡県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
愛知県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
三重県	0.997	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
滋賀県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000
京都府	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	0.998	1.000	0.998	1.000	1.000	1.000
大阪府	1.000	1.000	1.000	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000
兵庫県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
奈良県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
和歌山県	0.998	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
鳥取県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
島根県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.995
岡山県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
広島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
山口県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
徳島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
香川県	0.999	0.998	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
愛媛県	0.999	0.998	1.000	1.000	0.999	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000
高知県	1.000	1.000	1.000	1.000	0.997	1.000	0.996	1.000	1.000	0.996	1.000
福岡県	0.999	0.999	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
佐賀県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
長崎県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
熊本県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
大分県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
宮崎県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000
鹿児島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
沖縄県	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	0.999	1.000

## 学割については有効データの多いセルは少ない

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:**総受検者数
- 分子:**学割が非欠損値かつ「1」の受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
青森県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0.256	0.346	0.280	0.321	0.360	0.180	0.395	0.180	0.277	0.189	0.287
宮城県	0.000	0.006	0.007	0.273	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
秋田県	0.221	0.359	0.200	0.433	0.367	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山形県	0.232	0.315	0.184	0.320	0.308	0.186	0.294	0.186	0.252	0.149	0.276
福島県	0.054	0.120	0.030	0.000	0.000	0.018	0.000	0.018	0.000	0.000	0.000
茨城県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0.196	0.277	0.208	0.270	0.321	0.227	0.306	0.227	0.257	0.202	0.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.360	0.335	0.349	0.335	0.371	0.000	0.000
神奈川県	0.046	0.069	0.054	0.083	0.085	0.065	0.099	0.065	0.054	0.052	0.096
新潟県	0.171	0.075	0.015	0.000	0.001	0.028	0.002	0.028	0.251	0.179	0.241
富山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0.155	0.272	0.129	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0.349	0.462	0.355	0.489	0.489	0.357	0.426	0.357	0.492	0.325	0.425
長野県	0.111	0.169	0.111	0.148	0.153	0.118	0.156	0.118	0.168	0.106	0.158
岐阜県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛知県	0.000	0.000	0.092	0.136	0.165	0.085	0.112	0.085	0.115	0.114	0.123
三重県	0.000	0.106	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.000	0.020	0.026	0.112	0.139	0.000	0.179	0.000	0.174	0.106	0.167
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
兵庫県	0.000	0.000	0.009	0.000	0.000	0.000	0.916	0.000	0.000	0.000	0.000
奈良県	0.021	0.125	0.052	0.178	0.161	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和歌山県	0.100	0.295	0.122	0.334	0.110	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鳥取県	0.281	0.178	0.249	0.231	0.319	0.296	0.249	0.296	0.272	0.180	0.177
島根県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岡山県	0.314	0.320	0.324	0.355	0.402	0.309	0.336	0.309	0.192	0.000	0.054
広島県	0.000	0.000	0.171	0.000	0.276	0.160	0.189	0.160	0.163	0.148	0.158
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
徳島県	0.000	0.084	0.000	0.000	0.324	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
香川県	0.182	0.303	0.180	0.331	0.336	0.115	0.301	0.115	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.182	0.314	0.182	0.345	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
高知県	0.213	0.311	0.025	0.354	0.311	0.215	0.274	0.215	0.188	0.186	0.292
福岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0.000	0.470	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.176	0.407	0.142	0.456	0.379	0.134	0.500	0.134	0.247	0.162	0.356
鹿児島県	0.214	0.300	0.206	0.309	0.406	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
沖縄県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

## 県独自減免については有効データの多いセルはほぼない

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:**総受検者数
- 分子:**県独自減免が非欠損値かつ「1」の受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
青森県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮城県	0.000	0.000	0.192	0.190	0.205	0.183	0.158	0.183	0.092	0.099	0.131
秋田県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山形県	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
茨城県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
神奈川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
富山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長野県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岐阜県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛知県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
三重県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.168	0.092	0.107
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
兵庫県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
奈良県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和歌山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鳥取県	0.000	0.000	0.034	0.000	0.028	0.027	0.003	0.027	0.000	0.028	0.000
島根県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岡山県	0.000	0.009	0.000	0.000	0.010	0.001	0.008	0.001	0.000	0.000	0.000
広島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
徳島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
香川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.141	0.345	0.141	0.000	0.000	0.000	0.000
高知県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0.000	0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鹿児島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
沖縄県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

## 若者減免については、一定の有効データがある都道府県とまったくない都道府県が混在

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:**総受検者数
- 分子:**若者減免が非欠損値かつ「1」の受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
青森県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0.000	0.552	0.431	0.589	0.624	0.434	0.670	0.434	0.169	0.071	0.164
宮城県	0.000	0.001	0.167	0.132	0.392	0.255	0.466	0.255	0.333	0.215	0.355
秋田県	0.473	0.550	0.466	0.627	0.581	0.444	0.593	0.444	0.123	0.123	0.170
山形県	0.469	0.531	0.446	0.589	0.585	0.427	0.565	0.427	0.141	0.115	0.139
福島県	0.000	0.187	0.095	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
茨城県	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0.480	0.568	0.485	0.597	0.633	0.524	0.609	0.524	0.150	0.136	0.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.386	0.381
神奈川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0.000	0.548	0.443	0.517	0.550	0.449	0.539	0.449	0.097	0.101	0.091
富山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長野県	0.000	0.000	0.000	0.493	0.427	0.460	0.492	0.460	0.371	0.298	0.359
岐阜県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000
愛知県	0.000	0.000	0.472	0.510	0.509	0.483	0.486	0.483	0.317	0.328	0.329
三重県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.000	0.521	0.406	0.559	0.444	0.468	0.500	0.468	0.185	0.155	0.170
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
兵庫県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
奈良県	0.000	0.000	0.450	0.443	0.468	0.455	0.419	0.455	0.061	0.127	0.069
和歌山県	0.000	0.000	0.409	0.204	0.108	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.014
鳥取県	0.000	0.000	0.199	0.228	0.168	0.160	0.199	0.160	0.104	0.060	0.137
島根県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000
岡山県	0.000	0.568	0.553	0.607	0.608	0.521	0.613	0.521	0.074	0.003	0.003
広島県	0.000	0.000	0.316	0.531	0.593	0.467	0.527	0.467	0.151	0.121	0.150
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
徳島県	0.000	0.296	0.000	0.000	0.506	0.452	0.304	0.452	0.032	0.044	0.053
香川県	0.439	0.529	0.429	0.550	0.542	0.379	0.496	0.379	0.090	0.096	0.075
愛媛県	0.000	0.519	0.435	0.457	0.000	0.473	0.444	0.473	0.000	0.000	0.000
高知県	0.455	0.507	0.035	0.574	0.587	0.427	0.502	0.427	0.078	0.079	0.076
福岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0.000	0.043	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0.000	0.620	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.000	0.573	0.380	0.669	0.599	0.419	0.689	0.419	0.076	0.100	0.123
鹿児島県	0.000	0.470	0.376	0.495	0.569	0.226	0.341	0.226	0.034	0.034	0.033
沖縄県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

## 分析用データの記述統計

- 観察単位は、級×年度×都道府県×学生ダミー×年齢(2級×6年度×42都道府県×2グループ×20年齢=20,160)
- 学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く(42都道府県のみ対象)
- 学生・就業者の判断ができない受検者を除く
- 受検者(自然対数)は、受検者がゼロの場合は、0.001を加えて算出

変数	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
年度	20,160	2020.5	1.7	2018	2023
受検者数(人)	20,160	13.8	36.4	0	640
受検者数(自然対数)	20,160	-1.4	4.4	-6.9	6.5

### 処置グループ

国減免継続(対照群)	20,160	.250	.433	0	1
国減免除外＆県減免あり(処置群1)	20,160	.125	.331	0	1
国減免除外＆減免なし(処置群2)	20,160	.625	.484	0	1

## 年齢×処置グループ(対照群、処置群①②)×学生・就業者別の受検者数(3級)

- 1 18歳未満は、対照群はほぼいない。18歳未満の受検者はほぼすべて学生であり、学生は国減免の対象から除外されるため、処置群に分類される
- 2 学生は国減免から除外されるため、全員処置群に分類される
- 3 25歳以上は国減免が廃止されるため、全員処置群に分類される

年齢	国減免継続(対照群)			県減免あり(処置群①)			県減免なし(処置群②)			すべて		
	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計
15	18		18	6229	6,229		19074	19,074		18	25303	25,321
16	66		66	10391	10,391		35252	35,252		66	45643	45,709
17	107		107	5870	5,870		18191	18,191		107	24061	24,168
18	1,839		1839	3047	3,047		11059	11,059		1,839	14,106	15,945
19	1,291		1291	780	780		5282	5,282		1,291	6,062	7,353
20	1,081		1081	264	264		1682	1,682		1,081	1,946	3,027
21	779		779	96	96		521	521		779	617	1,396
22	944		944	110	110		423	423		944	533	1477
23	860		860	76	76		299	299		860	375	1235
24	935		935	68	68		245	245		935	313	1248
25				27	32	59	765	235	1000	792	267	1059
26				22	28	50	610	218	828	632	246	878
27				23	19	42	605	206	811	628	225	853
28				31	21	52	632	195	827	663	216	879
29				25	22	47	542	168	710	567	190	757
30				26	16	42	539	132	671	565	148	713
31				28	17	45	542	146	688	570	163	733
32				27	13	40	514	120	634	541	133	674
33				26	10	36	497	116	613	523	126	649
34				32	15	47	463	144	607	495	159	654
Total	7,920		7920	267	27,124	27,391	5,709	93,708	99,417	13,896	120,832	134,728

注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。

学生・就業者の判断ができない受検者を除く

## 年齢×処置グループ(対照群、処置群①②)×学生・就業者別の受検者数(2級)

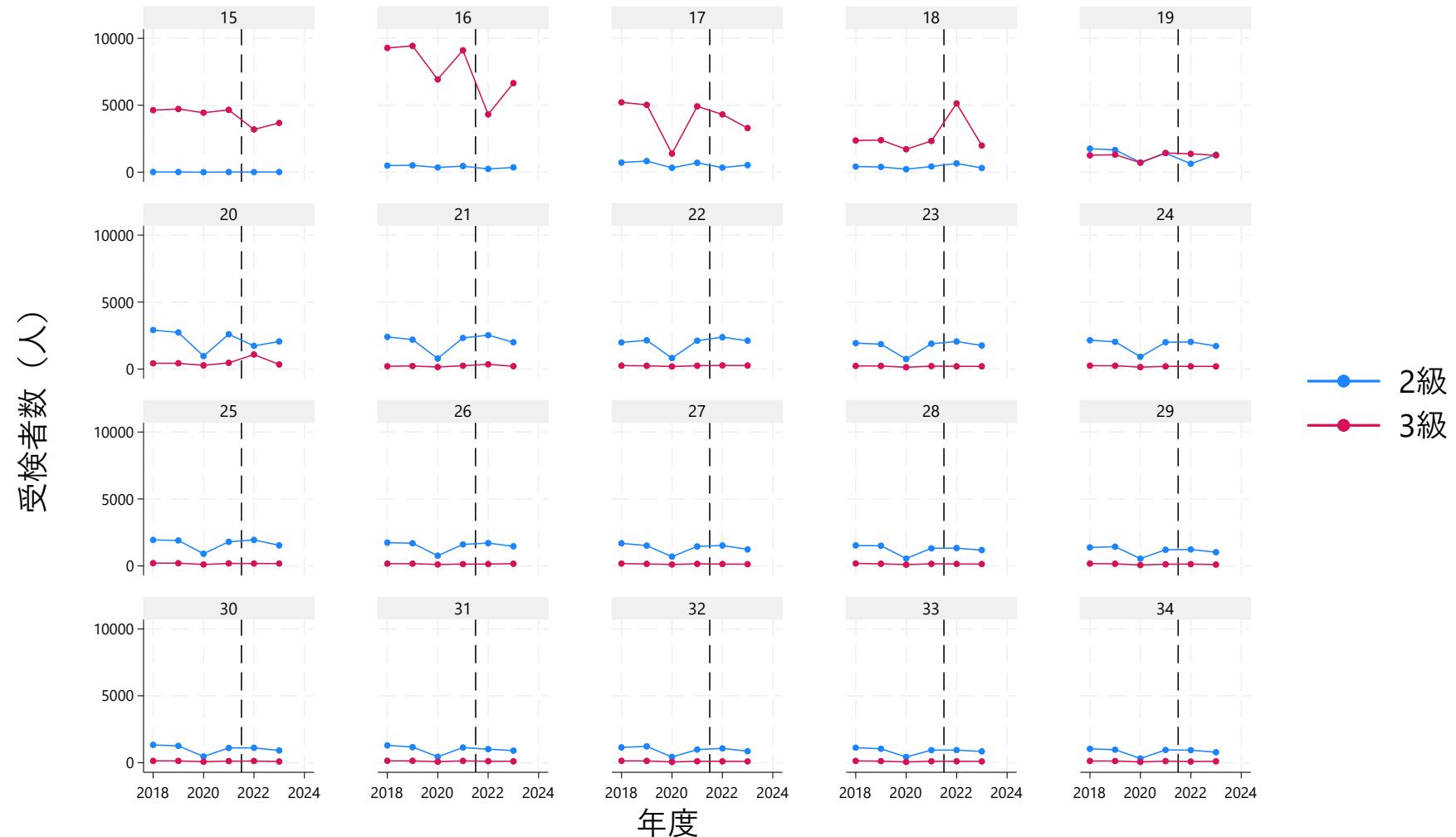
- 1 20歳で、対照群が断続的に増える。学生が就業者となり、国減免の対象となるからと考えられる

年齢	国減免継続(対照群)			県減免あり(処置群①)			県減免なし(処置群②)			すべて		
	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計
15	1		1	12	12	48	48	48	48	1	60	61
16	18		18	507	507	1,883	1,883	1,883	1,883	18	2,390	2,408
17	95		95	588	588	2,761	2,761	2,761	2,761	95	3,349	3,444
18	1,129		1,129	261	261	1,049	1,049	1,049	1,049	1,129	1,310	2,439
19	4,201		4,201	539	539	2,774	2,774	2,774	2,774	4,201	3,313	7,514
20	11,555		11,555	216	216	1,232	1,232	1,232	1,232	11,555	1,448	13,003
21	11,775		11,775	83	83	372	372	372	372	11,775	455	12,230
22	11,360		11,360	41	41	171	171	171	171	11,360	212	11,572
23	10,081		10,081	33	33	147	147	147	147	10,081	180	10,261
24	10,716		10,716	29	29	111	111	111	111	10,716	140	10,856
25		569	15	584	9,313	115	9,428	9,428	9,428	9,428	130	10,012
26		484	9	493	8,358	107	8,465	8,465	8,465	8,465	116	8,958
27		432	12	444	7,575	91	7,666	7,666	7,666	7,666	103	8,110
28		447	8	455	6,883	86	6,969	6,969	6,969	6,969	94	7,424
29		390	11	401	6,331	81	6,412	6,412	6,412	6,412	92	6,813
30		428	9	437	5,705	71	5,776	5,776	5,776	5,776	80	6,213
31		377	5	382	5,531	73	5,604	5,604	5,604	5,604	78	5,986
32		383	6	389	5,292	59	5,351	5,351	5,351	5,351	65	5,740
33		349	6	355	4,939	53	4,992	4,992	4,992	4,992	59	5,347
34		366	5	371	4,607	47	4,654	4,654	4,654	4,654	52	5,025
Total	60,931	60,931	4,225	2,395	6,620	64,534	11,331	75,865	129,690	13,726	143,416	

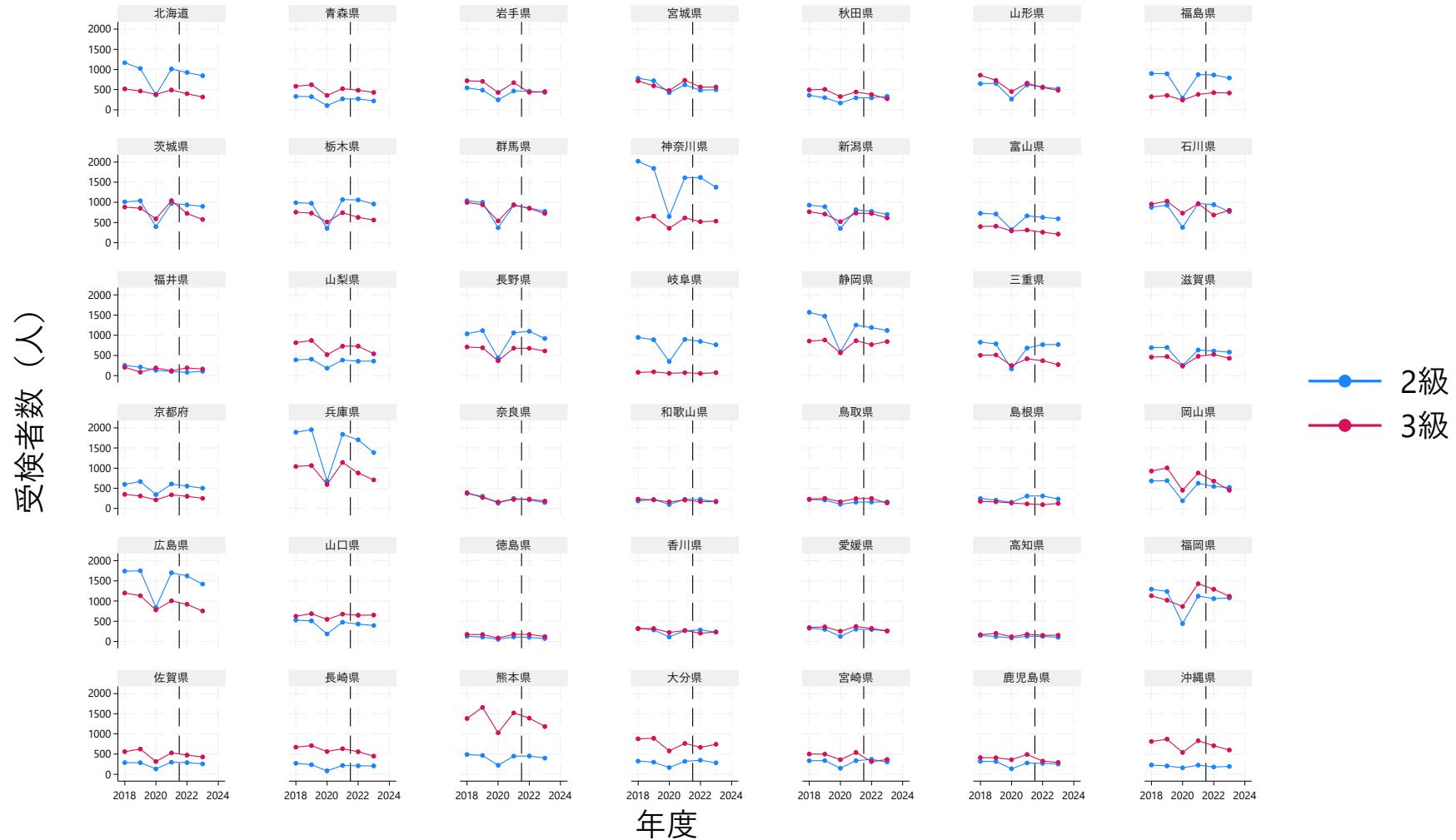
注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。

学生・就業者の判断ができない受検者を除く

## 受検者数の推移(年齢×級別)

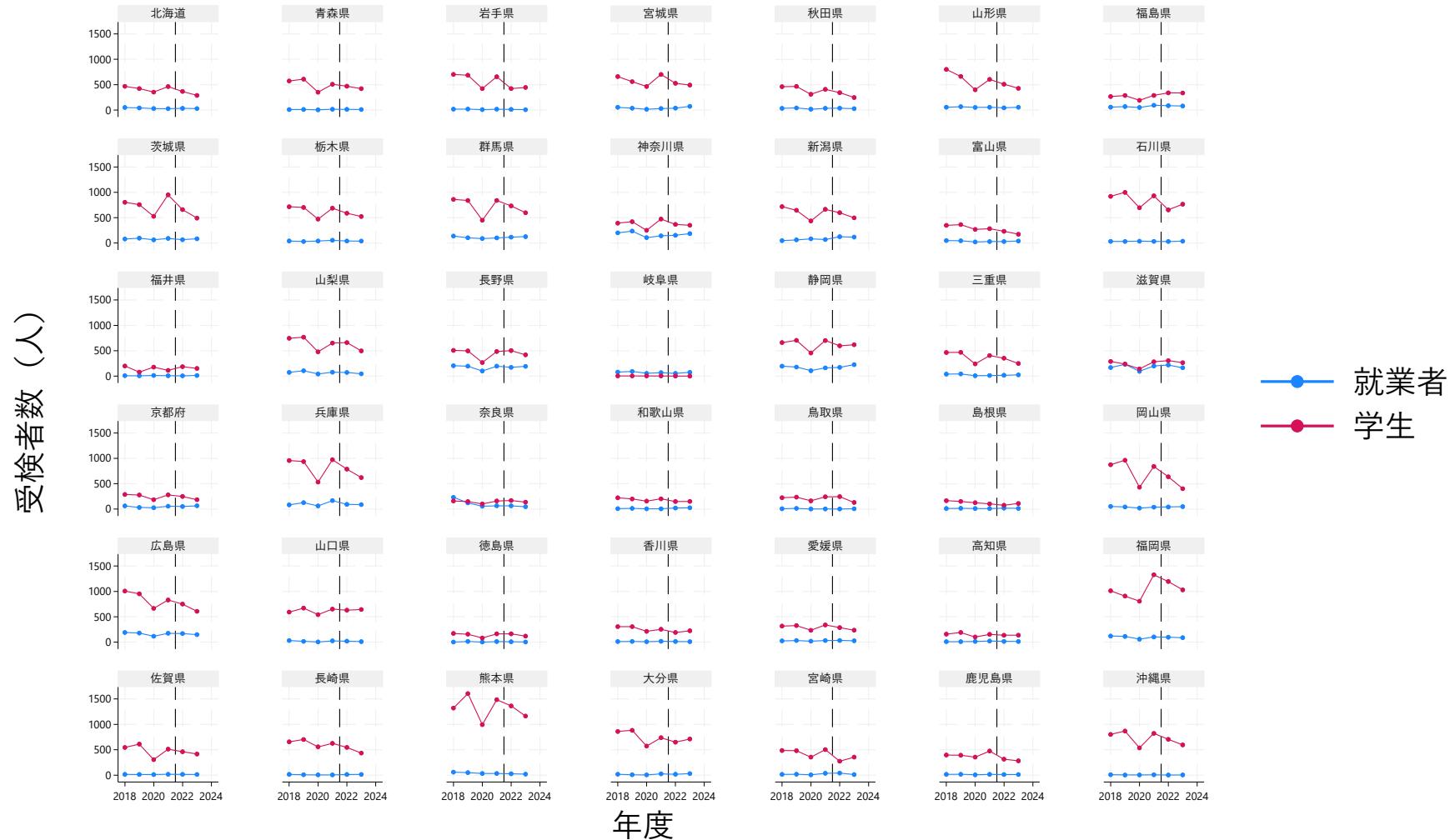


## 受検者数(都道府県×級別)



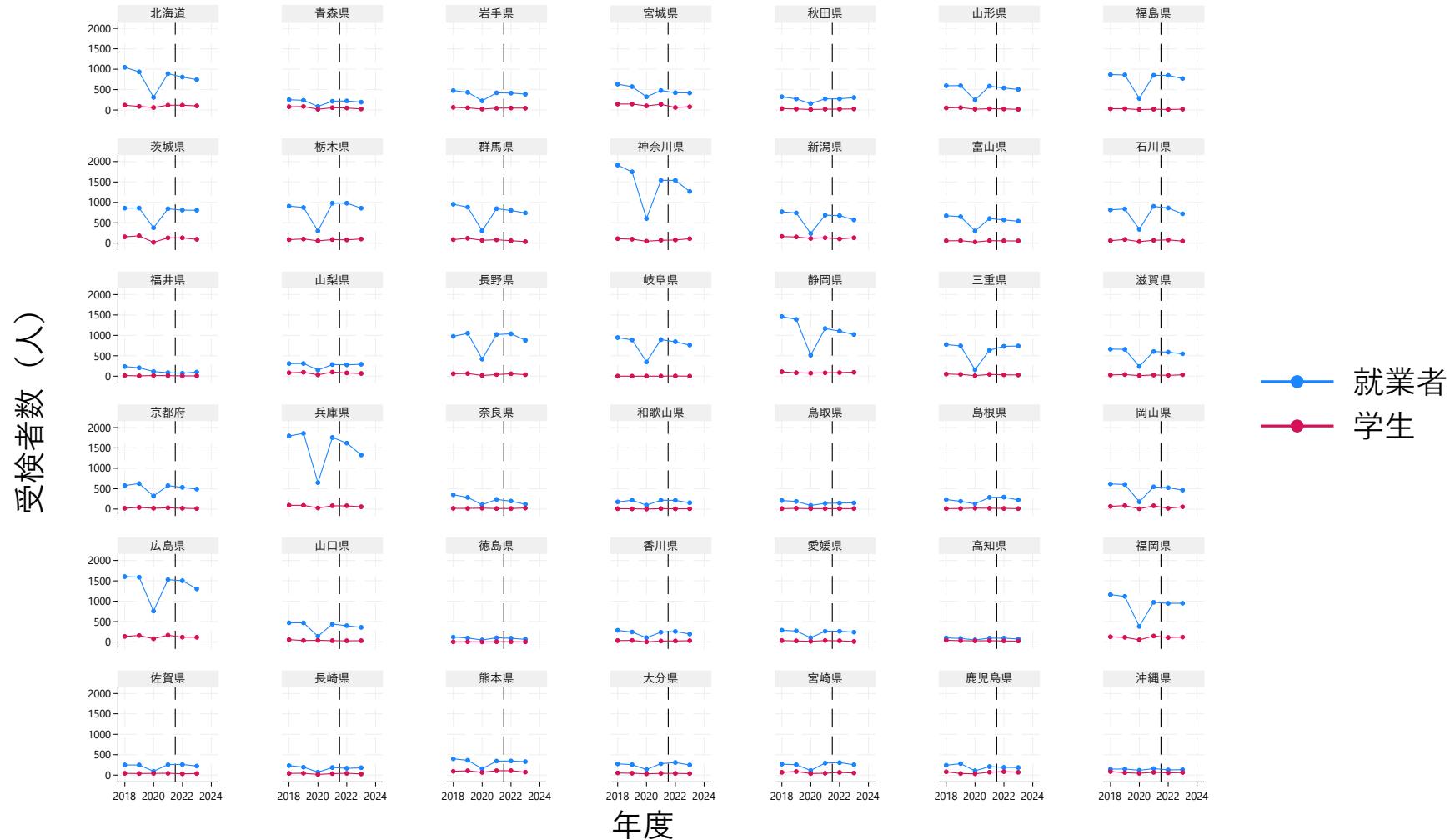
注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。  
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す。

## 受検者数(都道府県×学生別):3級



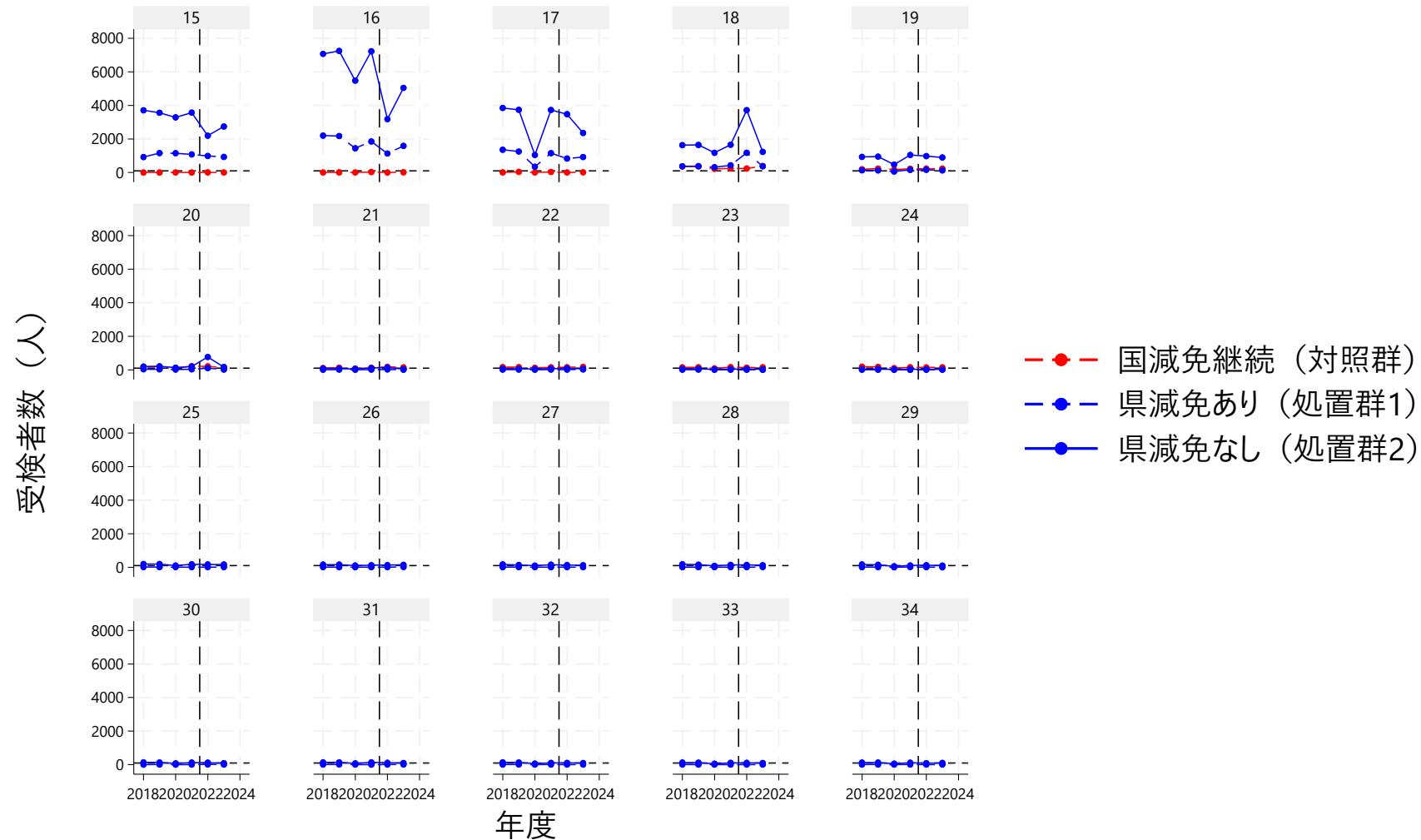
注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。  
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す

## 受検者数(都道府県×学生別):2級



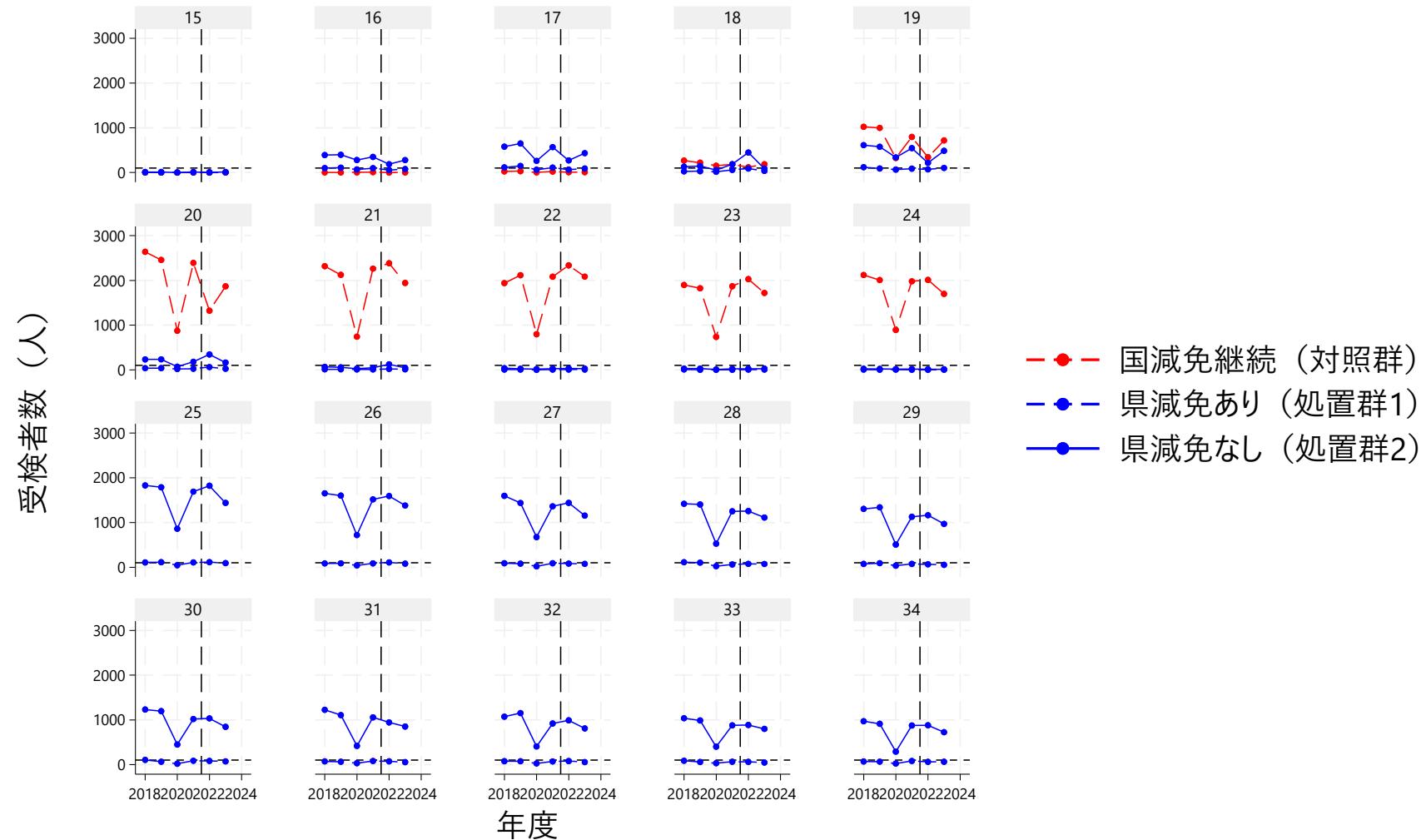
注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。  
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す。

## 受検者数(年齢×処置グループ別):3級



注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。  
 縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す

## 受検者数(年齢×処置グループ別):2級



注)学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。  
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す。

## 推定モデル > 年齢別の効果(推定モデル(1)~(4))

推定モデル(1)~(4)を拡張し、国減免除外や県減免と年齢の交差項の定式化を通して、効果を年齢別に推定

### 推定モデル

- 以下のように、国減免除外や県減免ダミーと年齢の交差項を説明変数として、年齢別の効果を検証

- 受検者数(対数)  $i_{jt} = \beta_{10}$  国減免除外  $i_{jt} + \beta_{11}$  国減免除外  $i_{jt} \times$  年齢  $j + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
- 受検者数(対数)  $i_{jt} = \gamma_{10}$  県減免あり  $i_{jt} + \gamma_{11}$  県減免あり  $i_{jt} \times$  年齢  $j + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$ 
  - $i$  : 都道府県×学生・就業者、 $j$  : 年齢、 $t$  : 年度
  - 国減免  $i_{jt}$  : 国減免実施ダミー、県減免  $i_{jt}$  : 県減免実施ダミー、年齢  $j$  : 年齢ダミー
  - $\delta_{ij}$  : グループ固定効果、 $\delta_t$  : 年度固定効果

### 係数の解釈

- 交差項の係数  $\beta_{11}$  及び  $\gamma_{11}$  は、参照カテゴリとして設定する「年齢15歳」における、減免除外などが受検者数に与える効果( $\beta_{10}$  及び  $\gamma_{10}$ )との差分を表す。例えば、国減免除外×年齢19歳ダミーの係数が0.05であれば、年齢15歳に対する効果に比べて、19歳では国減免除外の効果が5%高いことを表す。

### 分析の限定

- 前段の分析が2級は効果が確認できなかったことから、本分析では分析対象を3級のみに絞る

推定結果 > 推定結果表(年齢別の効果、推定モデル(1)～(4)、3級のみ)

推定モデル(1)～(4)を拡張し、国減免除外や県減免と年齢の交差項を加えた推定結果は以下の通り

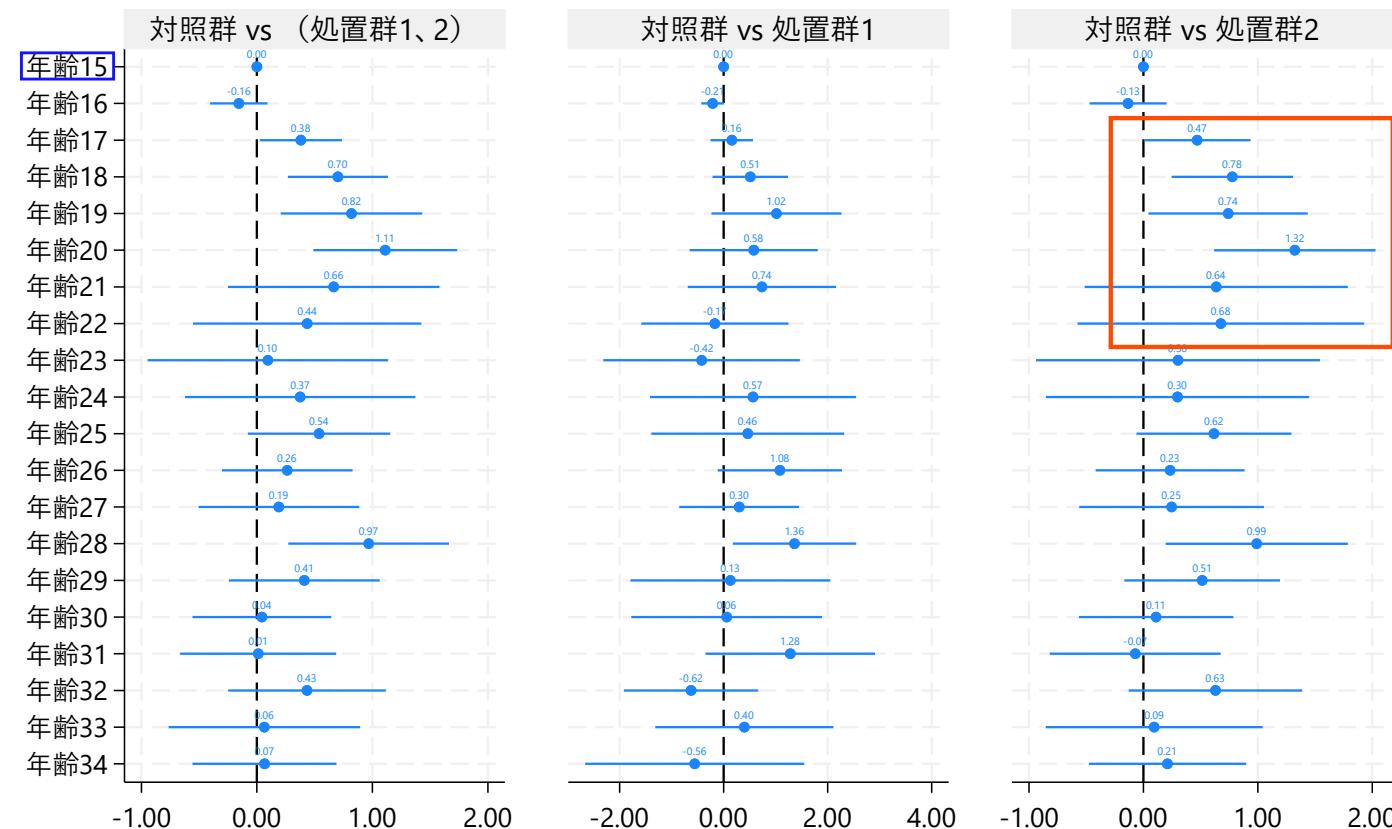
結果変数=受検者数(対数)	(1)			(2)			(3)			(4)		
	対照群	国減免継続		国減免継続		国減免継続		対照群	国減免除外&県減免あり		国減免除外&県減免なし	
		処置群	国減免除外	国減免除外&県減免あり	国減免除外&県減免なし	国減免除外	国減免除外&県減免なし		国減免除外	国減免除外&県減免なし	国減免除外	国減免除外&県減免なし
国減免除外	-0.435*	(0.203)	-0.187	(0.200)	-0.535*	(0.242)	県減免実施	-0.054	(0.174)			
国減免除外×年齢16	-0.156	(0.123)	-0.210	(0.109)	-0.134	(0.167)	県減免実施×年齢16	-0.210	(0.109)			
×年齢17	0.381*	(0.176)	0.158	(0.203)	0.470*	(0.231)	×年齢17	0.158	(0.202)			
×年齢18	0.701**	(0.214)	0.513	(0.358)	0.777**	(0.263)	×年齢18	0.513	(0.358)			
×年齢19	0.820**	(0.303)	1.015	(0.619)	0.741*	(0.345)	×年齢19	1.015	(0.618)			
×年齢20	1.111***	(0.308)	0.580	(0.610)	1.323***	(0.349)	×年齢20	0.580	(0.609)			
×年齢21	0.665	(0.454)	0.737	(0.706)	0.636	(0.569)	×年齢21	0.737	(0.705)			
×年齢22	0.436	(0.489)	-0.169	(0.701)	0.677	(0.620)	×年齢22	-0.169	(0.699)			
×年齢23	0.095	(0.516)	-0.422	(0.935)	0.302	(0.614)	×年齢23	-0.422	(0.934)			
×年齢24	0.375	(0.494)	0.565	(0.980)	0.298	(0.570)	×年齢24	0.565	(0.979)			
×年齢25	0.538	(0.305)	0.464	(0.917)	0.617	(0.335)	×年齢25	0.464	(0.916)			
×年齢26	0.263	(0.280)	1.082	(0.591)	0.234	(0.322)	×年齢26	1.082	(0.590)			
×年齢27	0.190	(0.345)	0.300	(0.570)	0.246	(0.399)	×年齢27	0.300	(0.569)			
×年齢28	0.968**	(0.344)	1.363*	(0.586)	0.990*	(0.394)	×年齢28	1.363*	(0.586)			
×年齢29	0.411	(0.323)	0.130	(0.950)	0.514	(0.337)	×年齢29	0.130	(0.949)			
×年齢30	0.043	(0.298)	0.059	(0.908)	0.111	(0.334)	×年齢30	0.0594	(0.906)			
×年齢31	0.012	(0.334)	1.282	(0.807)	-0.071	(0.370)	×年齢31	1.282	(0.805)			
×年齢32	0.434	(0.338)	-0.625	(0.640)	0.630	(0.375)	×年齢32	-0.625	(0.638)			
×年齢33	0.065	(0.411)	0.398	(0.848)	0.094	(0.469)	×年齢33	0.398	(0.847)			
×年齢34	0.066	(0.309)	-0.556	(1.042)	0.210	(0.341)	×年齢34	-0.556	(1.041)			
観察数	10080		3780		8820		観察数	7560				
決定係数(全体)	0.603		0.644		0.592		決定係数(全体)	0.594				
決定係数(グループ内)	0.0030		0.0044		0.0032		決定係数(グループ内)	0.0022				

推定結果 > 推定値(年齢別の効果、推定モデル(1)～(3)、3級のみ)

国減免除外の効果を年齢別に分解すると、17～22歳までは15歳に比べて、国減免除外による受検者減の効果は小さい

- 15歳と比較すると、17～22歳は国減免による受検者数減の効果は小さい  
(推定値が15歳比でプラスであることから、15歳の減少率よりも小さくなる)
- 17～22歳は国減免に関わらず受検する傾向がある一方、15～16歳は国減免除外により受検者が減りやすい

### 15歳を基準としたときの、年齢別の国減免除外の効果(3級)



注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

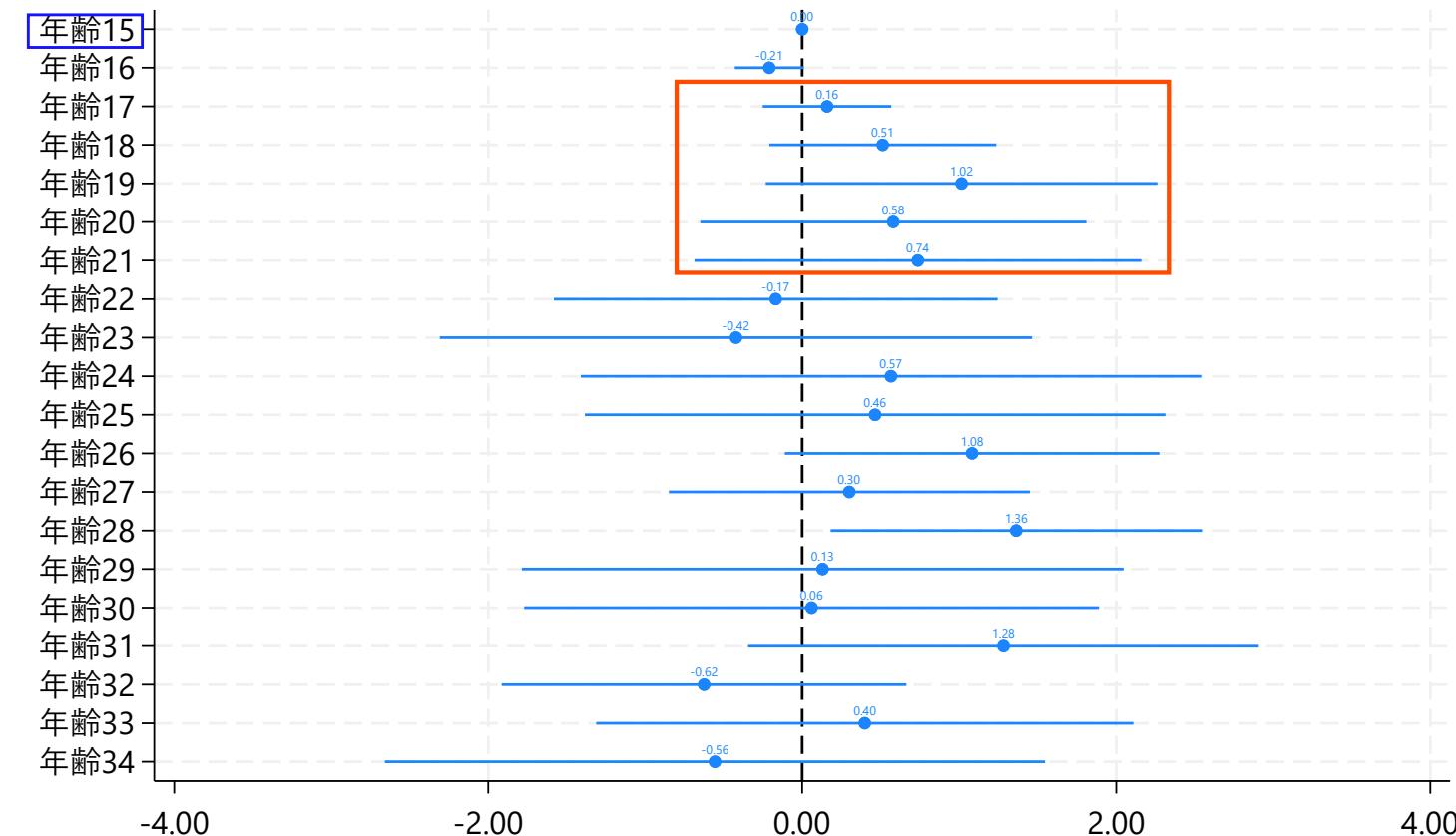
推定値は、15歳の効果を基準(=0)としたときの、各年齢における減免の実施による受検者数(対数)への相対的な効果の大きさを表す

## 推定結果 > 推定値(年齢別の効果、推定モデル(4)、3級のみ)

県減免実施の効果を年齢別に分解すると、17～21歳までは15歳に比べて、県減免実施による受検者増の効果は大きい

- 15歳と比較すると、17～22歳は県減免実施による受検者数増の効果は大きい  
(推定値が15歳比でプラスであることから、15歳の増加率よりも大きくなる)

15歳を基準としたときの、年齢別の県減免実施の効果(3級)



注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

推定値は、15歳の効果を基準(=0)としたときの、各年齢における減免の実施による受検者数(対数)への相対的な効果の大きさを表す

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 特定健康診査・保健指導の実施率向上 に関する取組の効果検証

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日

2025年1月17日修正



事業の概要(R5年度ロジックモデルより)

「特定健康診査・保健指導に必要な経費」は、特定健康診査・保健指導の実施率向上を通して、メタボリックシンドロームや生活習慣病の抑制を目指している

### 現状分析

- 糖尿病は心血管疾患のリスクを高めるほか、認知症等の発症リスクを高めることが明らかにされており、生活の質への影響、社会経済的活力と社会保障資源への影響が大きく、適切な対策が必要。
- 令和元年の「糖尿病が強く疑われる者」は推計約1,150万人<sup>\*1</sup>であり、健康日本21(第二次)の目標値の1,000万人を上回ったが、目標策定時に予測された1,270万人よりは少なかった。

### 課題

- 糖尿病等の生活習慣病の発症には内臓脂肪型肥満が関与しているため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえて生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが必要。
- 令和2年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対平成20年度比)は10.9%<sup>\*2</sup>。
- なお、令和2年度の特定健康診査の実施率は53.4%、特定保健指導の実施率は23.0%<sup>\*2</sup>であり、2008年度と比べ実施率が向上しているものの、令和5年度の目標である70%、45%とは依然乖離があり、さらなる実施率の向上に向けた取組が必要。

### 事業概要

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施。
- 国は、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援。  
(補助率 国民健康保険:1/3、健康保険組合・全国健康保険協会・国民健康保険組合:定額)

\*1 厚生労働科学研究「糖尿病の実態把握と環境整備のための研究」(令和2年度、研究代表者 山内敏正)

\*2 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

## 検証事項

市町村国保による特定健康診査の受診勧奨策の実施により、特定健康診査の実施率が向上したのかを検証

- ・ 保険者(市町村国保)は実施率向上に向け、周知啓発や受診をしやすくするための様々な取組を実施
- ・ これらの取組が実施率向上に寄与したかを統計的に検証

「R5年度 EBPM推進に係る調査研究等一式」事業より引継ぎ

PICODAフレームワークによる「特定健康診査・保健指導に必要な経費」の効果検証デザインの整理

項目	内容
Population	誰に対して 受診勧奨策を実施している保険者
Intervention	どんな事業を行い 特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部補助
Comparison	どんな状況・誰と比較して 受診勧奨策を実施していない保険者
Outcome	何に対する効果を ・ 特定健康診査実施率 ・ 特定保健指導実施率 ⇒取組データがないため分析対象外
Data Collection	どういったデータを用いて 保険者データヘルス全数調査、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)
Analytical Method	どういった手法で分析するか 重回帰分析(固定効果モデル)

データ

## 保険者(市町村国保)レベルの各種取組状況と、特定健診実施率のデータを結合し、分析用のパネルデータを作成

各保険者の取組データと特定健診実施状況を表す実施状況データを結合し、パネルデータを作成

### 取組データ

- 各保険者(市町村国保)の取組に関するアンケート調査の結果のデータを、保険局より受領
- 対象年度は2019、2020、2022年度。2021年度は調査欠
- データは前年10月～当該年8月の取組状況

### 実施状況データ

- 厚生労働省ウェブサイト<sup>\*1</sup>より、保険者別の特定健診の実施状況(受診率)のデータを収集
- 対象年度は2017～2022年度

### データの結合

- 取組データと実施状況データを、都道府県コード及び保険者名で結合。以下を除き、ほぼ100%結合
  - 結合できなかった保険者：鳥取県南部町、高知県大川村は結合できず(取組データなし)

### 観察単位

- 保険者×年。総観察数は1,714保険者×3年÷5,140(市町村合併等のため、最大数5,142より少ない)

## 分析方法

# 保険者固定効果と年次固定効果を含めた固定効果モデルの推定により、取組の効果を検証

- ・ 検証事項
  - ・ 同一保険者内の取組実施状況の変化と、受診率の関係を検証。[取組を実施したら受診率が上がるか](#)、が焦点
- ・ 推定法
  - ・ 市町村国保×年度を観察単位とした、[最小二乗法\(固定効果モデル\)](#)を採用
- ・ 推定式
  - ・ 目的変数は受診率、説明変数は各取組の実施状況を示すダミー変数、保険者ダミー、及び年度ダミー

$$\text{受診率}_{it} = \beta_1 \text{取組}_{it} + \delta_i + \delta_t + \varepsilon_{it}$$

各种取組  
ダミー      保険者  
ダミー      年度  
ダミー      誤差項

- ・ 添字: $i$ :保険者、 $t$ :年度

- ・ 係数 $\beta_1$ は、同一保険者内の時系列変動をみたときに、ある取組を実施したときに、受診率が平均的に何%ポイント上がるかを表す
- ・ 新型コロナウィルス感染症の影響など、[保険者間で共通な年度間の受診率の違い](#)は、[年度固定効果](#)により統計的に除去

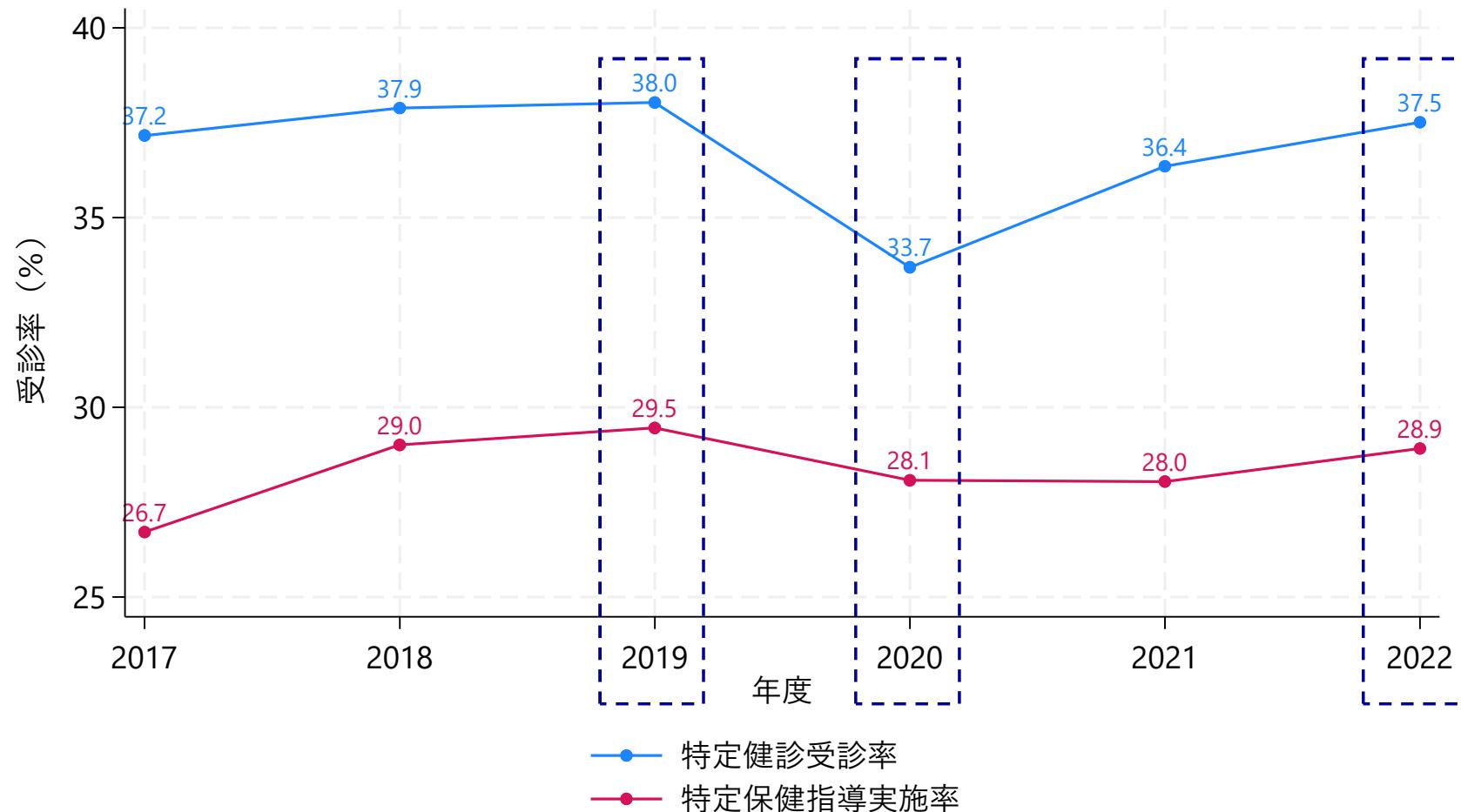
## ・ 注意事項

- ・ 取組の有効期間 取組の情報が前年10月～当該年8月に実施した取組状況を反映しているため、当該年に成果が遅れて出ると想定。つまり、2019年度の取組は2018年10月から2019年8月までの実施状況を表すが、その成果は、2019年4月～2020年3月に現出すると想定

市町村国保の特定健診及び特定健康保険指導の実施率の推移(2017~2022年)

市町村国保の特定健診受診率はコロナ禍を期に一時的に4ポイント低下したが、回復傾向にあり、2022年度は37.5%

市町村国保の特定健診及び特定健康保険指導の実施率の推移(2017~2022年)



## 実施率向上に向けた保険者の施策として、20項目の取組の効果を検証



### 周知・PR

- ・ ポスター・チラシ等による周知(1)
- ・ 新聞・テレビ・ラジオ等マスメディアを使ったPR (2)
- ・ SNS等を使ったPR (3)
- ・ 他の事業(健康講座等)でのPR(15)
- ・ 町内会等の会合(自治会・消防団・農協婦人部・商工会等)でのPR (18)
- ・ 地区組織と連携した呼びかけ(19)



### 受診勧奨

- ・ 個別通知(ハガキ、手紙、e-メール等)による受診勧奨(4)
- ・ 電話による受診勧奨(5)
- ・ 面談や個別訪問等による受診勧奨(6)
- ・ 年齢等のターゲットを絞った受診勧奨(7)
- ・ かかりつけ医からの健診受診勧奨(17)



### 受診機会の拡大

- ・ 休日・夜間の健診実施(8)
- ・ 集団健診会場の増加(各地区での実施や、商業施設等の活用) (11)
- ・ 健診実施機関数の増加(委託先を増やすなど) (12)
- ・ 若年層(40歳未満)からの健診の実施(16)



### 受診負担の軽減

- ・ 自己負担額の軽減または無料化(9)
- ・ 会場までの送迎(10)
- ・ 受診者へのインセンティブ付け(特典などを用意) (13)
- ・ 他の健診・検診との同時実施(14)



### その他

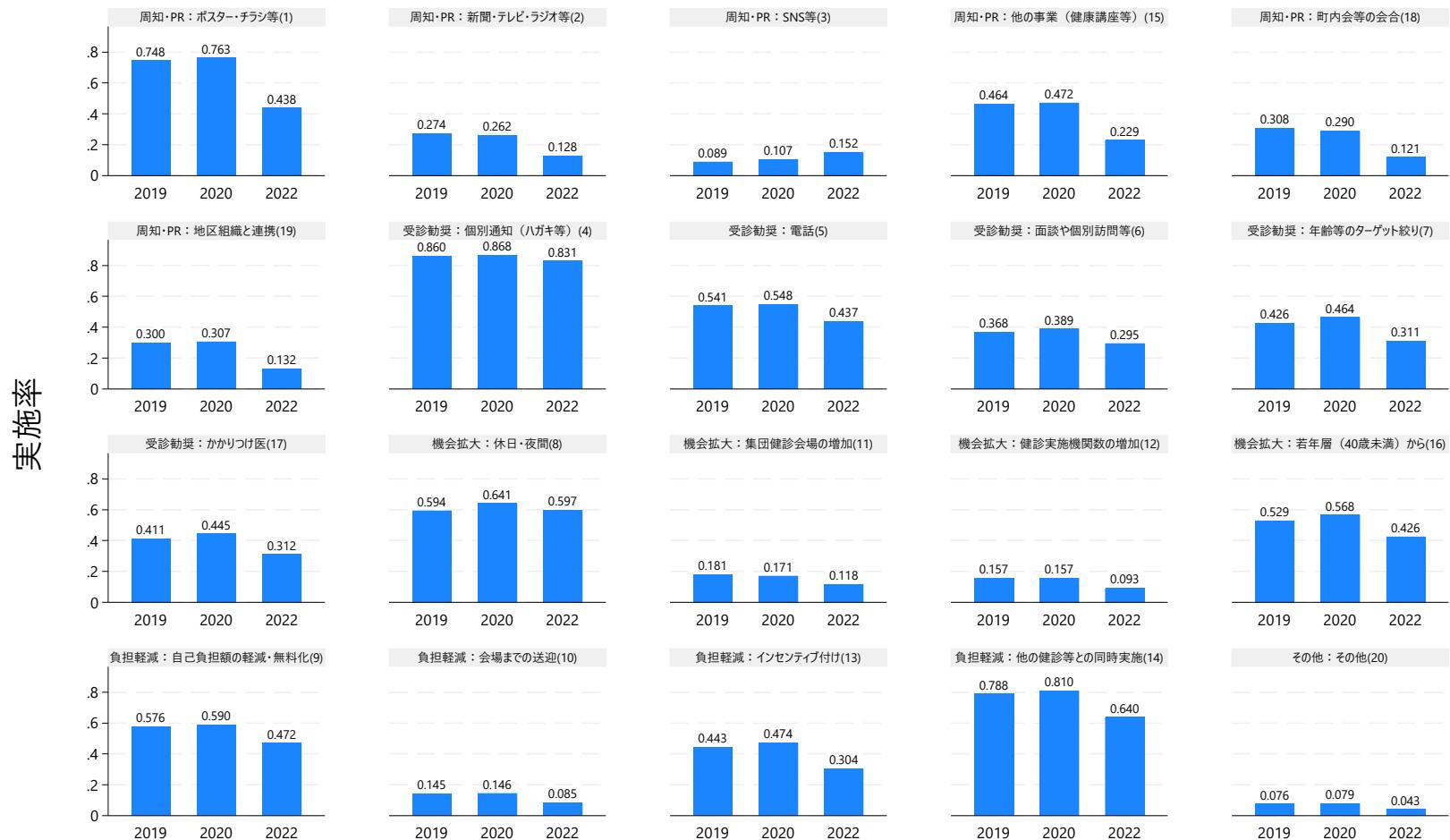
- ・ その他(20)

## 取組の実施率

取組の実施率は減少傾向(SNS等を使ったPRを除く)。

取組としては、ポスター・チラシや個別通知による周知、他検診との同時実施などが多い

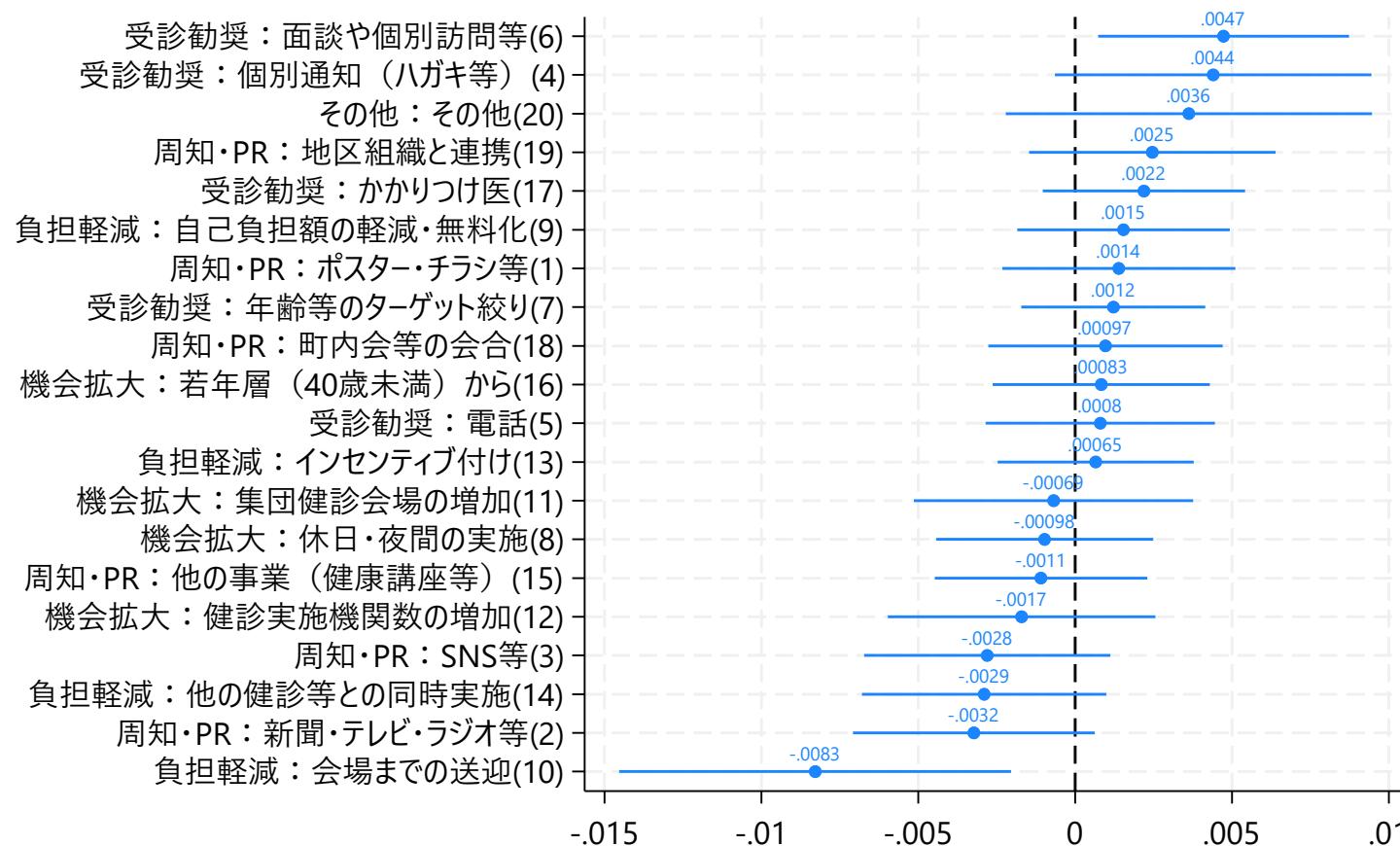
### 取組の実施率(2019、2020、2022年度)



## 受診率に対する各種取組の効果

面談や個別訪問、個別通知など、対象者個別に向けた受診勧奨を行うことで、受診率が向上する傾向

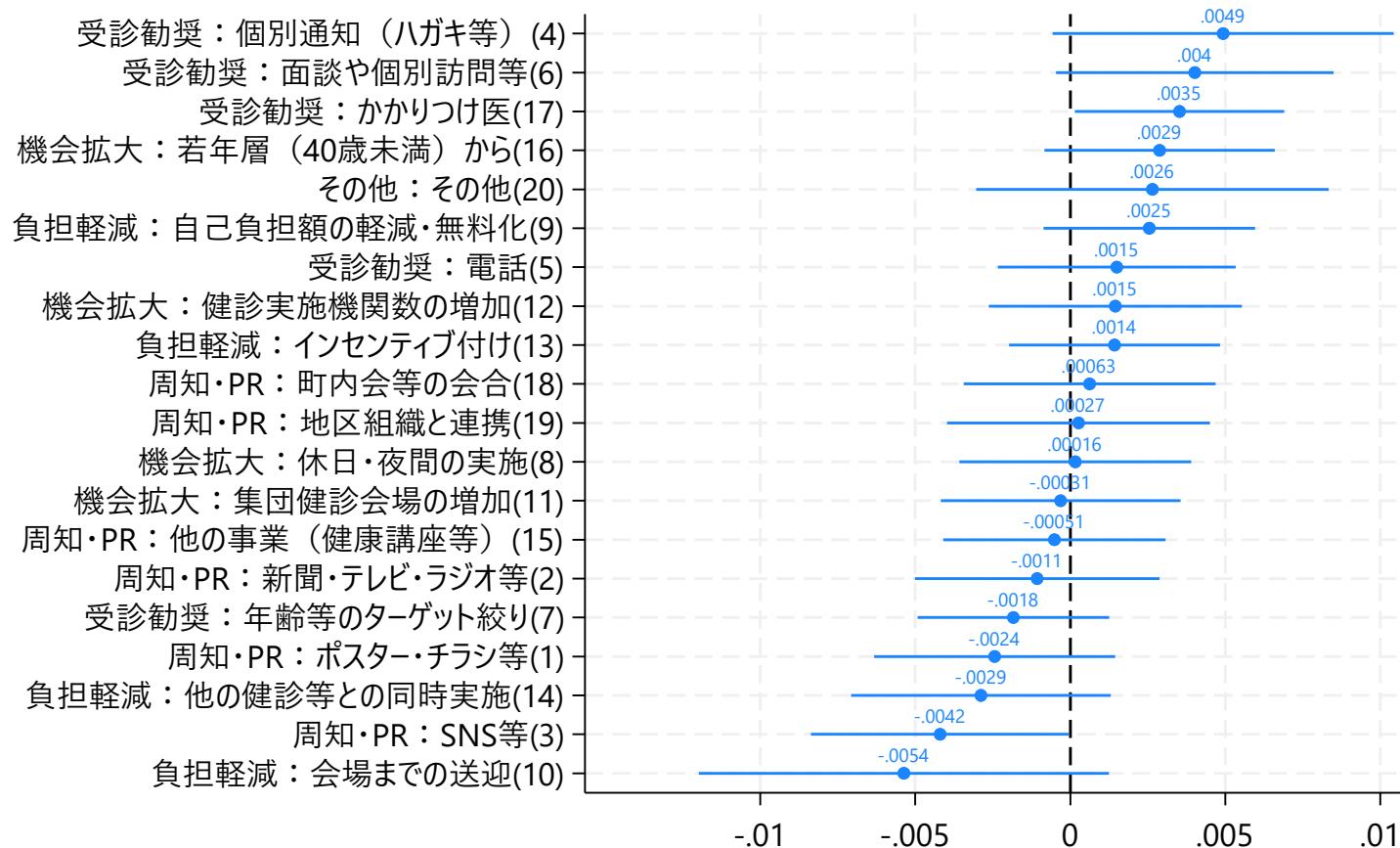
### 受診率に対する各種取組の効果(全年)



注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。推定モデルの目的変数は受診率、説明変数は、各種取組ダミー、保険者固定効果、年度固定効果。  
推定法は、最小二乗法(固定効果モデル)。推定結果はAppendix 12参照。

## 2020年(コロナ初年)を除いても、結果に重大な質的な違いはない

### 受診率に対する各種取組の効果(2020年を除く)

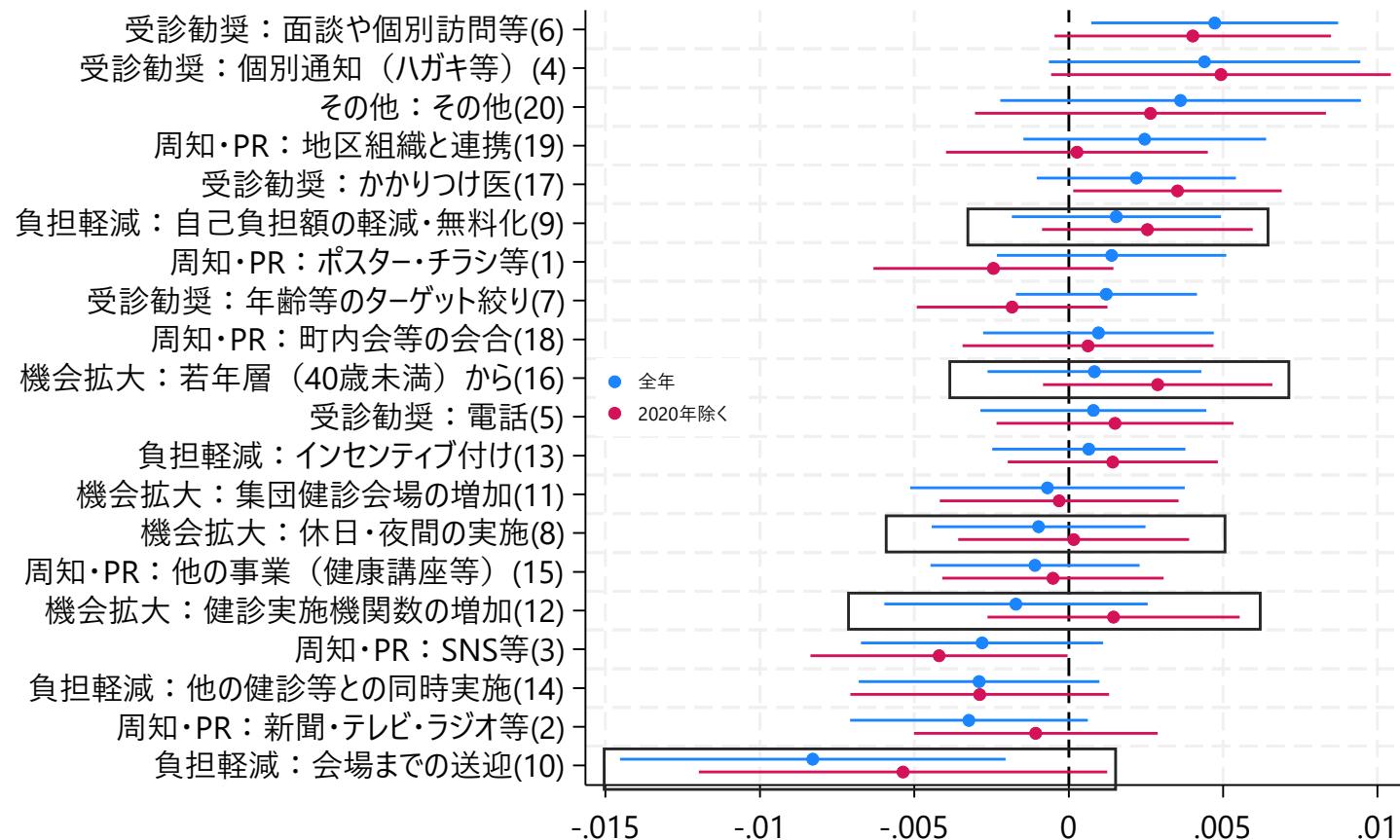


注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。推定モデルの目的変数は受診率、説明変数は、各種取組ダミー、保険者固定効果、年度固定効果。推定法は、最小二乗法(固定効果モデル)。推定結果はAppendix 132参照。

受診率に対する各種取組の効果 > 2020年(コロナ初年)を除いた分析

ただし、2020年(コロナ初年)を除くと、機会拡大や負担軽減の取組の効果が大きめに出る傾向あり。2020年はコロナ禍の受診控えにより、効果が下振れした可能性あり

### 受診率に対する各種取組の効果(全年、および2020年を除く)



注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。推定モデルの目的変数は受診率、説明変数は、各種取組ダミー、保険者固定効果、年度固定効果。推定法は、最小二乗法(固定効果モデル)。推定結果はAppendix 133照。

## 効果検証の結果(まとめ)

受診率向上に向けた取組の効果は精確には検出できず。正の効果が推定された取組としては、個別通知による周知・PRと、直接的な受診負担の軽減(検診費の軽減・無料化)

- 同一保険者内で、各取組の実施状況と受診率の関係を統計的に検証。受診率と正/負の関係にある取組を特定
- ただし、**いずれの取組も効果量は小さく、推定精度は低い。受診率への影響は今回の検証では確認できず**
- 一部の取組では効果が負で推定されたが、受診率が低下傾向にある保険者がテコ入れのために、積極的な取組を実施している逆因果の可能性が考えられる

### 受診率と正の相関のある取組(+)

- 受診勧奨:面談や個別訪問等(+0.47pt)
- 受診勧奨:個別通知(ハガキ等)(+0.44pt)
- 周知・PR:地区組織と連携した呼びかけ(+0.25pt)
- 受診勧奨:かかりつけ医(+0.22pt)
- 負担軽減:自己負担額の軽減・無料化(+0.15pt)

### 受診率と負の相関のある取組(-)

- 負担軽減:会場までの送迎(-0.83pt)
- 周知・PR:新聞・テレビ・ラジオ等(-0.32pt)
- 負担軽減:他の健診等との同時実施(-0.29pt)
- 周知・PR:SNS等(-0.28pt)
- 機会拡大:検診実施機関数の増加(-0.17pt)

#### Point

- 一斉周知・PRよりは個別通知が効果的
- 距離の負担を減らす(送迎や会場数の増加)よりは、直接的な自己負担額の軽減(無料化など)が効果的

## 今後に向けた検討事項

取組の対象とするセグメントを絞ったり、追加データの活用や前向き検証を通してより精確な効果検証することで、事業の有効性と効率性を高めることができる

今後に向けて、以下のような改善が考えられる

### 非受診者に対する勧奨の強化

- 観察期間中に各種取組の実施率は全般的に低下傾向である一方で、受診率は37～38%ほぼ横ばいであることから、**現在受診している層については、特段の取組がなくても受診すると考えられる**。したがって、今後は**現在受診していない層に焦点を当て、受診を促す取組を実施することが望ましい**
- 性別、年齢層、住所、健康状態など、**現在受診していない人びとの属性を把握し、受診を妨げている理由について定量・定性的な洞察を深め**、取組を改善することが肝要である

### 追加データによる効果検証精度の向上

- 本分析では、保険者固定効果を入れることで、受診率に影響するような保険者の特性のうち、経年一貫している要素の影響は除外している。ただし、対象者の年齢構成の割合、保険者の予算や人員体制など、**受診率に影響するような属性のうち経年変化するもの**については、追加データを収集し、説明変数に加えることで、**推定精度を改善**できる

### 前向き検証の実施

- 観察データから後ろ向きに各種取組の効果検証を行うには限界があるため、**RCT(ランダム化比較試験)**による**前向き検証を実施**し、効果の高い取組を特定したうえで、それらの取組にリソースを集中させることが望ましい
- 具体的には、有効性が高いと思われる取組(A、B、C….)を少数選定したうえで、保険者レベルで無作為に介入群A、B、C、…、及び対照群を選定し、受診率を比較することで、効果の高い取組を特定できる

## (参考)各取組の実施率

取組の実施率

	2019	2020	2022	すべて
周知・PR:ポスター・チラシ等(1)	0.748	0.763	0.438	0.650
周知・PR:新聞・テレビ・ラジオ等(2)	0.274	0.262	0.128	0.221
周知・PR:SNS等(3)	0.089	0.107	0.152	0.116
周知・PR:他の事業(健康講座等)(15)	0.464	0.472	0.229	0.388
周知・PR:町内会等の会合(18)	0.308	0.290	0.121	0.240
周知・PR:地区組織と連携(19)	0.300	0.307	0.132	0.246
受診勧奨:個別通知(ハガキ等)(4)	0.860	0.868	0.831	0.853
受診勧奨:電話(5)	0.541	0.548	0.437	0.509
受診勧奨:面談や個別訪問等(6)	0.368	0.389	0.295	0.351
受診勧奨:年齢等のターゲット絞り(7)	0.426	0.464	0.311	0.400
受診勧奨:かかりつけ医(17)	0.411	0.445	0.312	0.390
機会拡大:休日・夜間(8)	0.594	0.641	0.597	0.611
機会拡大:集団健診会場の増加(11)	0.181	0.171	0.118	0.157
機会拡大:健診実施機関数の増加(12)	0.157	0.157	0.093	0.136
機会拡大:若年層(40歳未満)から(16)	0.529	0.568	0.426	0.508
負担軽減:自己負担額の軽減・無料化(9)	0.576	0.590	0.472	0.546
負担軽減:会場までの送迎(10)	0.145	0.146	0.085	0.125
負担軽減:インセンティブ付け(13)	0.443	0.474	0.304	0.407
負担軽減:他の健診等との同時実施(14)	0.788	0.810	0.640	0.746
その他:その他(20)	0.076	0.079	0.043	0.066

## (参考)受診率に対する各種取組の効果の推定値(固定効果モデル)

	(1) 全年	(2) 2022年を除く	
周知・PR:ポスター・チラシ等(1)	0.00139 (0.00189)	-0.00244 (0.00198)	
周知・PR:新聞・テレビ・ラジオ等(2)	-0.00323 (0.00196)	-0.00107 (0.00201)	
周知・PR:SNS等(3)	-0.00280 (0.00200)	-0.00420* (0.00212)	
受診勧奨:個別通知(ハガキ等)(4)	0.00440 (0.00257)	0.00493 (0.00280)	
受診勧奨:電話(5)	0.000800 (0.00186)	0.00150 (0.00196)	
受診勧奨:面談や個別訪問等(6)	0.00473* (0.00204)	0.00402 (0.00228)	
受診勧奨:年齢等のターゲット絞り(7)	0.00122 (0.00149)	-0.00183 (0.00157)	
機会拡大:休日・夜間の実施(8)	-0.000976 (0.00177)	0.000164 (0.00191)	
負担軽減:自己負担額の軽減・無料化(9)	0.00154 (0.00173)	0.00255 (0.00174)	
負担軽減:会場までの送迎(10)	-0.00829** (0.00318)	-0.00536 (0.00337)	
機会拡大:集団健診会場の増加(11)	-0.000686 (0.00227)	-0.000310 (0.00197)	
機会拡大:健診実施機関数の増加(12)	-0.00171 (0.00217)	0.00145 (0.00208)	
負担軽減:インセンティブ付け(13)	0.000654 (0.00159)	0.00143 (0.00173)	
負担軽減:他の健診等との同時実施(14)	-0.00290 (0.00199)	-0.00288 (0.00214)	
周知・PR:他の事業(健康講座等)(15)	-0.00109 (0.00173)	-0.000509 (0.00183)	
機会拡大:若年層(40歳未満)から(16)	0.000834 (0.00176)	0.00288 (0.00189)	
受診勧奨:かかりつけ医(17)	0.00219 (0.00164)	0.00352* (0.00172)	
周知・PR:町内会等の会合(18)	0.000966 (0.00190)	0.000626 (0.00207)	
周知・PR:地区組織と連携(19)	0.00246 (0.00200)	0.000270 (0.00216)	
その他:その他(20)	0.00362 (0.00298)	0.00265 (0.00290)	
観察数	5140	3428	
決定係数	0.870	0.913	
決定係数(保険者グループ内)	0.00964	0.0207	

注)目的変数は、特定健康診断実施率。説明変数は、各取組ダミーのほか、保険者及び年度の固定効果を含む。

括弧内は保険者をクラスターとした頑健標準誤差。\*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ5%、1%、0.1%水準で統計的に有意を示す

## 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 基礎・応用研修について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日



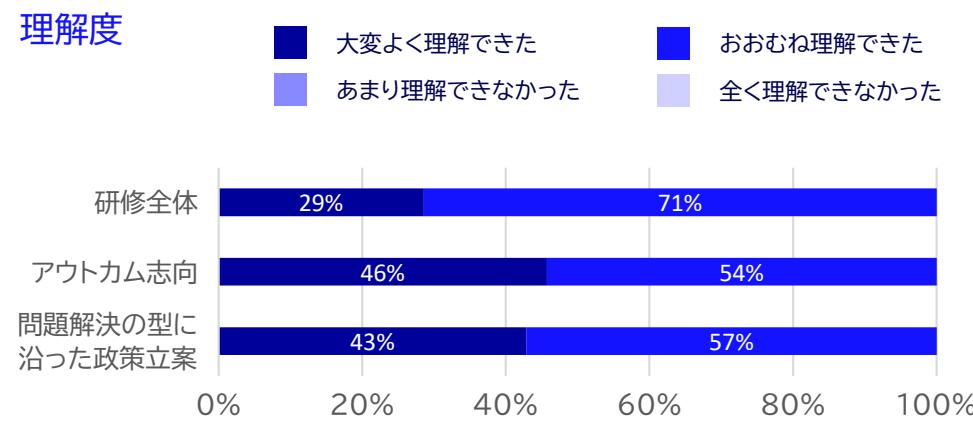
# 厚生労働省職員を対象として、EBPMに関する基礎的・実践的な知識の習得を目的に、基礎・応用研修を実施した

基礎研修		応用研修
目的	EBPMに関する基礎的な知識の習得	EBPMに関する実践的な知識の習得
内容	良い政策の立案に向けて、アウトカム志向による問題解決プロセスの手順や各プロセスにおける論理的思考・データ・エビデンスの活用方法とともに、政府が推進する基礎的なEBPMとして、行政事業レビューシートの構造や記載すべき内容を説明した	政策効果の検証に向けて、効果検証の基本的な考え方や主要な効果検証デザインの内容・適用条件とともに、緊急事態宣言や小児医療費助成の効果といった厚生労働分野における研究事例を説明した
講師	青柳 恵太郎 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)	概論 西野 宏 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ) 事例 高久 玲音 (一橋大学・経済学研究科)
方法	オンライン研修(オンデマンド配信)	対面研修

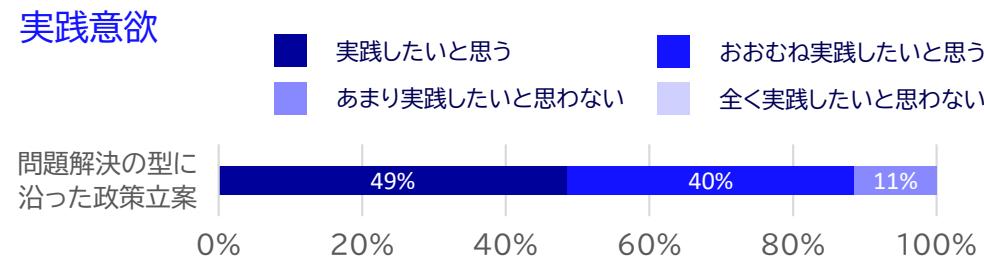
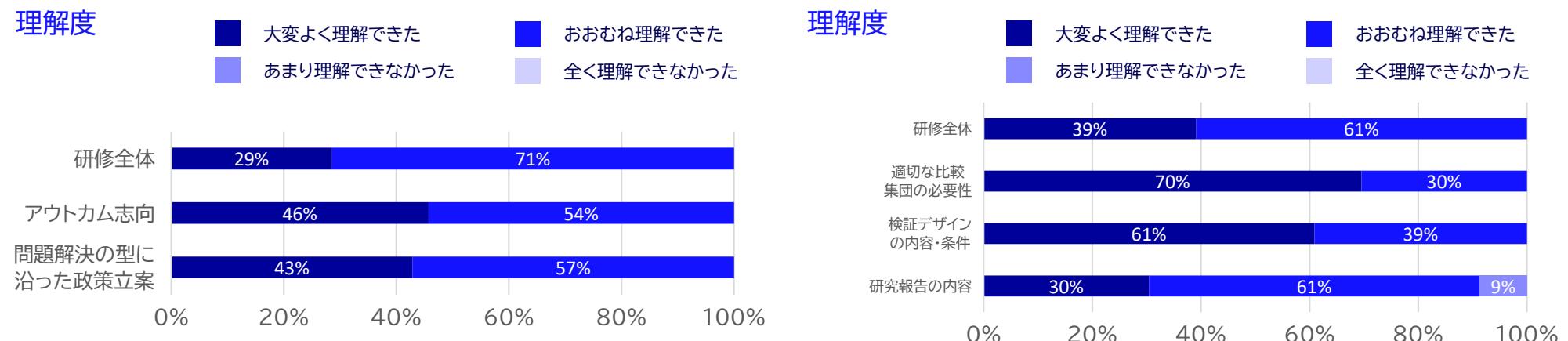


## 受講者へのアンケートでは、いずれの研修でも高い理解度、実践意欲を確認できた

基礎研修（回答者35名）



応用研修（回答者23名）



### 自由記述

- “ アウトカムがあるから適切な政策を立案できることを学んだ。 ”
- “ 問題を明確にし、その現状と理想のギャップを解決するために必要な考え方を学ぶことができた。自分が行っている業務でも応用できると感じた。 ”
- “ 中央省庁でのEBPMの取組と行政事業レビューシートの関係について勉強になった。 ”

## (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

検証結果（指摘）	対応
①初回提出時点において、「問題なし」の割合が低いものが存在しているが、これは部局または省内で分析手法の理解に差があるためと考えられる。引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。	省内各部局担当者の分析手法の理解を進めるため、引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施する。
②現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定できることが望ましい。	政策効果が他事業に与える影響も考慮した、適切なアウトカムの設定に向け、引き続き省内各部局への指導・助言及びフォローアップ、よろず相談による支援を行っていく。
③NDBや介護DB以外にもEBPMに利用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。	効果検証方法について支援を行うに当たっては、事業の実施前から行政記録情報を含めどのようなデータが取得および活用できるかを念頭に置いて検討するよう促していく。
④予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することすぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。	効果検証に当たっては、適切な分析データの設定・取得、他の業務データの活用、社会への影響も含めた中長期的な分析など、より望ましい検証が行われるよう、研修や指導・助言等を通じて省内に浸透を図っていく。
⑤長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。	分析手法リテラシーを持った職員を増やすため、引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施する。

## (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

### (ア) 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

検証結果（指摘）	対応
①重点フォローアップ事業の選定に当たっては、データの利用可能性が統計的な事業評価を行う際には必要になる。一方で「データの利用が可能」ということについては、公的統計で取っている、事業の中で集めていく、など多義的であることから、客観的に判断できる基準を検討することが望ましい。	令和6年度は重点フォローアップ事業を選定することとしていないが、今後選定するに当たっては、データの利用可能性について客観的な基準を検討する。
②効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば時系列ランダム化比較試験等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。	令和6年度は効果検証対象事業を選定することとしていないが、今後選定するに当たっては、時系列データの取得可能性等も考慮しながら総合的に優先順位を付けることを検討する。

### (オ) 今後の取組について

検証結果（指摘）	対応
行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。	行政事業レビューシートのエラーチェックについて、当面は簡易チェックを実施することとし、自動チェックする項目を増やしていきたい。また、将来的には、機械的に自動チェックできる仕組みの構築に向けて検討を進める。

### (カ) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

検証結果（指摘）	対応
①EBPMを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。	省内各部局の担当者に、EBPM推進のためのデータについて、行政記録情報の活用のほか、必要に応じて新規調査の実施も含めて検討するよう促していく。
②データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でもデータを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないか。	個人情報の扱いについては、必要に応じ民間の取組なども参考しながら引き続き適切な扱いを検討していく。
③効果検証事業の選定に際して、ロジックモデルの書き方次第のところがある。選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。効果検証事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信してもらいたい。さらに、EBPMの実践に関して、事業の中にはEBPMになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。	現在は政府の方針として、行政事業レビューを活用して全ての予算事業で「基礎的なEBPM」の実践を進めることとなっており、レビューシートの優良改善事例については選定・表彰することとなっている。今後も政府(内閣官房)とも協調しながらEBPMの実践のあり方やインセンティブについて検討を進める。

令和 6 年度厚生労働省委託  
「E B P M 推進に関する業務一式」事業

第 2 回 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時 令和 7 年 2 月 13 日 (木) 15:00~17:00

場 所 WEB 会議形式にて開催

- 議 事
- 1 E B P M 実践の取組状況の検証
  - 2 今年度の取組で見えた課題
  - 3 検証結果取りまとめ (案)
  - 4 その他

配付資料

- 資料 1 行政事業レビュー シートの点検 (詳細チェック) について
- 資料 2 行政事業レビュー シートの点検 (簡易チェック) について
- 資料 3 重点フォローアップ事業への支援・助言について
- 資料 4 その他 E B P M の取組について
- 資料 5 今年度の取組で見えた課題について
- 資料 6 来年度の取組について
- 資料 7-1 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ (案) のポイント
- 資料 7-2 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ (案)

参考資料

- 参考 1 行政事業レビュー 実施要領 (令和 6 年 4 月 22 日改正: 行政改革推進会議)
- 参考 2 令和 6 年度行政事業レビューにかかる行動計画  
(令和 6 年 4 月 23 日: 厚生労働省)
- 参考 3 第 1 回厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会議事概要

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 行政事業レビュー・シートの点検 (詳細チェック)について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



行政事業レビューとは、毎年、国の全ての事業を対象に、事業の執行状況や成果を点検し、点検結果を翌年度予算の要求や事業の執行に反映させる取組である

### 行政事業レビューとは

#### 【自律性】

- ① 霞が関の各府省庁自らが、  
② 全ての事業を対象に

#### 【透明性】

- ③ 執行実態を明らかに  
した上で、点検の過程を  
「見える化」し、

#### 【外部性、公開性】

- ④ 外部の視点を活用しながら点検を行い、  
⑤ 結果を予算や執行等に  
反映させる、

取組である。

- 無駄の削減や事業の効果的・効率的な実施のためには、まず各府省庁が自ら主体的に取り組むことが不可欠
- **毎年、国の全ての事業(約5,000事業)を網羅的に点検し、徹底的、継続的に無駄や改善すべき点がないかチェック**
- **全ての事業について、統一した様式の「レビューシート」を作成  
事業の執行状況や成果、資金の流れ、自己点検の内容を全面公開**
- 点検の内容、点検を踏まえた対応を「レビューシート」上に公開  
⇒ 過程を透明化し、緊張感のあるチェックを実施
- 前年度に新規に開始した事業や継続の是非を判断する必要のある事業など、全ての事業を5年に一度を目途に、**外部有識者による点検を実施(約1,000事業)**
- そのうち一部の事業について、公開の場で事業の点検を実施  
**(公開プロセス)**
- 各府省庁によるレビュー終了後、行政改革推進会議が、各府省庁の自己点検が十分かどうかについて、公開の場で検証**(秋のレビュー)**
- 「点検のための点検」ではなく、**点検結果を翌年度予算の要求や事業の執行に反映**
- 秋のレビューの結果は予算編成過程で活用

## 行政事業レビューの実施に当たっては、実施要領や作成要領、作成ガイドブック等の執務参考資料が整備されており、RSシステムにより、作成・公開が行われている

**行政事業  
レビュー  
実施の  
基本的な  
考え方・  
ルール**

**行政事業レビュー実施要領** (平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和6年4月22日最終改訂)  
▶ 総論（基本的な考え方、体制整備）  
▶ 事業の点検等  
▶ 基金の点検等  
▶ 行政改革推進会議による検証等

**行政事業レビューシート作成要領**  
(令和6年4月22日最終改訂)  
▶ レビューシートの作成主体  
▶ レビューシートの記載（基本事業、各欄説明）  
▶ 独立行政法人に対する運営費交付金にかかる事業のセグメントシートの記載 等

**基金シート等作成要領**  
(令和6年4月22日最終改訂)  
▶ 基金シートの記載（各欄説明）  
▶ 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の記載（各欄説明） 等

**レビューシートシステム（RSシステム）**  
(令和6年4月稼働)  
レビューシート等の入力等を一元的に行うことができるシステム。令和6年度からは、各府省庁がRSシステムで作成したシートを、「行政事業レビュー見える化サイト」において一元的に公開しています。

行政事業レビュー見える化サイト  
URL : <https://rssystem.go.jp>

「キーワード」で全省庁のRSを検索

過去からの予算額や推移をグラフ化

データの一元管理

リアルタイム共有

A省内関係者 行革担当者 有識者

**本資料**

**行政事業レビューシート  
作成ガイドブック**  
レビューシートを政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用し、基礎的なEBPMを実践するための考え方・具体的な方法

**I 前提**  
各府省庁において行政事業レビューを通じた基礎的なEBPM実践を推進するための基本的な考え方

**II 総論**  
各府省庁の行政事業レビューシートの品質管理を担う推進チーム構成員・レビューシート作成責任者である事業所管部局の課室長、レビューシート作成担当者が共通して理解すべき考え方

**III 実践**  
実際のレビューシート作成時に留意すべき各欄記載のポイントやケーススタディ

**担当管理職必読**

**作成担当者必読**

**別冊**

別冊1 基金シート作成ガイドブック  
基金シート作成による基金事業のEBPM徹底のための考え方・具体的な方法

別冊2 行政事業レビューシート・基金シート改善のヒント～改善事例集～  
レビューシート・基金シートの具体的な優良事例と解説

別冊3 行政事業レビューにおける自己点検のポイント～公開プロセスを含めた政策効果の最大化に向けた工夫～  
事業の点検・政策効果の検証を次の改善につなげるための心構え・具体的な方法

## 青枠部分(事業の目的～事業の概要)が内容確認をする記載欄である

---

基本情報

組織情報	府省庁							
	事業所管課室							
	作成責任者							
	その他担当組織							
基本情報	予算事業ID		事業開始年度		事業終了（予定）年度			
	事業年度			事業区分				
政策・施策	政策所管	政策		施策		政策体系・評価書URL		
関連事業				主要経費				
概要・目的	事業の目的							
	現状・課題							
	事業の概要							
	事業概要URL							
根拠法令	法令名			法令番号	条	項		
						号・号の細分		
関係する計画・通知等	計画・通知名			計画・通知等URL				
補助率	補助対象		補助率	補助上限等		補助率URL		
実施方法								
備考								

## 青枠部分(アクティビティ～短期アウトカム)が内容確認を要する記載欄である

アクティビティからの発現経路 10-11-12-13-14

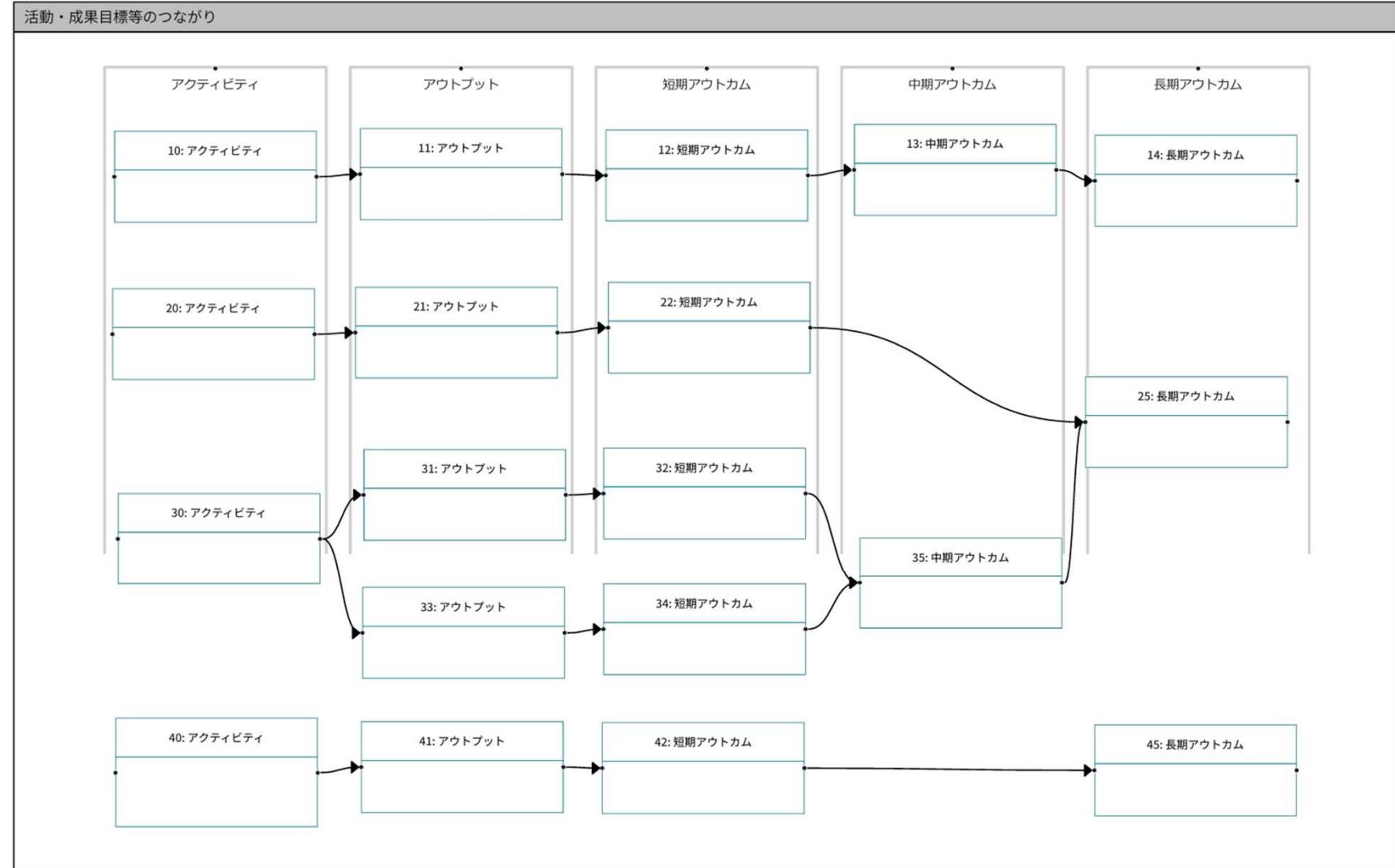
アクティビティからの発現経路 10-11-12-13-14				
アクティビティ				
活動目標及び活動実績(アウトプット)	活動目標			活動指標
	定性的なアウトカムに関する成果実績			成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
	定性的なアウトカム目標を設定している理由			アウトカムを複数段階で設定できない理由
活動・成果目標と実績		2021年度	2022年度	2023年度
	当初見込み／目標値			
	活動実績／成果実績			
後続アウトカムへのつながり				
短期アウトカム	成果目標			成果指標
	定性的なアウトカムに関する成果実績			成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
	定性的なアウトカム目標を設定している理由			アウトカムを複数段階で設定できない理由
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	目標年度 2025年度
	当初見込み／目標値			
	活動実績／成果実績			
達成率(%)				
後続アウトカムへのつながり	--			

## 青枠部分(中期アウトカム～長期アウトカム)が内容確認を要する記載欄である

中期アウトカム	成果目標		成果指標	
	定性的なアウトカムに関する成果実績		成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由		アウトカムを複数段階で設定できない理由	
活動・成果目標と実績		2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値			
	活動実績／成果実績			
	達成率(%)			
後続アウトカムへのつながり				
長期アウトカム	成果目標		成果指標	
	定性的なアウトカムに関する成果実績		成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由		アウトカムを複数段階で設定できない理由	
活動・成果目標と実績		2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値			2027年度
	活動実績／成果実績			2028年度
	達成率(%)			2029年度
				最終目標年度 2030年度

## RSシステムでは効果発現経路が一覧で図示される

効果発現経路



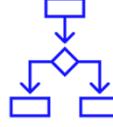
## 青枠部分(外部有識者による点検等)も踏まえながら、シートを作成・点検する必要がある

---

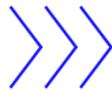
## 点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果			
	目標年度における効果測定に関する評価			
	改善の方向性			
外部有識者による点検	点検対象		最終実施年度	
	対象の理由			
	所見			
	公開プロセス結果概要			
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見		詳細	
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況	改善点・反映状況			
	反映額	会計	勘定	反映額(千円)
公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	詳細			
	区分		取りまとめ年度	
	取りまとめ内容			
	対応状況			
その他の指摘事項	指摘を受けた調査等の名称		指摘年度	
	指摘内容			
	対応状況			

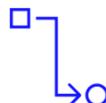
概要・目的では、事業を実施する目的や、現状(理想と現状とのギャップ)、その現状を引き起こしている課題、その課題を解決するための手段として事業の概要を記載する

項目	記載欄	記載事項・留意点
概要・目的	事業の目的 	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施する目的として、事業実施によりどのような課題を解決し、どのような姿を達成することを目指しているのかという、事業所管部局の「意思」を具体的に記載する</li> <li>ここでの課題とは、その事業によって直接解決しようとしている具体的な課題(=長期アウトカムで解決・改善の状態が示されるような課題)を指す</li> <li>閣議決定等が存在することのみの記載やその文言の形式的な引用など、抽象的・一般的な記載は避ける</li> </ul>
現状・課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業対象の現状と課題の具体的内容について、「事業の目的」に対応する形で、データを用いて明確に記載する</li> <li>るべき姿やありたい姿と現状とのギャップを明確に記載する</li> <li>課題設定においては、解決策は埋め込みず、問題の説明に留める</li> </ul>
事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>「現状・課題」で示した課題について、どのような手段で解決しようとするか記載する</li> <li>様々なアクティビティを予定している場合は、それぞれに対応した記載となるよう留意する</li> </ul>

## 主要なアクティビティ(活動)を漏れなく記載するとともに、アクティビティをどれだけ実施したかに関する活動目標・活動指標を記載する

項目	記載欄	記載事項・留意点
効果発現 経路	アクティビティ  	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体を通じて得られた成果を的確に把握するため、途中段階でデータ等を確認しながら改善していく必要性があると事業所管部局が判断する主要な活動については、漏れなく、重要なものから順に記載する</li> <li>事業の目的が複数ある場合、各目的に応じた効果の把握、改善の検討が可能となるよう、1つの効果発現経路の中に複数の目的が混在しないよう留意する</li> </ul>
	アウトプット  	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクティビティをどれだけ実施するか(したか)に関する活動目標(アウトプット)・活動指標(アウトプット指標)を記載する</li> <li>昨年度の行政事業レビューシートでは、アウトプット欄に事業の目的が記載されているものが多く見られたので注意する</li> </ul>

## 事業の目的を達成した状態を踏まえて長期アウトカムを設定し、その実現に向けて、途中段階で改善の取組を行うための短期(・中期)アウトカムを設定する

項目	記載欄	記載事項・留意点
効果発現 経路	短期(・中期) アウトカム  	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期アウトカムの実現に向けて、途中段階で、どのような情報を収集・参照しながら、どのように改善の取組を行うのかという観点から、目標・指標を設定する</li> <li>短期アウトカムには、異変が生じていないかを初期の段階で発見するため、短期間(原則1~2年程度)で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための目標・指標を設定し、事業実施期間等に応じ、途中段階での成果検証のための中期アウトカムを設定する</li> <li>途中段階での目標よりも、改善に係る工夫の内容等の方が事業の状況を適切に表すことができるような場合、それを目標・指標として設定することも検討する</li> </ul>
	長期アウトカム  	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのかという観点で、目標・指標を設定する</li> <li>その事業のみの成果で達成できると考える範囲で設定する</li> <li>事業終了予定年度あるいは原則5~10年程度で効果が発現すると考えられるものを設定する</li> </ul>
	項目間のつながり  	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクティビティが、どのような過程を経て長期アウトカムに至るのかという、事業所管部局の目論見が、読んだだけで理解・納得できるよう、各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく記載する</li> </ul>

## 対象事業の詳細な内容確認を行った上で、事業所管部局へフィードバックし、各部局が来年度に作成予定の行政事業レビューシートの見直し等を促す

### ■ 概要・目的

- ・ 対象事業の行政事業レビューシート(以下、「RS」)について、  
詳細な内容確認を行う
- ・ 事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえて、RSの  
見直しを行う

### ■ 対象事業

- ・ 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、10億円以上の新規事業
- ・ 事業数は108事業
  - ・ 大臣官房7、医政局6、健康・生活衛生局19、医薬局6、労働基準局9、職業安定局10、人材開発統括官5、雇用環境・均等局4、社会・援護局21、老健局4、保険局7、年金局7、政策統括官2、国立感染症研究所1

### ■ 方法

- ・ 各記載欄の点検項目(後述)に対して、点検の実施者が、十分記載されていると判断した場合は○、記載がない/不十分と判断した場合は、△を選択した
- ・ △については、RS改善のための具体的なコメントを提示した

### ■ スケジュール

- ・ 令和6年度
  - ・ 4月～9月 点検項目(後述)の見直し
  - ・ 9月～2月 点検リストを用いた内容確認
- ・ 令和7年度
  - ・ 4月～8月 各部局への確認結果の送付、各部局でのRSの検討・作成

# 国民が事業の必要性・重要性を理解できるよう、論理的かつ分かりやすい記載になっているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目	
全般	① 専門的な用語を用いる場合、注釈等で説明されているか	✓ 国民にも分かりやすい用語で説明しているか
		
事業の目的	① 事業の最終目的(目指すべき姿)を明確化した上で、その達成に向けて事業がどのように寄与するのか記載されているか	✓ 事業の実施自体を目的として記載してしまっていないか
		
現状・課題	① 事業の目的に対応する形で具体的な現状(問題)を記載しているか ② 現状(問題)に対応する形で具体的な課題(原因)を記載しているか ③ データを用いて記載しているか	✓ 現状(問題)と課題(原因)の両方を適切に記載しているか ✓ 事業実施上の課題(例:参加者が少ない)を記載してしまっていないか
		
事業の概要	① 課題に対応する形で具体的に記載しているか	✓ 課題と対応する形で記載しているか
		

## アクティビティを漏れなく記載するとともに、そのアクティビティの直接的な結果をアウトプットとして記載しているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目	
アクティビティ 	<p>① 事業の概要と対応する形で主要な活動を漏れなく記載しているか</p> <p>② 国をアクティビティの実施主体として記載しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業の概要で記載されている取組のうち、アクティビティとして整理されていない取組がないか</li> <li>✓ 1つのアクティビティの中に複数の活動が入ってしまっていないか</li> <li>✓ 補助金等の交付先を実施主体として記載してしまっていないか</li> </ul>
アウトプット 	<p>① アクティビティをどれだけ実施するか(したか)に関する活動目標を適切に*設定しているか ※記載が事業の目的になっていないか、事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になっているか等</p> <p>② 上記活動目標に対する活動指標を記載しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 活動目標(アウトプット)に事業の目的や成果目標(アウトカム)を記載してしまっていないか</li> </ul>

## 事業の目的や長期アウトカムを踏まえながら、事業の進捗・効果の確認にとって適切なアウトカムを設定しているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目	
短期アウトカム 	<p>① 短期間(原則1～2年以内)で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための成果目標が適切に*設定されているか ※事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になってしまってないか等</p> <p>② 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 短期間での効果発現が期待されるアウトカムを設定しているか</li> <li>✓ 途中段階の目標よりも、改善に係る工夫の内容の方が事業の状況を適切に表すことができる場合には、それを目標・指標として設定することも可能である</li> </ul>
中期アウトカム 	<p>① 短期アウトカムから長期アウトカムに至るまでの中間的な変化に係る成果目標が適切に*設定されているか ※事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になってしまってないか等</p> <p>② 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中間的な変化が期待できないものにまで設定する必要はない</li> </ul>

## 事業の目的に対応した形で長期アウトカムを設定しているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目	
長期アウトカム 	<p>① 事業の目的に対応した形で成果目標が適切に*設定されているか ※事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になってしまっていないか等</p> <p>② 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか</p>	✓ 事業からもたらされる効果に対応したアウトカムを設定しているか
項目間のつながり 	<p>① 各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく、ロジカルに記載されているか</p> <p>② 複数のアウトカムを設定している場合、短期、(中期)、長期アウトカムは、事業対象者や社会の段階的な行動変容や変化に関する記載となっているか</p>	✓ 複数のアウトカムを設定している場合、各アウトカムが質的な変化となっているか

現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びギャップの原因を適切に記載することで事業を実施する必要性・重要性が伝わりやすくなる

記載欄	主な点検項目	主な指摘事項	主な助言内容
全般 	① 専門的な用語	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な用語が補足説明なく用いられている</li> </ul>	✓ 「XXX」は一般的な用語ではないため、注釈等で定義・内容を説明してください
事業の目的 	① 最終目的の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施自体を目的として記載されている</li> </ul>	✓ 記載している事業の目的(例:調査結果を得る)は単なる手段ですので、その事業を通じて実現したい対象者・社会の姿を具体的に記載してください
現状・課題 	① 現状(問題)の記載 ② 課題(原因)の記載 ③ データを用いた記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状(問題)が記載されていない</li> <li>課題(原因)が記載されていない</li> <li>データを用いて記載されていない</li> </ul>	<p>✓ ありたい姿(目標の水準)と現状(現在の水準)とのギャップを記載してください</p> <p>✓ ギャップを引き起こしている原因を記載してください</p> <p>✓ 可能な限り、現状・課題の裏付けとなるようなデータを用いて記載してください</p>
事業の概要 	① 課題に対応した記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題に対応した記載になっていない</li> </ul>	✓ 課題を明確化した上で、対応関係が分かるよう事業の概要を記載してください

## アクティビティ欄では、事業の概要で記載されている取組を漏れなく記載することで 事業全体のロジックが分かりやすくなる

記載欄	主な点検項目	主な指摘事項	主な助言内容
アクティビティ 	① 漏れなく記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の取組しか記載されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業の概要には複数の取組が記載されているので、主要な取組については漏れなくアクティビティとして記載してください</li> </ul>
	② 国主体の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果発現経路が異なる取組が1つのアクティビティとして、まとめられている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数の取組が1つのアクティビティにまとめて記載（例：個別相談や研修を行うとともに、他機関との連携会議を実施）されているので、効果発現経路が異なる取組は別々のアクティビティとして記載してください</li> </ul>
アウトプット 	① 活動目標の適切な記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の交付先を主体として記載されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国が行うのは「XXXの実施」ではなく、「XXXの実施に係る補助金の交付」であるため、国が実施主体となるよう表現を修正してください</li> </ul>
	② 活動指標の適切な記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトカムに相当するものが記載されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 記載しているアウトプット（例：生活の安定）はアウトカムに該当するので、アクティビティの直接的な結果を記載してください</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>活動目標と整合していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アウトプット（例：セミナーの実施）と活動指標（例：セミナーで紹介したプラットフォームへの登録者数）が整合していないので、修正してください</li> </ul>

## アウトカム欄では、段階的かつ論理的にアウトカムを設定することで、事業の進捗・効果を適切に把握・評価することが可能となり、事業改善につながる

記載欄	主な点検項目	主な指摘事項	主な助言内容
アウトカム 	① 成果目標の適切な記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプットに相当するものが記載されている</li> <li>長期アウトカムに至るまでのロジックに飛躍がある</li> <li>長期アウトカムが事業の目的と整合していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 記載しているアウトカム(例:助成金の支給)はアウトプットに該当するので、<b>アクティビティを通じて生じさせたい対象者の変化</b>を記載してください</li> <li>✓ 短期アウトカム(例:動画の再生数増加)から長期アウトカム(例:健康指標の向上)までの<b>ロジックが飛躍している</b>ので、中間的なアウトカム(例:動画視聴者の理解度向上、行動の実施)を設定してはいかがでしょうか</li> <li>✓ <b>事業の目的</b>(例:国民の生活安定)と設定している<b>長期アウトカム</b>(例:支援した自治体における事業実施)が、整合していないため、<b>再度設定を検討</b>してください</li> </ul>
項目間のつながり 	② 成果指標の適切な記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標と整合していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アウトカム(例:受講者の理解促進)と成果指標(例:受講者数)が整合していないので、修正してください</li> </ul>
項目間のつながり 	① ロジカルな記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目間のつながりが不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アウトプット(例:会議開催)からアウトカム(例:XXXへの理解度向上)のつながりを論理的に記載してください</li> </ul>
	② 段階的な変化の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>各段階のアウトカムが質的な変化になっていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 短期アウトカム(例:新規登録者の増加)と長期アウトカム(例:登録者総数の増加)は質的に同じなので、各アウトカムと両者のつながりを再度検討してください</li> </ul>

記載すべき内容を職員が十分に理解できていないことがつまずきの要因として考えられ、適切な記載を促すためには、RSに関する執務参考資料の職員への浸透が重要である

### 点検結果例(指摘事項)

- 現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載する必要があるが、適切に記載されておらず、事業を実施する必要性・重要性が確認できなかつた
- アウトカムが適切（段階的かつ論理的）に設定されておらず、事業の進捗・効果を適切に把握・評価することが困難である

### 考えられるつまずきの要因

- 職員が、**現状・課題欄に記載すべき内容を正しく理解できていない**のではないか
- 厚生労働省の事業では、検査や調査等の継続的に実施している事業が多いことから、**アウトカムがイメージできず、アウトプットとの混同等が生じてしまう**のではないか

### 課題・対応策

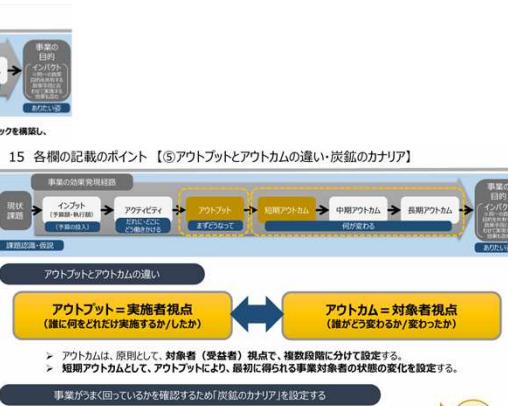
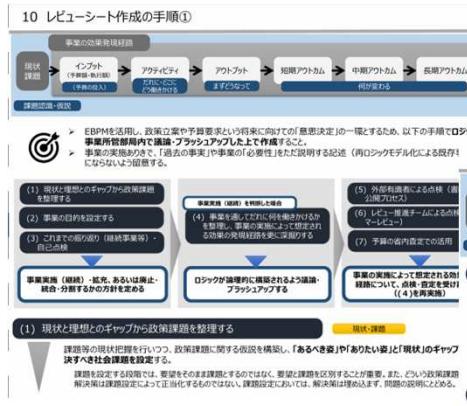
- いずれの要因についても、**職員がRSに関する基本的な知識を十分に習得できていない**ことが考えられる
- そのため、行政改革推進本部事務局が作成しているRSに関する執務参考資料を**RS作成前に重点的に周知・啓発を行つたり、職員研修の場で積極的に活用**するなどして、職員に浸透させることが重要である

行政事業レビューシートの点検（詳細チェック） > （参考）執務参考資料

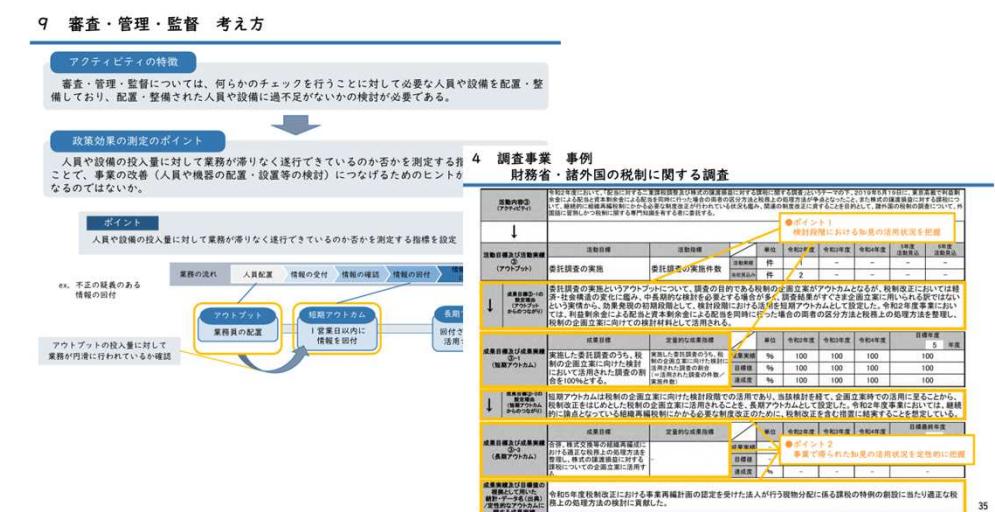
行政改革推進本部事務局が作成している執務参考資料では、RSの作成手順やアクティビティの特徴に応じた記載例など、RSを作成する上で有用な情報が掲載されている

- 行政改革推進本部事務局が作成している執務参考資料では、RSを作成する上で有用な情報が掲載されている
    - ・ 行政事業レビューシート作成ガイドブック: **RSの作成手順や各項目の記載内容等**を掲載
    - ・ 行政事業レビューシート政策効果の測定のポイント:**アクティビティの特徴に応じた考え方や記載例等**を掲載
  - 今回の詳細チェックにおけるコメント作成においても、必要に応じて指摘の根拠となった該当ページを付記している

# 行政事業レビューシート作成ガイドブック



## 行政事業レビューシート政策効果の測定のポイント



出典:内閣官房行政改革推進本部事務局「行政事業レビューシート作成ガイドブックVer1.1」、「行政事業レビューシート 政策効果の測定のポイント～アクティビティの特徴に応じた実践集～」

<https://www.gyoukaku.go.jp/review/img/R06sakusei-guidebook.ver1-1.pdf>  
<https://www.gyoukaku.go.jp/review/img/siryou2.pdf> 164

## 行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について

令和6年度 第2回 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会  
(令和7年2月13日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

## 令和6年度の行政事業レビューシートの作成に向けた簡易チェックについて

- 令和5年度に作成した全ての行政事業レビューシートを対象とし簡易チェックを実施した。（令和5年度後半）
- 確認項目は、①アウトカムの設定状況（長期・中期・短期アウトカムが設定されているか）、②長期アウトカムの目標年度の設定状況（目標年度が設定されているか、目標年度が令和5年度以前となっていないか）、③「現状・課題」欄の記述について、具体的なデータを用いて現状と課題について論じているか（試験的に生成AIであるChatGPTを用いて○か×かで評価）とした。
- ①及び②については、エクセルを使用して機械的なチェックを行った。
- 事業ごとの①及び②の結果、省全体の③の現状並びに令和6年度の取組方針について各部局に送付し、令和6年度の行政事業レビューシートが適切な内容となるよう依頼した。（令和6年5月）

### （確認結果）

- ①長期アウトカムのみ設定されている事業の割合が他省庁と比較して高かった
- ②目標年度が令和5年度以前となっている事業の割合が他省庁と比較して高かった
- ③「現状・課題」欄の記述について、具体的なデータを用いて現状と課題について論じているかは、約1割の事業は×と評価された

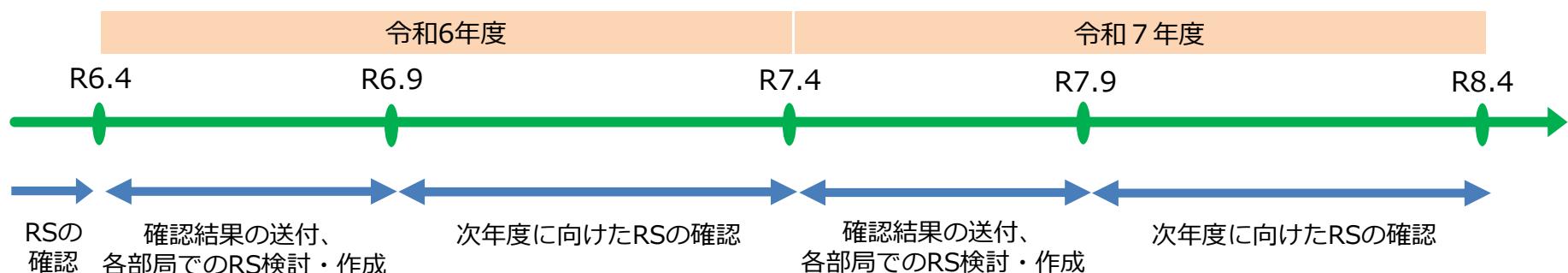
### （厚生労働省における令和6年度の取組方針抜粋）

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める
  - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
    - ・「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
    - ・「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。
  - といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。

## 令和7年度の行政事業レビューシートの作成に向けた簡易チェックについて

- 令和6年度に作成した全ての行政事業レビューシートを対象とし簡易チェックを実施する。（令和7年2～3月）
- 確認項目は、令和5年度に作成した行政事業レビューシートの確認結果を踏まえて、昨年度と同様に①アウトカムの設定状況（長期・中期・短期アウトカムが設定されているか）、②長期アウトカムの目標年度の設定状況（目標年度が設定されているか、目標年度が令和6年度以前となっていないか）とする。
- ①及び②については、エクセルを使用して機械的なチェックを行う。
- 行政事業レビューシートの品質向上を進める観点から、①及び②の項目に加えて、「現状・課題」欄について、③事業の目的に対応する形で具体的な問題を記載しているか、④問題に対応する形で具体的な原因を記載しているか、⑤現状をデータを用いて説明しているか、についても確認することとし、これらの項目の確認は、生成AIを活用して行うことを検討しているところ。
- これらの簡易チェックの結果、委託業者において実施した詳細チェックの結果及び令和7年度の取組方針について各部局に送付し、令和7年度の行政事業レビューシートが適切な内容となるよう依頼する。（令和7年度当初）

(簡易チェックスケジュール)



## 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 重点フォローアップ事業への 支援・助言について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



令和4・5年度の有識者検証会でそれぞれ5事業(計10事業)を選定しており、今年度は年2回、各事業に対して適切に効果検証等を実施する上で必要な助言を行う

選定年度	事業名	部局名
令和4年度	1. 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	健康・生活衛生局
	2. 特定健康診査・保健指導に必要な経費	保険局
	3. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	社会・援護局
	4. 就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	社会・援護局
	5. 新卒者等に対する支援	人材開発統括官
令和5年度	6. 重症患者診療体制整備事業	医政局
	7. 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	労働基準局
	8. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	職業安定局
	9. 労働者協同組合法の円滑な施行	雇用環境・均等局
	10. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	老健局

## 主に、ロジック/アウトカム、効果検証という観点から、前回のコメントに対する検討・対応状況を踏まえ、ロジックの改善や効果検証に向けた進捗等について助言を行った

項目	主な助言内容
ロジック/ アウトカム	全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回(6月時点)のコメントに基づき、アウトカムが整理されており、事業のロジックが明確になっている</li> </ul>
	アウトカム設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>量的な観点からアウトカムを設定しているが、質的な観点からのアウトカム設定も検討いただきたい</li> <li>将来的には、事業を通じて、施設の利用者等の課題解決につながったのかという実際の受益者(国民)への効果に関するアウトカム設定も検討いただきたい</li> </ul>
効果検証	全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回(6月時点)のコメントに基づき、事業から一定期間経過後のフォローアップのためのアンケート実施や追加データの取得を検討・対応いただいており、効果検証が適切に検討されている</li> </ul>
	データ取得・分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業として実施する以上、可能な限り精度の高い手法を用いて事業の有効性を確認する必要があると思われるため、モデル地域での事業実施前後のアウトカム比較だけでなく、モデル地域外とのアウトカム比較も検討いただきたい</li> <li>モデル事業実施自治体の中でも、規模や地域、本事業による支援の時期・回数等、多様な自治体が含まれるので、アウトカムに影響を与える要素を洗い出した上で、事業効果を検証することを検討いただきたい</li> <li>取得したデータの加工や分析・結果の解釈は担当課内で完結するものと認識しているが、作業方針の検討や結果解釈のタイミングで相談いただきたい</li> </ul>

## 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# その他EBPMの取組について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

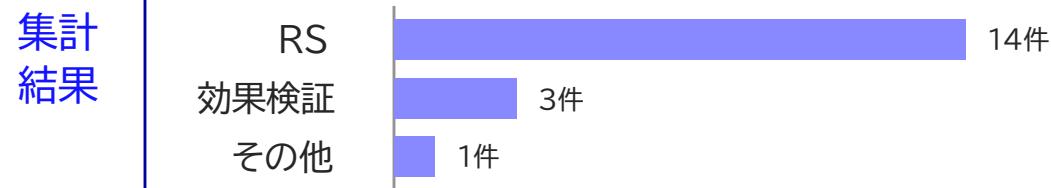
2025年2月13日



# EBPMよろず相談所

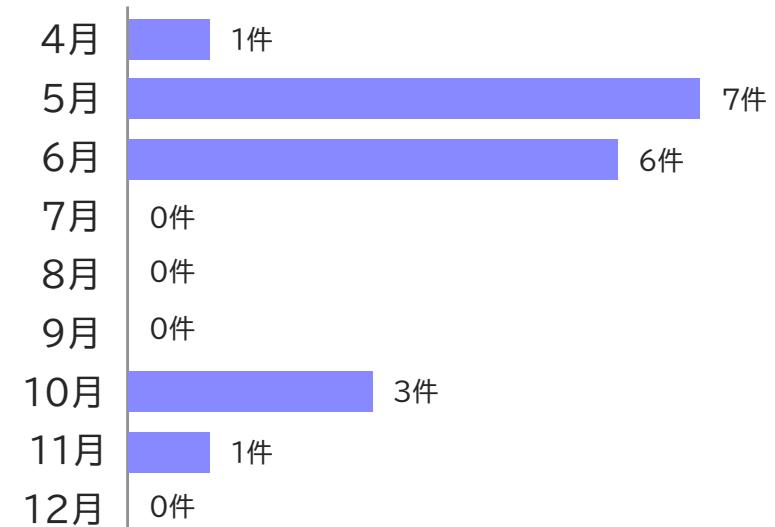
5,6月は、翌年度予算概算要求に係るRS作成に向けて、RSに関する相談が多く寄せられ、  
10,11月は、効果検証の進め方等に関する具体的な相談が数件寄せられた

### テーマ別



- RSの多くは、アウトカム設定に関する相談
- 効果検証の多くは、回帰分析に関する相談
- その他は、効果的な施策の立案に関する相談

### 月別



### 傾向

- RSについては、複数段階でのアウトカム設定や定量的なアウトカム設定の可否・内容に関する相談が多く見られた
- 効果検証については、相関分析や回帰分析に向けた分析手法や必要なデータ、具体的な作業に関する相談が多く見られた

- 4～6月にかけては、8月末の翌年度予算概算要求に係るRS作成のために、RSに関する相談が多く見られた
- 10～11月にかけては、省内外の審議会・部会における統計分析に関する指摘対応のために、効果検証に関する相談が多く見られた

# EBPM研修

## 行政事業レビューシートを担当する厚生労働省職員を対象として、「基礎的なEBPM」の習得等を目的に、実践担当者研修を実施した

### 実践担当者研修

**目的** 行政事業レビューにおいて実践する「基礎的なEBPM」の習得等

**内容** EBPMの基礎知識(定義や手順等)や、行政事業レビューシート作成による「基礎的なEBPM」の実践の考え方等を説明した

**方法** オンライン研修(eラーニング)

**受講者** 459名



## 次に、厚生労働省職員を対象として、EBPMに関する基礎的・実践的な知識の習得を目的に、基礎・応用研修を実施した

### 基礎研修

**目的** EBPMに関する**基礎的な知識**の習得

**内容** 良い政策の立案に向けて、アウトカム志向による問題解決プロセスの手順や各プロセスにおける論理的思考・データ・エビデンスの活用方法とともに、政府が推進する基礎的なEBPMとして、行政事業レビューシートの構造や記載すべき内容を説明した

**講師** 青柳 恵太郎 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

**方法** オンライン研修(eラーニング)

**受講者** 36名

### 応用研修

EBPMに関する**実践的な知識**の習得

政策効果の検証に向けて、効果検証の基本的な考え方や主要な効果検証デザインの内容・適用条件とともに、緊急事態宣言や小児医療費助成の効果といった厚生労働分野における研究事例を説明した

**概論** 西野 宏 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

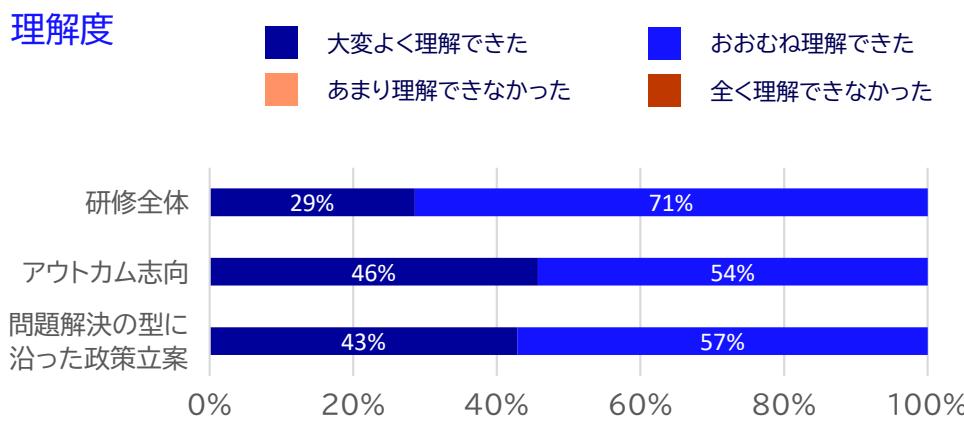
**事例** 高久 玲音 (一橋大学・経済学研究科)

### 集合研修

29名

## 基礎・応用研修について、受講者へのアンケートでは、高い理解度、実践意欲を確認できた

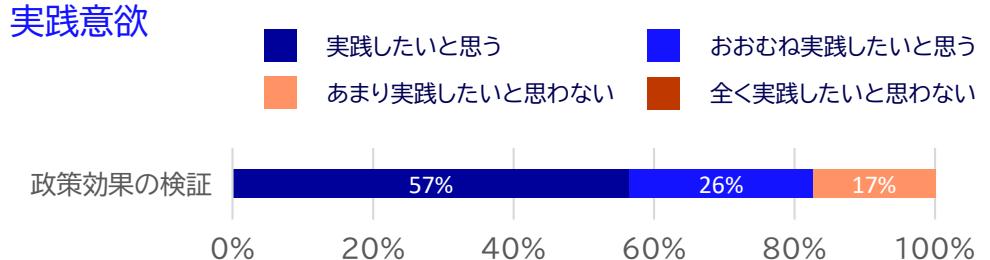
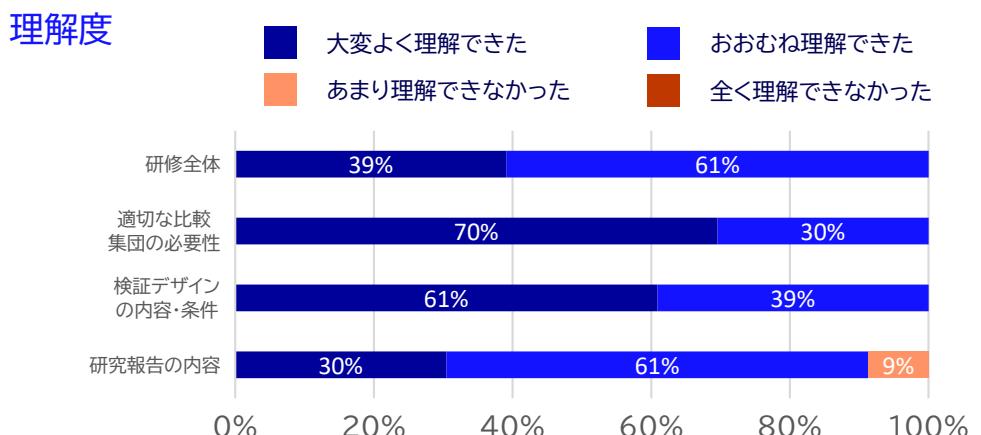
基礎研修（回答者35名）



### 自由記述

- “ アウトカムがあるから適切な政策を立案できることを学んだ。
- “ 問題を明確にし、その現状と理想のギャップを解決するために必要な考え方を学ぶことができた。自分が行っている業務でも応用できると感じた。
- “ 中央省庁でのEBPMの取組と行政事業レビューシートの関係について勉強になった。

応用研修（回答者23名）



### 自由記述

- “ 対照群の設定方法のアイデアやバイアスの除き方について勉強になった。
- “ これまででは与えられた指標を時系列で確認する程度であったが、信頼性の高いエビデンスのためには、データ取得や分析手法を考慮すべきことが分かった。
- “ 現在、政策効果の検証等とほぼ無縁の部署で勤務しているので、今回扱われたような知識を実務で使い、さらに高次のことも学習したいと改めて思いました。

## 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 今年度の取組で見えた課題 について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



## 行政事業レビューシートの点検・助言や効果検証等を実施して見えた課題は以下のとおり

### ① RSの点検・助言を実施して見えた課題

#### ■ 事業の必要性・重要性が適切に記載されていない

- 現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載する必要があるが、適切に記載されていない事業が多く見受けられ、事業を実施する必要性・重要性が確認できなかった

#### ■ 事業の論理構造が適切に記載されていない

- アウトカムが適切(段階的かつ論理的)に設定されていない事業が多く見受けられ、事業の進捗・効果を適切に把握・評価することが困難であった

#### ■ RSに関する知識等が職員に浸透していない

- 各項目の記載内容を根本的に見直す必要がある事業や、行政改革推進本部事務局が作成している執務参考資料に沿えば整理可能な事業も多く見受けられ、RSに関する基本的な知識や執務参考資料の存在が職員に浸透していないことがうかがえた

### ② 効果検証等を実施して見えた課題

#### ■ 検証に向けたフォローが不十分である

- リサーチデザインを事前に設計していることを踏まえ、設計に変更が生じた際には、適切な代替案を提示・検討するなど、担当部局に対して、効果検証に向けたデータ取得等を継続的に支援してほしい

#### ■ 背景・文脈の把握が不十分である

- 政策を評価する上で、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい

#### ■ 前向き検証を実践できていない

- 実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT(ランダム化比較試験)等の「前向き検証」を行うことを検討してほしい

#### ■ コスト観点からの分析が不十分である

- 政策の実装を踏まえると、各政策を実施する上でのコストという観点からも分析してはどうか

#### ■ 受益者視点の効果検証ができていない

- 効果検証に当たって、政策の対象者だけではなく、実際に行政サービスを受ける受益者への効果も検討するなど、広がりのある効果検証アウトカム設定を検討してもらいたい

## 来年度の取組について

令和6年度 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会  
(令和7年2月13日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

## 令和7年度のEBPMの実践について

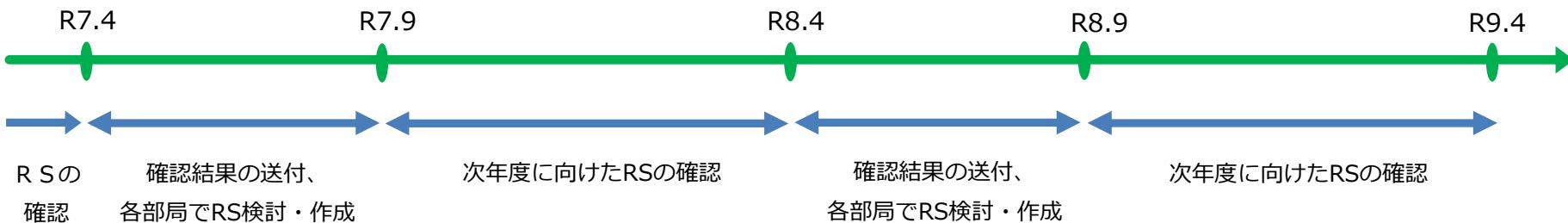
※毎年度作成される政府方針を踏まえ、取組方針の変更があり得る

- 予算事業については行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用し「基礎的なEBPM」を実践する。
- 全てのRSを対象とした職員による簡易チェック及び特定のRSを対象<sup>※1</sup>とした専門家による詳細チェックを実施し、RSの品質管理を進める。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。<sup>※2</sup>
- 優良事業改善事例の選定など、その他の取組については、政府の方針に沿って対応していく。

※ 1 既存事業に関しては1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象

※ 2 重点フォローアップ事業に対する支援については令和7年度まで、効果検証対象事業の効果検証については令和8年度まで取組を継続する予定

### <簡易・詳細チェック>



# 令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組について

## EBPMよろず相談所

- 毎週1回（令和7年10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。（令和7年4月～令和8年2月）

## 行政事業レビューシートの確認

- 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIの活用も視野に入れて、職員による簡易チェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）
- 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、専門家による詳細なチェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）

## 過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言

- 令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について助言を行う。（令和7年6月～7月、令和7年12月～令和8年1月）

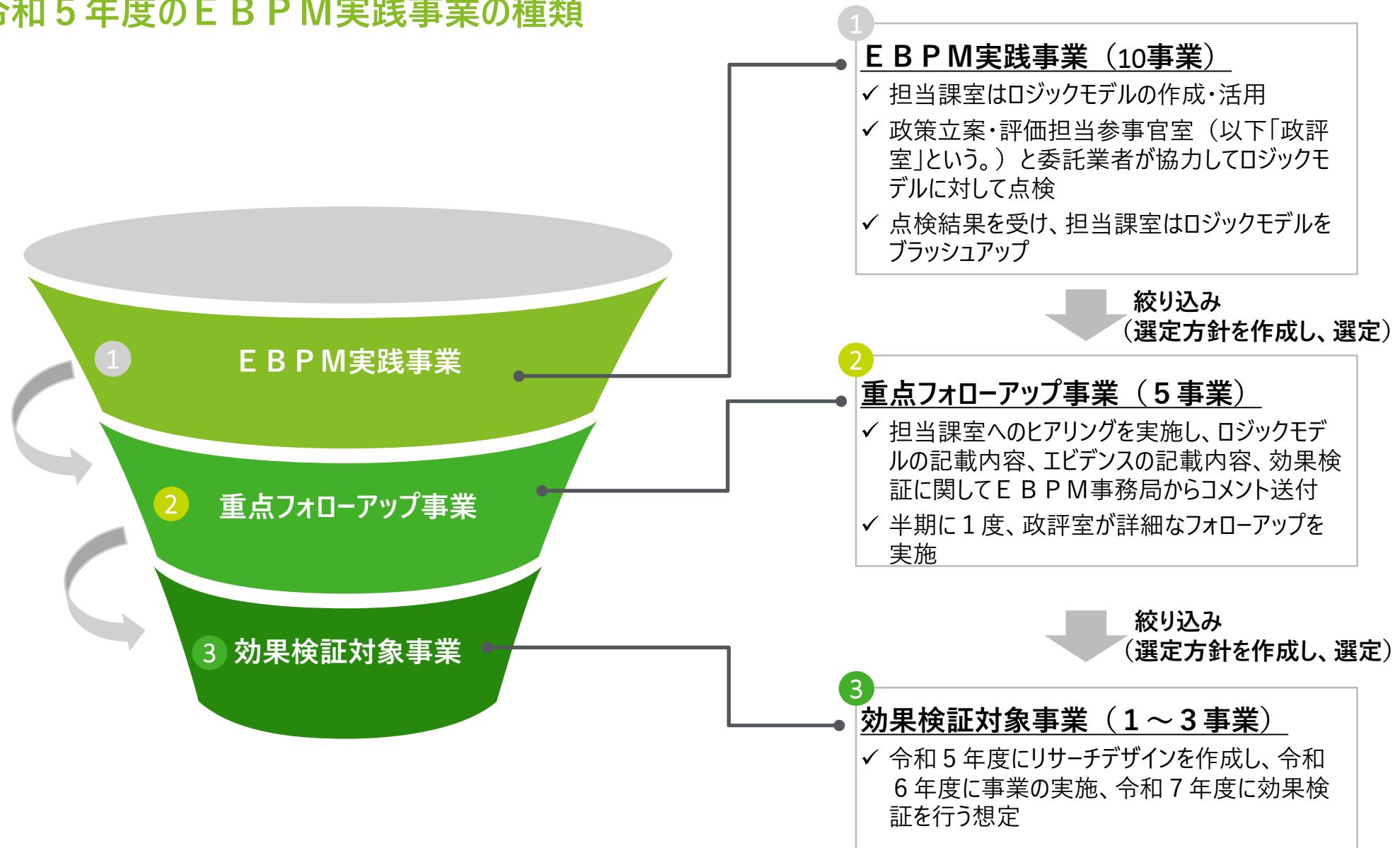
## 効果検証

- 令和4、5年度選定の効果検証対象事業（計3事業）のうち、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、検証作業を行う予定。
- 残りの2事業については、令和8年度以降に検証作業を行う予定。（令和7年7月～令和8年2月）

## EBPM研修

- 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」に関する実践的な知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修を実施する。（令和7年5月）
- EBPMに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修を実施する。（令和7年10月）
- EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修を実施する。（令和7年11月）

## 令和5年度のE B P M実践事業の種類



## 内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和6年1月30日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている行政事業レビューにおいて、「基礎的なEBPM」を実践する。
- 行政事業レビューシートを「過去の事実の説明」のみならず、政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。
- 画一的なやり方をあてはめるのではなく、事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような高度に学術的なものをもとめるものではない。
- 各府省は、自律的に行行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

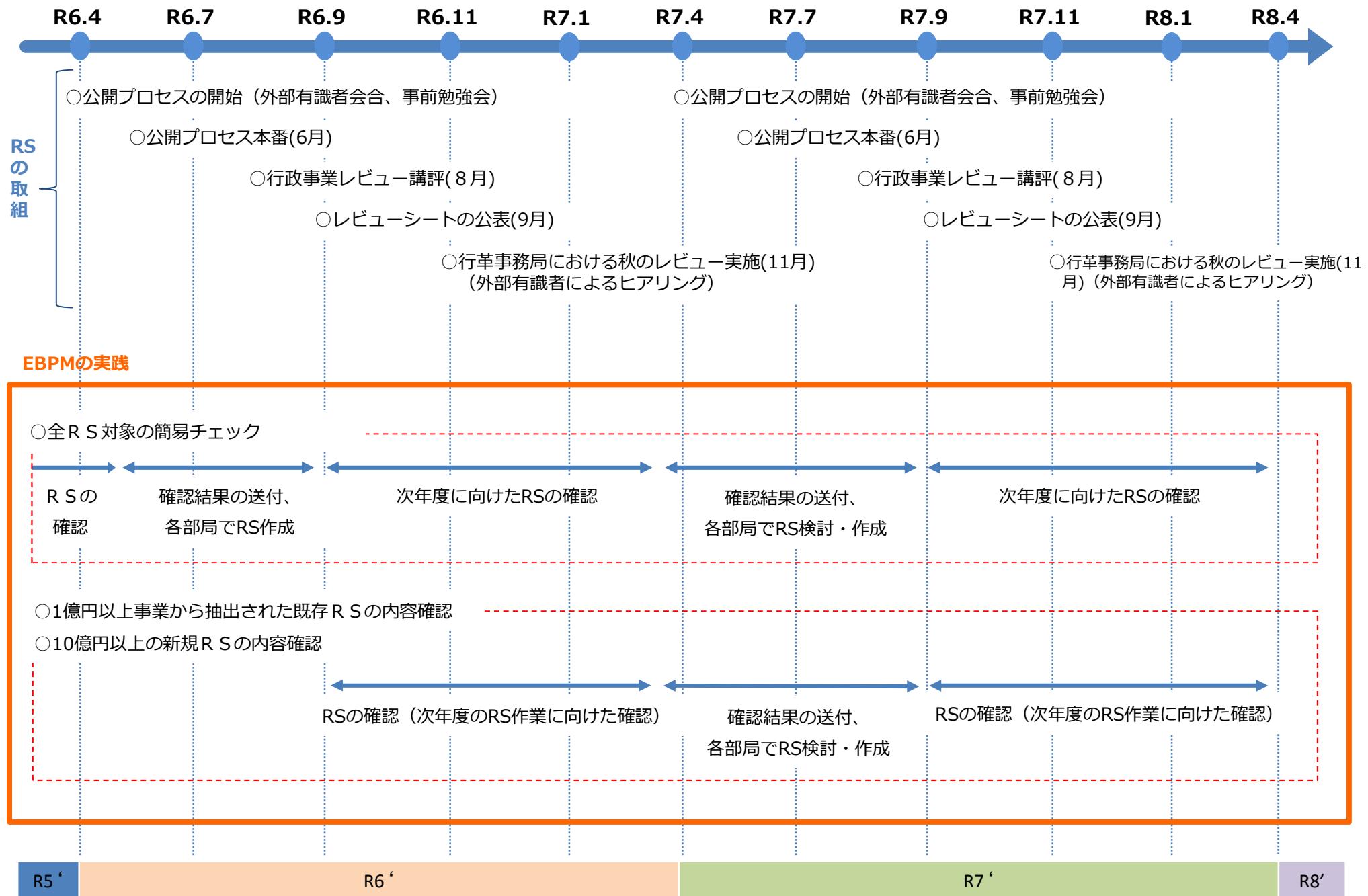
## 厚生労働省における令和6年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1
  - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
    - ・「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
    - ・「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
  - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
  - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※2。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、5月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 令和5年度に実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施

## 参考 E B P Mの実践のスケジュール



## 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 厚生労働省のEBPM推進に係る 有識者検証会検証結果取りまとめ(案) のポイント

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



# 本検証会は、EBPMの更なる推進を図ることを目的として開催し、計2回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について外部有識者による検証を行った

## 検証事項

### 1. 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

- ・ 全ての行政事業レビューシートについて、生成AIを活用した簡易チェックの方法等の検証を行う
- ・ 対象事業(108事業)について、行政事業レビューシートの点検・助言等の検証を行う

### 2. 効果検証等に係る検証

- ・ 過年度のEBPM実践事業から選定された対象事業について、その取組状況に係るフォローアップの検証を行う
- ・ 過年度のEBPM実践事業から選定された対象事業について、分析手法や分析結果の解釈等の検証を行う

### 3. その他EBPMの取組に係る検証

- ・ その他のEBPMの取組について、実施方法や取組内容等の検証を行う

### 4. 今後の取組について

- ・ 令和6年度の取組内容を踏まえ、令和7年度のEBPMの実践について検証を行う

### 5. その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

## 厚生労働省の主な取組

### 1. 行政事業レビューシートの点検・助言

- ・ 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄におけるデータの記載や長期アウトカムの適切な設定状況を、生成AIも活用しながら職員による簡易チェックを行う
- ・ 対象事業(108事業)の行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行った

### 2. 効果検証等

- ・ 令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業について、専門的立場からコメントするとともに、そのうち、次年度以降に検証予定の3事業について、データの取得や事業の実施状況等の取組状況を確認した
- ・ 2事業について、効果検証を行った

### 3. その他EBPMの取組

- ・ EBPMよろず相談所を開設し、職員からの相談に対応をするとともに、職員を対象としたEBPM研修を実施した

### 4. 今後の取組

- ・ 政府の取組方針を踏まえながら、行政事業レビューシートの確認や効果検証等の取組を実施する

本検証会は、EBPMの更なる推進を図ることを目的として開催し、計2回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について外部有識者による検証を行った

---

## 検証結果

---

### 1. 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

- ●●●

### 2. 効果検証等に係る検証

- 重点フォローアップ事業への支援・助言について、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行っており、概ね妥当である
- 効果検証対象事業の取組状況・結果について、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、概ね妥当である

### 3. その他EBPMの取組に係る検証

- ●●●

### 4. 今後の取組

- ●●●

## 行政事業レビューシートの点検・助言及び効果検証等に係る課題は以下のとおりであり、来年度以降、対応を検討する

### 1. 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

#### ■ 事業の必要性・重要性の適切な記載

- 事業を実施する必要性・重要性を確認するため、現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載することを徹底することが望ましい

#### ■ 事業の論理構造の適切な記載

- 事業の進捗・効果を適切に把握・評価するため、アウトカムを適切(段階的かつ論理的)に設定することを徹底することが望ましい

#### ■ 行政事業レビューシートに関する知識の浸透

- 行政事業レビューシートに関する執務参考資料を職員に浸透させ、基礎的な知識を習得させることが望ましい

※斜体の記載は事務局案

### 2. 効果検証等に係る検証

#### ■ 検証に向けたフォロー

- リサーチデザインを事前に設計していることを踏まえ、設計に変更が生じた際には、適切な代替案を提示・検討するなど、担当部局に対して、効果検証に向けたデータ取得等を継続的に支援することが望ましい

#### ■ 背景・文脈の把握

- 政策を評価する上で、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい

#### ■ 前向き検証の実践

- 実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT(ランダム化比較試験)等の「前向き検証」を行うことを検討することが望ましい

#### ■ コスト観点からの分析

- 政策の実装を踏まえると、各政策を実施する上でのコストという観点からも分析することが望ましい

#### ■ 受益者視点の効果検証

- 効果検証に当たって、政策の対象者だけではなく、実際に行政サービスを受ける受益者への効果も検討するなど、広がりのある効果検証を検討することが望ましい

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ（案）

令和 7 年 2 月 13 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

## 目次

---

はじめに .....	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項 .....	2
2 検証結果取りまとめ .....	3
(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証 .....	3
(2) 効果検証等に係る検証 .....	5
(3) その他E B P Mの取組に係る検証 .....	7
(4) 今後の取組について .....	8
(5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証 .....	10

## 参考資料

参考 1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱 .....	12
参考 2 検証会の開催状況等 .....	14
参考 3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	] (添付省略)
参考 4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

## はじめに

---

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者によるE BPMの実践状況の検証等を行い、E BPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された株式会社メトリクスワークコンサルタンツが参集を求めて開催されたものであり、令和6年12月9日から令和7年2月13日まで計2回にわたり、厚生労働省におけるE BPMの推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後のE BPMの推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとにE BPMの取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省におけるE BPMの推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

# 1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項

---

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、次の点を検証事項として検証を行った。

## (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

- ・ 全ての行政事業レビューシートについて、生成AIを活用した簡易チェックの方法等の検証を行った。
- ・ 対象事業（108事業）について、行政事業レビューシートの点検・助言等の検証を行った。

## (2) 効果検証等に係る検証

- ・ 過年度のE B P M実践事業から選定された対象事業について、その取組状況に係るフォローアップの検証を行った。
- ・ 過年度のE B P M実践事業から選定された対象事業について、分析手法や分析結果の解釈等の検証を行った。

## (3) その他E B P Mの取組に係る検証

- ・ その他のE B P Mの取組について、実施方法や取組内容等の検証を行った。

## (4) 今後の取組について

- ・ 令和6年度の取組内容を踏まえ、令和7年度のE B P Mの実践について検証を行った。

## (5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

## 2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

### (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

#### ①厚生労働省の主な取組

全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行うこととしている。

また、概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行った。

#### 【行政事業レビューシートの主な点検項目】

##### 全般

- 専門的な用語を用いる場合、注釈等で説明されているか。

##### 事業の目的

- 事業の最終目的（目指すべき姿）を明確化した上で、その達成に向けて事業がどのように寄与するのか記載されているか。

##### 現状・課題

- 事業の目的に対応する形で具体的な現状（問題）を記載しているか。
- 現状（問題）に対応する形で具体的な課題（原因）を記載しているか。
- データを用いて記載しているか。

##### 事業の概要

- 課題に対応する形で具体的に記載しているか。

##### アクティビティ

- 事業の概要と対応する形で主要な活動を漏れなく記載しているか。
- 国をアクティビティの実施主体として記載しているか。

##### アウトプット

- アクティビティをどれだけ実施するか（したか）に関する活動目標を適切に設定しているか。
- 上記活動目標に対する活動指標を記載しているか。

##### 短期アウトカム

- 短期間（原則1～2年以内）で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための成果目標が適切に設定されているか。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。</li> </ul> |
|--|

中期アウトカム

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>短期アウトカムから長期アウトカムに至るまでの中間的な変化に係る成果目標が適切に設定されているか。</li> <li>上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。</li> </ul> |
|--|

長期アウトカム

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的に対応した形で成果目標が適切に設定されているか。</li> <li>上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。</li> </ul> |
|---|

項目間のつながり

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく、ロジカルに記載されているか。</li> <li>複数のアウトカムを設定している場合、短期、（中期）、長期アウトカムは、事業対象者や社会の段階的な行動変容や変化に関する記載となっているか。</li> </ul> |
|---|

## ②検証結果



## ③今後の課題（事務局案）

次年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

### （ア）事業の必要性・重要性の適切な記載

事業を実施する必要性・重要性を確認するため、現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載することを徹底することが望ましい。

### （イ）事業の論理構造の適切な記載

事業の進捗・効果を適切に把握・評価するため、アウトカムを適切（段階的かつ論理的）に設定することを徹底することが望ましい。

### （ウ）行政事業レビューシートに関する知識の浸透

行政事業レビューシートに関する執務参考資料を職員に浸透させ、基礎的な知識を習得させることが望ましい。

## (2) 効果検証等に係る検証

---

### ①厚生労働省の主な取組

令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業（重点フォローアップ事業）について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントした。

また、そのうち、次年度以降に効果検証を予定している3事業について、データの取得や事業の実施状況等に係る事業担当課室へのヒアリング等を行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、検証範囲の縮小や代替データの提示等の助言・支援を行った。

さらに、効果検証に必要なデータを取得済みの2事業について、効果検証を行い、検証方法や分析結果、政策的示唆等を取りまとめた資料を作成し、事業担当課室へ説明を行った。

### ②検証結果

重点フォローアップ事業への支援・助言について、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行うとともに、効果検証について、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、概ね妥当である。

### ③今後の課題

次年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

#### （ア） 検証に向けたフォロー

リサーチデザインを事前に設計していることを踏まえ、設計に変更が生じた際には、適切な代替案を提示・検討するなど、担当部局に対して、効果検証に向けたデータ取得等を継続的に支援することが望ましい。

#### （イ） 背景・文脈の把握

政策を評価する上で、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい。

#### （ウ） 前向き検証の実践

実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT（ランダム化比較試験）等の「前向き検証」を行うことを検討することが望ましい。

(エ) コスト観点からの分析

政策の実装を踏まえると、各政策を実施する上でのコストという観点からも分析することが望ましい。

(オ) 受益者視点の効果検証

効果検証に当たって、政策の対象者だけではなく、実際に行政サービスを受ける受益者への効果も検討するなど、広がりのある効果検証を検討することが望ましい。

### (3) その他EBPMの取組に係る検証

---

#### ①厚生労働省の主な取組

EBPMより相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行った。

また、職員を対象としたEBPM研修をeラーニング形式や集合形式で実施し、EBPMに関する基礎的・実践的な知識の習得を促した。

#### ②検証結果



#### ③今後の課題



## (4) 今後の取組について

### ①厚生労働省の主な取組

政府全体の取組方針や令和6年度の取組内容等を踏まえ、令和7年度のEBPMの実践について次のとおりまとめた。

#### 令和7年度のEBPMの実践について

- 予算事業については行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用し「基礎的なEBPM」を実践する。
- 全てのRSを対象とした職員による簡易チェック及び特定のRS<sup>\*1</sup>を対象とした専門家による詳細チェックを実施し、RSの品質管理を進める。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。<sup>\*2</sup>
- 優良事業改善事例の選定など、その他の取組については、政府の方針に沿って対応していく。

※1 既存事業に関しては1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象

※2 重点フォローアップ事業に対する支援については令和7年度まで、効果検証対象事業の効果検証については令和8年度まで取組を継続する予定

また、令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組を、次のとおりまとめた。

#### 令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組について

- EBPMよろず相談所
  - 毎週1回（令和7年10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。（令和7年4月～令和8年2月）
- 行政事業レビューシートの確認
  - 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIの活用も視野に入れて、職員による簡易チェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）
  - 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、専門家による詳細なチェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）

- 過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言
  - 令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について助言を行う。（令和7年6月～7月、令和7年12月～令和8年1月）
- 効果検証
  - 令和4、5年度選定の効果検証対象事業（計3事業）のうち、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、検証作業を行う予定。
  - 残りの2事業については、令和8年度以降に検証作業を行う予定。（令和7年7月～令和8年2月）
- EBPM研修
  - 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」に関する実践的な知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修を実施する。（令和7年5月）
  - EBPMに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修を実施する。（令和7年10月）
  - EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修を実施する。（令和7年11月）

## ②検証結果



## ③今後の課題



## (5) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

---

## 参 考 资 料

## 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

### 1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和6年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

### 2 検証事項

- (1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証
- (2) 効果検証等に係る検証
- (3) その他E B P Mの取組に係る検証

### 3 構成員

別紙のとおり

### 4 運営等

- (1) 検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。  
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (6) 検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

安藤 道人 立教大学 経済学部 教授

小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

## 参考 2

### 検証会の開催状況等

#### ◆開催状況

第1回：令和6年12月9日（月）15:00～17:00 WEB会議形式  
第2回：令和7年2月13日（木）15:00～17:00 WEB会議形式

#### ◆厚生労働省

参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	三村 国雄
政策立案・評価推進官	菊池 清隆
政策企画官	白木 紀行
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	佐々木 和之
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	山本 剛史

#### ◆事務局 株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

代表取締役	西野 宏
チーフコンサルタント	有本 寛
コンサルタント	徳田 尚也

#### ◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46461.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46461.html)

平成 25 年 4 月 2 日策定  
平成 26 年 3 月 14 日改正  
平成 27 年 3 月 31 日改正  
平成 28 年 3 月 29 日改正  
平成 29 年 3 月 28 日改正  
平成 30 年 3 月 28 日改正  
平成 31 年 3 月 29 日改正  
令和 2 年 3 月 27 日改正  
令和 3 年 3 月 26 日改正  
令和 4 年 3 月 25 日改正  
令和 5 年 3 月 31 日改正  
令和 6 年 4 月 22 日改正  
行政改革推進会議

## 行政事業レビュー実施要領

## 目次

第1部 総論 .....	3
1 基本的な考え方 .....	3
2 体制整備 .....	3
第2部 事業の点検等 .....	5
1 レビューシートの作成 .....	5
2 外部有識者による点検 .....	5
3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施 .....	9
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映 .....	12
5 点検結果の公表等 .....	13
第3部 基金の点検等 .....	14
1 基金シートについて .....	14
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について .....	18
3 出資状況表の作成・公表等 .....	19
第4部 行政改革推進会議による検証等 .....	20
1 行政改革推進会議による検証 .....	20
2 秋の年次公開検証の実施 .....	20
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等 .....	20
4 チーム責任者会合の開催 .....	20
第5部 その他重要事項 .....	21
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価 .....	21
2 その他重要事項 .....	21

## 第1部 総論

### 1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

### 2 体制整備

#### （1）行政事業レビュー推進チーム

① 各府省庁は、「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

チームは、統括責任者を官房長（官房長の置かれていない省庁にあっては総括審議官等同等クラス。以下同じ。）、副統括責任者を会計課長（会計課長の置かれていない省庁にあっては同等クラス。以下同じ。）とし、チームの果たす役割を踏まえ、EBPM的観点からの議論の促進や政策評価との連携等、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう、関係する幹部、管理職職員等や各局総務課長等を各府省庁で適切に選任、参画させるものとする。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長、会計課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

② チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、EBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行うものとする。

##### 【事業の点検等】

ア 事業所管部局によるレビューシートの適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPM的観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並

### びに厳格な自己点検の指導

- イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及
- ケ 職員の資質向上に係る取組

### 【基金の点検等】

- コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理
  - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
  - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
  - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- サ 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- シ コ及びサを踏まえた基金及び基金事業の厳格な点検並びに点検結果（所見）の取りまとめ
- ス チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検
- セ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

### （2）行動計画の策定

- ① 各府省庁は、毎年度、原則4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である2（1）②ア～セについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

### （3）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

## 第2部 事業の点検等

### 1 レビューシートの作成

#### (1) レビューシートの作成

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全事業について、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いてレビューシートを作成する。

#### (2) 事業単位の整理

レビューシートの作成に当たり、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

なお、この実施要領における用語及び事業の定義は以下のとおりとする。

- ・現年度：レビューシートを作成する年度
- ・前年度：現年度の1年前の年度
- ・翌年度：現年度の1年後の年度
- ・前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。）
- ・新規開始事業：現年度に新規に開始した事業
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配意することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

#### (3) レビューシートの作成主体

レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、RSシステムで作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、RSシステムでセグメントシートを作成する。

#### (4) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

### 2 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでE BPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした

点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施するものである。

#### (1) 外部有識者の選任

① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任する。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ E B P Mに深く知見を有する者

ウ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

エ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

オ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2) の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適当であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

#### (2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、(1) で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務

局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効果的、効率的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート公表後）

- ③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

### （3）対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部1）の対象となったもの
- エ 新たに定性的なアウトカムを設定するもの（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は既に定性的なアウトカムを設定しているものでその進捗状況について確認する必要があるもの（委員会、審議会等の第三者機関においてアウトカムの進捗状況を確認しているものを除く。）
- オ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの
- なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年度（前年度中に事業が終了したものは現年度）に外部有識者に点検を求めるものとする。また、予算の計上府省庁を変更することのみをもって、ア及びイに当たるものではない。

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
  - ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に

向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業

- ・入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、一者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客觀性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

また、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、効率的な実施に努めるものとする。

③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

#### （4）所見欄への入力

① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等（定性的なアウトカムを設定している事業については、設定理由が適切かの評価、事業の進捗や効果についての評価を含む。）を入力するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を入力する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

#### （5）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者による点検の効果的、効率的な実施の観点から、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

#### (6) 外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。
- ② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。
  - ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。
  - イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの所定の欄に入力する。

#### (7) 外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設けなければならない。講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

### 3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

公開プロセスは、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、各府省庁が外部有識者を入れて公開の場で自らの事業の点検を行う取組である。

#### (1) 対象事業の選定

- ① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客觀性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

- ア アウトカムの設定など、E B P M的観点から点検する必要があるもの
- イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関するもの（複数也可）
- カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。

⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するた

め、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

#### （2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は4名以上とし、各府省庁が2名以上を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が2名以上（原則、各府省庁が選定する有識者と同じ人数とする。）を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

#### （3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

#### （4）公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月中を目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。

- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおいては、より効果の高い事業とすべく、事業の必要性、効率性（無駄の削減）及び有効性の観点から、点検・議論を行うこととする。
- ⑥ 取りまとめ役は、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な取りまとめコメントを公表するものとする。
- ⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。
- ⑧ チームは、公開プロセスの取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に入力するものとする。

#### （5）結果の取扱い

取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

### 4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

#### （1）チームによる点検（サマーレビュー）

チームによる点検（サマーレビュー）は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、事業全体について点検・改善につなげるものである。

チームは、特に、新規開始事業及び新規要求事業については、上記の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効果的、効率的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行うものとする。

また、チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

#### （2）点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳格な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

### (3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく入力するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に入力することとする。

## 5 点検結果の公表等

### (1) レビューシートの公表

各府省庁は、レビューシートを翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに、RSシステム上で公表するものとする。

なお、レビューシートを公表後に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表するものとする。

レビューシートの公表の際には、レビューと政策評価の一覧性に留意して、 국민にとって分かりやすいものとすること。

### (2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの公表に合わせて、RSシステム上で公表するものとする。

## 第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、基金事業の進捗や効果等の検証を踏まえ、執行の改善や余剰資金の国庫返納につなげる厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

### 1 基金シートについて

#### (1) 基金シートの作成

各府省庁は、基金のうち、独立行政法人、公益法人等に造成された基金について、以下の定めにより、RSシステムを用いて基金シートを作成するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「「基金基準」」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

#### (2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

##### ① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

##### ② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの

##### ③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

ア 前年度末に基金残高を有するもの（既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。）

イ 基金事業の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)

ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの

#### ④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

### (3) 基金シートの作成府省庁

基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成を行う。

その際、基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配意し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

### (4) 基金所管部局による点検

基金所管部局は、「基金基準」及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」(令和5年12月20日行政改革推進会議。以下「方針」という。)を踏まえ、以下のとおり基金の厳格な点検を行い、その結果を基金シートに分かりやすく入力するとともに、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うものとする。

#### ① 基金の点検等

##### 【基金方式の必要性】

ア 各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。個別具体的な事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないかについて真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

##### 【予算措置】

イ 基金への予算措置は最大でも3年程度とし、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。

##### 【具体的な成果目標、成果の達成状況の検証】

ウ 短期(3年程度)のものも含めて、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果

目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル（効果発現経路）を基金シートにおいて明らかにする。

- エ 事業効果を円滑・効率的に検証するためのデータ収集・分析の体制が構築されているかについて点検する。
- オ 事業目的達成に向けて、効果的、効率的に基金事業が実施されているかについて厳格に検証を行う。

#### 【終了予定時期】

- カ 終了予定時期については、基金設置から10年以内を原則として中長期の成果目標を踏まえたものとなっているか点検する。その後の対応については成果の検証を踏まえたものにする。

#### 【事業見込み・保有規模】

- キ 終了予定時期に照らし、足元の執行状況等を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検する。基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合（以下「保有割合」という。）の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

- ク 「保有割合」が「1」を上回る場合は、その上回る部分を残置する必要性について、基金事業の性格に照らし、合理的・具体的なものとなっているかについて厳格に点検する。

- ケ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っている場合は、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

- コ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業については、廃止できないか検討する。

- サ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

#### 【事業費の支出がない基金事業】

- シ 支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。

- ス 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っているものについて、3年連続して事業費の支出がない基金事業は、使用見込みの低い基金として、事業を終了し、国庫へ返納することを検討する。

- セ 事業が終了し、管理費のみの支出となる基金は廃止することを原則とする。

## ② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点から、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

- ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経

緯について、基金事業の目的に照らし恣意的なものとなっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

ウ 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりとできる体制が構築され、こうした根幹的な業務が実質的に民間企業に外注されていないか厳格に点検する。

### ③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

## (5) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、外部性を確保し客観的かつ具体的で厳格な検証を行うことを目的に、(4) を踏まえて実施するものである。

### ① 外部有識者による点検

チームは、原則全ての基金事業について第2部2(1)で選任した外部有識者に点検を求めるものとする。

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。

### ② 点検対象基金事業

全ての基金事業について、外部有識者による点検を行うことを原則とするが、個別の基金事業の性質や執行状況に加え、過去の指摘等を踏まえ、アウトカムの目標年度時や事業終了年度の翌年度等、一定の期間ごとに重点的に実施する対応も可とする。

## (6) チームによる点検

チームによる点検は、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、基金所管部局の指導を行い、基金事業全体について見直し・改善につなげるものである。

チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に具体的に入力する。

## (7) 基金シート等の公表等

(3) の作成担当府省庁は、基金シートを9月中旬までに、RSシステム上で公表するものとする。

公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施して

いる基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配意するものとする。

複数府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上（共管）されている場合は、入力内容について相互に調整した上で、1つの基金シートを公表する。

また、移替経費を原資に基金を造成した場合は、当該予算を執行した各府省庁の協力を得て、予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

## 2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

### (1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、RSシステムを用いて、「方針」を踏まえ、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成するものとする。

### (2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、次のア又はイのいずれかに造成された基金であって、1（2）①～③に定める条件全てに該当するものとする。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

### (3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）及び（7）のとおりとする。

### (4) 執行状況表の公表等

#### ① 執行状況表の公表

（3）の担当府省庁は、執行状況表を9月中旬までにRSシステム上で公表するものとする。

#### ② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

### (5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（4）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

### 3 出資状況表の作成・公表等

#### (1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、入力内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表を公表する。

#### (2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、R S システムを用いて出資状況表を作成し、9月中旬までに同システム上で公表するものとする。

## 第4部 行政改革推進会議による検証等

### 1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改革等で活用されるよう意見を提出するものとする。

### 2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

### 3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

### 4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

## 第5部 その他重要事項

### 1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

#### (1) 各府省庁による自主的な事業改善の選定、表彰及び普及

① 各府省庁が自律的にレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、各府省庁において、チームは、その活動を通じて把握した事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等（統括責任者より上位の職位の者を含む。）から表彰するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、9月末までに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的な内容を入力するものとする。

③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、例えば、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業を実施する背景（現状）、事業により解決すべき課題について、データ等を用いつつ、的確な抽出がなされていること。

イ 活動指標について、活動状況を的確に測定でき、かつ、活動状況の異変を早期に検知することができるような指標が設定されていること。

ウ 成果指標について、事業の効果を的確に測定できるような指標が設定されていること。

エ 事業の活動状況及び効果の確認が的確に行われ、効果が認められない場合における廃止等を含め、その結果が翌年度以降の事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用されていること。

#### (2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

### 2 その他重要事項

#### (1) 国民へのレビューの周知広報等

① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

② 事務局は、RSシステムを通じ、国民による府省庁横断的な分析・検証などのデータ利活用の促進を図るものとする。

③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的、効率的な周知・広報に努める。

#### (2) レビューシートの活用

各府省庁は、作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、E B P Mの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

#### (3) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

#### (4) 職員の資質向上等

① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。

② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各入力項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

#### (5) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

また、事務局は、各府省庁における個別事業の事業改善の取組に効果的な支援を行うよう努める。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から隨時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

## 行政事業レビューにおける点検の対象外の事業又は経費について

以下の事業又は経費については、行政事業レビューにおける点検の対象外とすることができます。

### ① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

### ② 国債費、地方交付税交付金

### ③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの又は正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）のうち、各府省庁による政策的な判断や自由裁量がほとんどないとみなせるもの

(参考)

### 類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「○○府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの  
例：○○庁共通費（○○庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの  
例：○○○○総合研究所（○○○○総合研究所に必要な経費）  
○○業務費（○○大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
  - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
  - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）

注) これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
0 1	議員歳費	×	立法府経費のため
0 2	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る人件費のみ対象外
0 3	職員諸手当	○	"
0 4	超過勤務手当	○	"
0 5	諸手当	○	
0 6	雑給与	○	
0 7	報償費	×	現在使途を明らかにしているものは対象
0 8	旅費	○	
0 9	庁費	○	
1 0	原材料費	○	
1 1	立法事務費	×	立法府経費のため
1 2	議員調査研究費	—	該当なし
1 3	渡切費	—	該当なし
1 4	委託費	○	
1 5	施設費	○	
1 6	補助金の類	○	
1 7	交際費	○	
1 8	賠償償還及び払戻金	○	
1 9	保証金	×	訟務関係のため
2 0	補償金	○	
2 1	年金及恩給	○	
2 2	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
2 3	貸付金	○	
2 4	出資金	○	
2 5	供託金利子	×	訟務関係のため
0 0	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

令和6年4月23日  
厚生労働省

## 令和6年度行政事業レビューにかかる行動計画

### I. 基本的な考え方

行政事業レビューは、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する必要がある。

以上の基本的な考え方を踏まえ、厚生労働省が所管する事業について「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）等に沿って行政事業レビューを推進するため、行動計画を以下のとおり定める。

## II. 実施体制

厚生労働省における行政事業レビューを推進するため、厚生労働省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。チームは、事業担当課室長が行ったレビューを点検するほか、行政事業レビュー実施要領（平成25年4月2日行政改革推進会議策定。以下「実施要領」という。）第1部2（1）②に規定された取組を行う。その際、大臣官房会計課は、行政事業レビューにおけるレビュー結果の概算要求への反映や予算執行の観点から助言等を行う。また、政策立案・評価担当参事官室は、行政事業レビューにおけるEBPM的観点から目標・指標設定や政策効果の点検に係る助言等を含め、EBPM推進の実務を担う。

チームは、総括責任者、副総括責任者、事務局責任者及びメンバーをもって構成し、それぞれ別紙に掲げる者をもって充てることとする。

## III. 行政事業レビューの取組

行政事業レビューの実施にあたっては、政策立案・評価担当参事官室と連携した上で、EBPMの手法等を用いた成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげることとする。

また、外部有識者による点検は「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」など、行政事業レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて行うこととする。

### 【事業の点検】

#### 1. 事業の実態把握

##### （1）事業単位の整理

厚生労働省の令和5年度の事業について、実施要領に基づき点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

##### （2）レビューシートの作成

事業所管部局は、事業単位毎にレビューシートを作成し、事業の活動・成果実績、予算の支出先、使途などの実態を把握する。

##### （3）レビューシートの公表

令和5年度事業、令和6年度新規事業及び令和7年度新規要求事業について、事業の自己点検や4で示す取組を行うた

め、レビューシートに入力可能な事項を入力の上、令和7年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに公表を行う。

## 2. 事業所管部局による自己点検（事業見直し案の検討）

事業所管部局は、事業の活動・成果実績、予算の支出先、用途などの実態を踏まえ、それが本来の事業目的と合致しているか、真に効率的・効果的な支出となっているかなど、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性にも留意しながら、概算要求前までに全事業について自己点検を実施する。

## 3. 外部有識者による点検

自己点検を行った事業のレビューシートのうち一定数につき、外部有識者によって点検を行い、対象事業の点検結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

## 4. 公開プロセスの実施

事業の実態や自己点検結果を踏まえ、外部有識者によって構成される「厚生労働省行政事業レビュー外部有識者会合」において対象事業を決定した上で、外部有識者を交えて公開プロセスを実施する。

### (1) 外部有識者

取りまとめ役を含め厚生労働省が委嘱した外部有識者2名以上に、行革事務局が指定する外部有識者2名以上（原則、厚生労働省が委嘱した外部有識者と同じ人数とする。）を加えて実施する。

### (2) 公開方法

インターネットを活用し同時性・公開性を担保することとし、結果及び議事録は、後日、速やかに公開する。

### (3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を隨時提供するとともに、資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、適切に対応を行う。

## 5. 結果の公表、概算要求・予算等への反映

公開プロセスの結果を踏まえ、公開プロセスにかかる他の事業についても、レビューを実施するとともに、公開プロセス結果の視点も踏まえ必要な横断的見直しを行うなどして、その結果を令和7年度予算の概算要求に反映させ、公表する。これを組織や制度の見直しにも活用していくこととし、適切に予算執行にも反映させることとする。

また、行政改革推進会議による検証結果を以後の予算等に反映させることとする。

## 6. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

国民や職員からの意見・提言募集、人事評価への反映、優良事業改善事例の選定、職員の資質向上に係る取組など、行政事業レビューの実効性を高め、その向上に資する施策について、積極的に取り組む。

### (1) 国民や職員からの意見・提言募集

行政事業レビューについて、インターネット等を活用し、国民や職員からの意見・提言を募集し、有効なものについては取組として実践する。

### (2) 人事評価への反映

人事評価の目標設定に当たって、コスト意識の視点から、予算執行の効率化に関する取組を盛り込む。

### (3) 優良事業改善事例

優良事業改善事例について、9月末までに公表する。

### (4) 職員の資質向上

レビューシートの入力方法や留意事項等を示したチェックリストを事業所管部局に配布し、自己点検をより一層実効性のあるものとする。

## 【基金の点検】

### 1. 基金シートについて

#### (1) 基金シート作成単位の整理

公益法人等に造成された基金について、点検の対象となる基金事業の単位を整理する。

#### (2) 基金シートの作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に基金シートを作成する。

(3) 基金シートの公表

基金シートは、9月中旬までに公表する。

(4) 自己点検

基金事業の実態を踏まえ、基金方式により実施する必要性があるのか、基金を造成する法人等に適格性はあるのか、基金への拠出時期や額に適切性はあるのかなど自己点検を実施する。

(5) 外部有識者による書面点検

原則全ての基金事業について、厚生労働省が委嘱した外部有識者によって書面による点検を行い、点検結果を外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。

## 2. 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に地方公共団体等保有基金執行状況表を、国から出資を受けた法人等の所管部局は、出資状況表を作成する。

(2) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の公表

地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表は、9月中旬までに公表を行う。

(3) 精査

基金の実態を踏まえ、地方公共団体の事務負担等に留意しつつ精査を行う。

## IV. 今後のスケジュール（予定）

### 【事業の点検】

4月～	公開プロセス対象事業の選定
5月～	外部有識者による書面点検
6月～	公開プロセスの実施
7月上旬	行政事業レビューの結果を概算要求に反映
8月末	概算要求
概算要求の翌日	レビューシートの公表
9月末	優良事業改善事例の公表

**【基金の点検】**

5月～ 外部有識者による書面点検  
9月中旬 基金シート、地方公共団体等保有基金執行状況  
表及び出資状況表の公表

(別紙)

## 厚生労働省行政事業レビュー推進チーム

総括責任者：大臣官房総括審議官

副総括責任者：大臣官房政策立案総括審議官

事務局責任者：会計管理官、参事官（調査分析・評価担当）

メンバー：大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

大臣官房会計課長

大臣官房地方課長

大臣官房国際課長

大臣官房厚生科学課長

大臣官房参事官（情報化担当）

医政局総務課長

健康・生活衛生局総務課長

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長

医薬局総務課長

労働基準局総務課長

労働基準局安全衛生部計画課長

職業安定局総務課長

職業安定局雇用開発企画課長

雇用環境・均等局総務課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局援護企画課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

保険局総務課長

年金局総務課長

年金局事業企画課長

人材開発統括官付参事官（人材開発総務担当）

政策統括官（総合政策担当）付参事官（政策統括官付政策統括室副室長併任）

政策統括官（総合政策担当）付参事官（政策統括官付政策統括室副室長併任）

中央労働委員会事務局総務課長

## 第1回 厚生労働省のEPM推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2024年12月9日（月）15:00～16:58	
場所	オンライン及び厚生労働省17階共用第9会議室	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授（座長） 高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授（座長代理） 安藤 道人 立教大学 経済学部 教授 小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授
	厚生労働省	三村 国雄 政策立案・評価担当参事官 菊池 清隆 政策立案・評価推進官 白木 紀行 政策企画官 佐々木 和之 室長補佐 山本 剛史 統計利活用専門官
	事務局 株式会社メト リクスワーク コンサルタン ツ	西野 宏 代表取締役 有本 寛 チーフコンサルタント 徳田 尚也 コンサルタント

### 議事

#### 1 開会

- はじめに
- 委員紹介
- 座長等の選定

#### 2 EPM実践の取組状況の検証

#### 3 その他

## 議事概要

---

### 1 開会

開催要綱に基づき、当有識者検証会の座長を田中隆一委員とすることが全会一致で決定された。また、座長からの指名により、座長代理は高久玲音委員とすることが決定された。

### 2 E BPM実践の取組状況の検証

#### (1) 厚生労働省におけるE BPMの実践の取組方針及び取組状況について

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるE BPMの実践の取組方針及び取組状況について説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- E BPMよろず相談所について、現時点での相談件数が18件となっているが、この相談件数は多いという認識か。

→令和4年度は24件と相談件数が多く、令和5年度は11件と低調であった。今年度は職員への周知を増やした結果、18件となっており、少し増加したという認識である。

#### (2) 重点フォローアップ事業への支援・助言について

事務局から、資料に基づき、重点フォローアップ事業への支援・助言について説明を行った。

#### (3) 効果検証対象事業の取組状況・結果について

事務局から、資料に基づき、効果検証対象事業の取組状況・結果について説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 「若年者の技能検定受検料減免措置」について、国が減免措置を行った効果と、国が減免措置の除外を行った効果の両方を分析しているということか。

→参考資料4の11頁に記載のとおり、国が減免措置を行った効果（推定モデル(5)及び(6)）と、国が減免措置の除外を行ったパターン（推定モデル(1)～(3)）の両方について分析を実施している。

→実際の政策において国が減免措置の除外を行ったということであれば、分析結果の読み手への理解等も考慮して、国が減免措置の除外を行った効果に絞って分析結果を整理した方がよいのではないか。

- 政策を評価する上で、その背景となる情報を記載した方がよいのではないか。今回は、減免措置の対象者が変わったことを活用して分析を行っているが、その変更が生じた要因やその目的を踏まえて分析結果を整理した方が、分析結果の解釈について混乱が生じないのではないか。
- 「特定健康診査・保健指導に必要な経費」について、参考資料5の11頁において、一部の取組の効果が負で推定された要因として、全体的な受診率が横ばいである一方で取組の実施率が低下傾向にあることを挙げたが、取組間での相関が影響している可能性は考えられないか。また、例えば、会場までの送迎については実施率との相関が負となっているが、受診率の低下を受けて、当該取組を実施しているという逆因果の関係も考えられる※。
- 参考資料5の6頁において、各取組を5つのカテゴリーで分類しているが、カテゴリーごとの推定結果があると、どのカテゴリーが受診率に影響するのか、相対的に分かるのではないか。
- 今回はデータの制約等から年齢別や性別、健康状態別の分析は実施していないが、受診率に大きく関係していると思われる。
- 今回は、各取組が受診率に対して正の関係にあるか、負の関係にあるかを分析しているが、保険者（自治体）での実装を踏まえると、取組のコストも無視できない。例えば、SNSを用いた周知啓発がコストも低く効果も高いということであれば、費用対効果という点で実装しやすいので、そのような観点からの分析も面白いのではないか。
- RCT（ランダム化比較試験）といった前向き検証を用いることにより、取組の有効性を精緻に検証することが可能であると思うが、将来的な実施可能性について教えてほしい。

→まず、保険者（自治体）が新規でモデル的に事業を行う場合であれば実施可能性はあると思うが、現状、前向き検証が広く実施されている状況ではないと思われる。また、既存の取組についても同様の状況である。例えば、自治体の首長等がリーダーシップを発揮して、前向き検証を進めるということであれば、実施可能性は高まると思うが、そのような状況にはなかなかないのではないかと認識している。

→前向き検証といった理想的な検証方法と実際の取組との間に少し距離があると感じている。先ほどコストの話が出たが、コストがかからないようなやり方で、対象を絞って検証を行うということは前向き検証を進める上での重要な第一歩になる。実際の厚生労働省の事業においてテスト的に実施することを前向きに検討してほしい。

※ 本意見を踏まえ、検証会終了後、資料3（効果検証対象事業の取組状況・結果について）5頁及び参考資料5（特定健康診査・保健指導の実施率向上に関する取組の効果検証）11頁の内容を一部修正

- 「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、アウトカムの一部について、効果検証に必要な事前データが取得できていないとのことだが、その要因は何か。  
→担当部局からの情報では、本事業に関する法律の施行により、自治体への調査時期が変わったと認識している。  
→不可抗力によって当初予定していた調査が実施できなくなってしまったことは仕方がないが、リサーチデザインを事前に設計して検証している以上、変更が生じた際にリカバーするような方法を検討する必要があったのではないか。効果検証に向けては経年のデータを取得する必要がある一方、事務局は毎年変更する可能性があるので、継続性も意識しながら検証を進めていただきたい。  
→重点フォローアップ事業として、定期的に事業の進捗状況の把握や検証に向けた助言は実施しているものの、不可抗力等によって予定していた検証の見直しが必要な場合もあるため、隨時担当部局とコミュニケーションをとることを念頭に置きながら、業務を進めてまいりたい。
- 「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」について、自治体へのアンケートを通じて、ICT導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感を把握予定であると認識しているが、その状況を教えてほしい。  
→よろず相談所等の機会を活用しながら、担当部局へ設問等に関する助言を行う予定である。  
→ICT導入による業務の効率化は重要であると思うが、その効果としてサービスの質が維持される・向上されることも重要である。  
→このEBPM推進業務では、行政事業レビューシートの点検も実施しており、本事業が点検対象となっていれば、ご指摘いただいた、実際の受益者への効果に係るアウトカム設定についてもフィードバックしたい。
- ICT導入により、業務効率化の実感が改善されることは自明ではないかと思われるため、職員の労働時間や満足度がどう変化したのか等、広がりのあるアウトカムを設定してもよかったですのではないか。

### 3 その他

全体を通しての質疑応答とともに、議事の取りまとめが行われた。主な発言は以下のとおり。

- 本日の議事の取りまとめを行う。重点フォローアップ事業への支援・助言については、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行っており、おおむね妥当であると整理する。効果検証対象事業の取組状況・結果については、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、おおむね妥当であると整理する。本日のご意見等の詳細については、検証結果取りまとめの報告書で整理させていただきたい。

以上